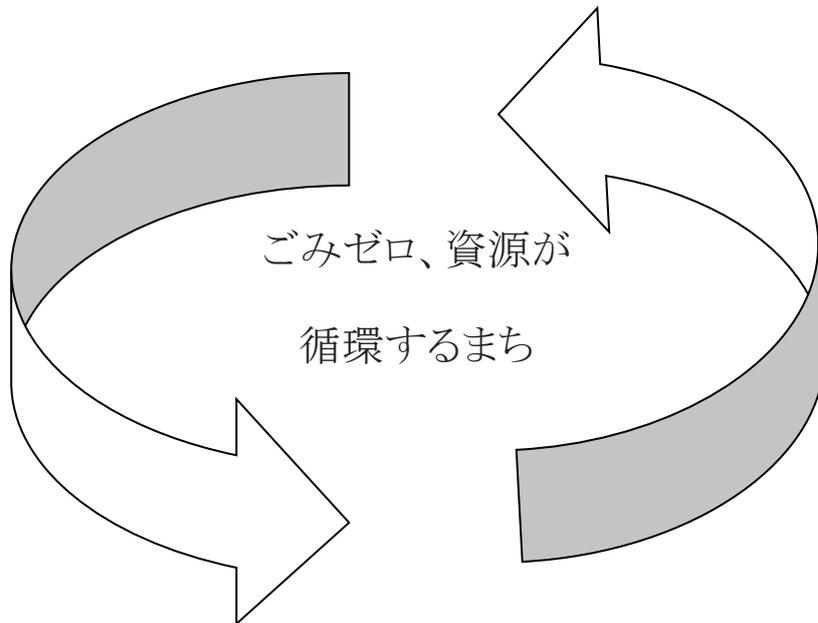


八 尾 市

清 掃 事 業

29

<平成28年度実績>



八尾市 経済環境部

平成29年度 八尾市清掃事業 目次

| | ページ |
|--|-----|
| [総括] | |
| 1 八尾市の概況 | 1 |
| 2 清掃事業の沿革 | 1 |
| 3 資源循環課・環境事業課・環境施設課 事務分掌 | 9 |
| 4 職員数（清掃事業関係） | 10 |
| 5 八尾市清掃事業関係（ごみ・し尿担当）機構の変遷 | 11 |
| 6 決算（清掃事業関係） | 16 |
| [ごみ処理事業等] | ページ |
| 1 分別収集とリサイクルのながれ | 21 |
| 2 ごみ処理 | 22 |
| (1) 可燃（燃やす）ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶 容器包装プラスチック、ペットボトル、資源物、複雑、埋立収集 | 22 |
| (2) 粗大・リサイクル家電・臨時 | 25 |
| (3) 平成28年度 月別 収集量・処理量 | 26 |
| (4) 年度別 収集量・処理量 | 27 |
| (5) 平成28年度 月別 焼却工場搬入量 | 28 |
| (6) 年度別 焼却工場搬入量 | 29 |
| (7) 年度別 市民1人・1世帯の1日あたりの処理量 | 30 |
| (8) 資源化处理 | 32 |
| (9) 有価物集団回収 | 34 |
| (10) 不法投棄収集 | 36 |
| (11) 犬猫等の死体の処理 | 36 |
| (12) 組成分析調査結果 | 37 |
| 3 処理施設 | 44 |
| (1) 焼却施設 | 44 |
| (2) 中間処理施設 | 45 |
| (3) 最終処分施設 | 46 |
| 4 車両 | 47 |
| 5 ごみ減量・リサイクル啓発事業 | 48 |
| (1) 8種分別・指定袋制 | 48 |
| (2) 事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度 | 50 |
| (3) コンポスト（生ごみ堆肥化容器）購入費の助成 生ごみ堆肥化ぼかし容器の貸与 家庭用電動生ごみ処理機購入費の助成 | 51 |
| 6 あき地の適正管理指導業務 | 52 |
| (1) 平成28年度 あき地の指導状況 | 52 |
| (2) 平成28年度 草刈り機貸し出し状況 | 52 |
| 7 防疫業務 | 52 |
| 8 環境教育 | 53 |

| | ページ |
|------------------------|-----|
| [し尿処理事業等] | |
| 1 し尿処理 | 55 |
| (1) 汲取・浄化槽・下水道の人口推計 | 55 |
| (2) 浄化槽汚泥の処理 | 55 |
| (3) 公衆便所の管理 | 55 |
| (4) し尿収集運搬業務 | 56 |
| 2 衛生処理場 | 57 |
| (1) 施設の概要 | 57 |
| (2) 年度別 汲取りし尿・浄化槽汚泥搬入量 | 58 |
| 3 斎場及び市立墓地 | 59 |
| (1) 斎場 | 59 |
| (2) 平成28年度 火葬等件数 | 59 |
| (3) 市立墓地 | 60 |
| (4) 納骨堂 | 61 |

| | ページ |
|-----------------------------|-----|
| [条例・規則] | |
| ○ 八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 | 63 |
| ○ 八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則 | 72 |
| ○ 八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則 | 84 |
| ○ 八尾市廃棄物減量等推進審議会規則 | 88 |
| ○ 八尾市あき地の適正管理に関する条例 | 90 |
| ○ 八尾市あき地の適正管理に関する条例施行規則 | 92 |
| ○ 八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例 | 93 |
| ○ 八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例施行規則 | 98 |
| ○ 八尾市立衛生処理場条例 | 100 |
| ○ 八尾市立衛生処理場条例施行規則 | 101 |
| ○ 八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例 | 103 |
| ○ 八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則 | 107 |
| ○ 八尾市斎場条例 | 111 |
| ○ 八尾市斎場条例施行規則 | 113 |
| ○ 八尾市立斎場処務規則 | 116 |
| ○ 八尾市墓地条例 | 117 |
| ○ 八尾市墓地条例施行規則 | 120 |
| ○ 八尾市納骨堂条例 | 123 |
| ○ 八尾市納骨堂条例施行規則 | 127 |

総括

1 八尾市の概況

本市は、信貴、生駒の山なみに連なる高安山とその麓に広がる広大な河内平野を有し、大都市の近隣としては、稀な自然環境に恵まれたまちであり、昭和 23 年の市制施行以来、住宅と産業をあわせもつ都市として発展しながら現在に至っている。

市域面積は、41.72 k m²、人口は、268,013 人、世帯数は、122,881 世帯である（平成 29 年 3 月 31 日現在）。

本市の農業について、農家戸数や経営耕地面積は、減少傾向を示しているが、野菜類、花き・花木、植木類等は、本市の特産品として評価が高い。

工業については、金属・機械・プラスチック・電気機械器具製造等を中心とした中小企業が多い。

商業については、近鉄八尾駅周辺における商業施設を中心とした販売・サービス業の集積、大型スーパーマーケットや専門店、コンビニエンスストア等の進出が目立ってきている。

2 清掃事業の沿革

| | |
|--------------|--|
| 昭和 23 年 4 月 | 八尾市制施行(南河内郡八尾町、龍華町、久宝寺村、大正村及び西郡村が合併)。 ごみの処理は、自家処理(農家)や個人業者の収集、運搬及び埋立地投棄がおこなわれていた。 し尿の汲取処分は、自家処分や個人経営により農家還元がおこなわれていた。 |
| 昭和 23 年 11 月 | 「八尾市塵芥処理条例」及び「八尾市塵芥処理手数料条例」を制定。 ごみの週 1 回収集 手数料 月額 20 円 衛生課に清掃監督を設置し、旧町村毎の業務を統轄。 |
| 昭和 24 年 3 月 | 「八尾市墓地使用条例」を制定。 |
| 昭和 25 年 5 月 | 「八尾市火葬場使用料条例」を制定。 |
| 昭和 29 年 4 月 | 「清掃法」公布。 「八尾市清掃条例」を制定。 「八尾市清掃条例施行規則」を制定。 ごみ処理の手数料を変更。 収集手数料 月額 30 円 肩引き車を廃止。 |
| 昭和 29 年 11 月 | し尿処理の手数料を定め、汲取業者に 6 業者を許可。 し尿汲取手数料(一般家庭) 便槽 1 個につき 3 人以下の世帯 月額 40 円 4 人以上の世帯 月額 50 円 特殊手数料 36 リットルにつき 10 円 (官公庁、会社商店、寄宿舎、興行場、旅館、アパート、食堂、遊技場、共同便所、その他) |
| 昭和 30 年 2 月 | 河内市大字福万寺及び上之島の区域を編入。 |
| 昭和 30 年 4 月 | 中河内郡南高安町、高安村及び曙川村と合併。 |

| | |
|--------------|---|
| 昭和 32 年 4 月 | <p>南河内郡志紀町と合併。 し尿処理の手数料を変更。</p> <p>1 普通手数料 3 人以下の世帯 月額 50 円 5 人以下の世帯 月額 70 円 6 人以上 1 人増すごとに 10 円</p> <p>2 特殊手数料 18 リットルにつき 10 円</p> |
| 昭和 32 年 4 月 | <p>ごみ処理の手数料を変更。</p> <p>一般家庭 4 人まで 月額 40 円 5 人以上 月額 50 円</p> |
| 昭和 36 年 4 月 | 「大阪市並びに八尾市の行政上の協力に関する協定書」を調印。 |
| 昭和 36 年 9 月 | 八尾市清掃協同組合設立。 |
| 昭和 37 年 4 月 | <p>「八尾市立衛生処理場条例」を制定。 し尿処理の手数料を変更。</p> <p>1 普通手数料 3 人以下の世帯 1 回につき 70 円 4 人以上 1 人増すごとに 20 円</p> <p>2 特殊手数料 18 リットルにつき 15 円</p> |
| 昭和 37 年 5 月 | 「八尾市立衛生処理場条例施行規則」を制定。 |
| 昭和 37 年 6 月 | 衛生処理場第一工場が完成。 処理能力 90 キロリットル/日 |
| 昭和 38 年 8 月 | 清掃課を設置し、ごみ処理の手数料収納業務を収税課より移管。 |
| 昭和 39 年 4 月 | 松原市若林町及び大堀町の区域のうち、大和川の中心線以北の区域を編入。 埋立処分地の作業能率向上のためブルドーザーを購入。 |
| 昭和 39 年 6 月 | <p>「八尾市墓地使用条例施行規則」を制定。 衛生課より衛生処理場を設置。</p> |
| 昭和 39 年 8 月 | <p>「八尾市火葬場使用料条例」を改正し、「八尾市火葬場条例」に変更。 「八尾市墓地使用条例」を改正し、「八尾市墓地条例」に変更。 「八尾市墓地使用条例施行規則」を改正し、「八尾市墓地条例施行規則」に変更。 八尾市立衛生処理場運営審議会を設置。</p> |
| 昭和 39 年 10 月 | 「大阪市・八尾市ごみ共同焼却処理に関する覚書」を交換。 |
| 昭和 40 年 4 月 | 山城町一丁目他 2 地区 600 世帯をモデル地区に指定し、ごみの週 2 回収集を試行。 機材整備 5 ヶ年計画を策定し、四輪特殊架装車を購入。 |
| 昭和 41 年 4 月 | 不法投棄処理専用車(ユニックローダー)を購入。 |
| 昭和 41 年 5 月 | 大阪市清掃局八尾工場(焼却工場)が完成、9 月より稼動。 基準能力 450t/24 時間 |
| 昭和 41 年 6 月 | 衛生処理場第一工場を増設。 処理能力 135 キロリットル/日 |
| 昭和 41 年 7 月 | 大阪市と「八尾工場のごみ焼却に関する協定」を締結。 |
| 昭和 41 年 9 月 | ごみの週 2 回収集のモデル地区を拡大(3,000 世帯)。 市内の一部でダストボックス収集方式を開始。 |

| | |
|--------------|--|
| 昭和 42 年 4 月 | 死獣処理専用車を購入。 |
| 昭和 42 年 5 月 | 小型バキューム車(500 リットル)を購入、八尾市清掃協同組合に無償で貸与。 八尾市清掃協同組合保有台数 1.8 キロリットル積載車 24 台 0.5 キロリットル積載車 1 台 計 25 台 |
| 昭和 43 年 3 月 | 「八尾市火葬場条例」を全部改正。 |
| 昭和 43 年 4 月 | し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 3 人以下の世帯 1 回につき 100 円 6 人以下の世帯 1 回につき 150 円 7 人以上の世帯 1 回につき 200 円 2 特殊手数料 18 リットルにつき 25 円 衛生処理場の使用料を変更。 し尿浄化槽汚泥 180 リットルにつき 20 円 |
| 昭和 43 年 10 月 | ごみの週 2 回定曜日収集を全市域で実施。 高美町五丁目に清掃庁舎が完成。 |
| 昭和 45 年 1 月 | 衛生処理場の地盤沈下防止のため、地下水の汲み上げを中止し、府営工業用水(5,000t/日)に切替。 |
| 昭和 45 年 3 月 | 衛生処理場第二工場が完成。 130 キロリットル/日 衛生処理場第一工場と第二工場をあわせた処理能力 265 キロリットル/日 |
| 昭和 45 年 4 月 | 一般家庭のごみ手数料を無料化。 営業用手数料 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 200 円 ダストボックス 1 個 月額 2,500 円 |
| 昭和 45 年 12 月 | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法・廃掃法)」公布。 |
| 昭和 47 年 3 月 | 「八尾市清掃条例」を全部改正し、「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定。 「八尾市清掃条例施行規則」を全部改正し、「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」を制定。 |
| 昭和 47 年 4 月 | ごみ処理の手数料を変更。 営業用手数料 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 200 円 ダストボックス 1 個 月額 4,500 円 臨時収集 1t につき 4,000 円 |
| 昭和 47 年 5 月 | 粗大ごみの月 1 回定曜日収集を開始。 |
| 昭和 47 年 12 月 | 清掃庁舎を増築。 |
| 昭和 48 年 2 月 | 清掃制度改善委員会を設置。汲取業者の公社化の検討を開始。 |
| 昭和 48 年 7 月 | 廃棄物破砕工場が完成。 処理能力 100t/5 時間 |
| 昭和 48 年 10 月 | 衛生処理場両工場を増改築。 処理能力 380 キロリットル/日 |
| 昭和 48 年 11 月 | 清掃改善対策室を設置。 |

| | |
|--------------|---|
| 昭和 49 年 4 月 | し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 200 円 人頭割 1 人 1 回 50 円 2 従量制 18 リットル 80 円 |
| 昭和 50 年 4 月 | ごみ処理の手数料を変更。 終末処分のみ 3,000 円 |
| 昭和 50 年 6 月 | 「八尾市火葬場条例施行規則」を制定。 |
| 昭和 50 年 7 月 | 保健衛生部を生活環境部に名称変更。 清掃改善対策室を廃止。 |
| 昭和 50 年 8 月 | 財団法人八尾市清協公社設立。し尿収集業務等を委託。 |
| 昭和 51 年 2 月 | 八尾市公害対策審議会に「八尾市の環境保全に関する方策について」諮問。 |
| 昭和 51 年 3 月 | 「八尾市あき地の適正管理に関する条例」を制定。 |
| 昭和 51 年 4 月 | 衛生処理場の使用料を変更。 し尿浄化槽汚泥 1.8 キロリットル 500 円 |
| 昭和 51 年 8 月 | 「八尾市あき地の適正管理に関する条例施行規則」を制定。 |
| 昭和 54 年 5 月 | 廃棄物処理施設対策室を設置。 |
| 昭和 54 年 10 月 | ごみ処理の手数料を変更。 事業系一般廃棄物 週 2 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 300 円 週 3 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 1,000 円 週 4 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 1,500 円 週 5 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 2,500 円 週 6 回収集 ポリ容器 45 リットル入り 1 個 月額 3,000 円 |
| 昭和 55 年 1 月 | 市内の一部(長池地区福祉委員会傘下 25 町会 3,100 世帯)をモデル地区とし、ごみの分別収集(「可燃」「不燃」「粗大」)及び有価物集団回収奨励金交付制度(1kg 当たり 2 円)を試行。 |
| 昭和 55 年 4 月 | し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 300 円 人頭割 1 人 1 回 150 円 2 従量制 18 リットル 120 円 |
| 昭和 55 年 7 月 | 市内全域でごみの分別収集及び有価物集団回収奨励金交付制度(1kg 当たり 2 円)を実施。 |
| 昭和 58 年 5 月 | 「浄化槽法」公布。 |
| 昭和 59 年 2 月 | 不燃物処理資源化施設(リサイクルプラザ)が完成。処理能力 30t/5 時間 廃棄物破砕工場とリサイクルプラザをあわせて廃棄物処理センターに名称変更。 |
| 昭和 61 年 4 月 | 生活環境部と市民経済部を統合し、市民生活部として改編。 |
| 昭和 62 年 4 月 | 有価物集団回収奨励金を 1kg 当たり 3 円に改正。 |
| 平成 元年 4 月 | 有価物集団回収奨励金を 1kg 当たり 4 円に改正。 |

| | |
|---------|--|
| 平成元年12月 | 衛生処理場更新検討委員会を設置。 |
| 平成3年4月 | 「再生資源の利用の促進に関する法律(改正後名称:資源の有効な利用の促進に関する法律)」公布。 |
| 平成4年4月 | 市民生活部を環境部と市民部に再編。 清掃事業所をごみ減量課と清掃事業所に分課。 廃棄物処理施設対策室を廃止。 |
| 平成4年10月 | ごみ及びその他の廃棄物処理の手数料を変更。 1 事業用手数料 週2回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 600円 週3回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 2,000円 週6回収集 ポリ容器45リットル入り 1個 月額 6,000円 2 事業用以外の臨時手数料 積載量1tにつき 6,000円 ただし、収集及び運搬を除く終末処分の場合、1tにつき 4,000円 3 その他の廃棄物 犬、猫等の死体 1匹につき 2,000円 ただし、収集及び運搬を除く終末処分の場合、1匹につき 1,000円 し尿処理の手数料を変更。 1 普通手数料 世帯割 月額 400円 人頭割 1人1回 200円 2 従量制 18リットル 160円 |
| 平成5年3月 | 「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を制定。 |
| 平成5年4月 | 「八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」を全部改正し、「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を制定。 |
| 平成5年6月 | 生ごみ堆肥化容器(コンポスト)購入費助成金交付制度を実施。 |
| 平成5年11月 | 「環境基本法」公布。 |
| 平成6年10月 | 美園地区周辺(美園地区・久宝寺地区・八尾第2地区福祉委員会傘下23町会約3,000世帯)をモデル地区とし、ごみの5種分別(「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」)を指定袋制により試行。 |
| 平成7年3月 | 大阪市環境事業局八尾工場の新工場が完成、翌日より稼動。 基準能力 600t/24時間 衛生処理場の新処理場が完成。 処理能力 275キロリットル/日 |
| 平成7年6月 | 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」公布。 |
| 平成8年3月 | 一般廃棄物最終処分場が完成。 敷地面積 19,733 m ² 埋立地面積 12,300 m ² 全体容量 70,000m ³ |
| 平成8年4月 | ごみ減量課、清掃事業所、衛生処理場を環境事業課、環境施設課に再編。 環境事業課ごみ政策室を設置。 |

| | |
|--------------|---|
| 平成 8 年 10 月 | <p>ごみの 5 種分別指定袋制(「可燃」「資源」「埋立」「複雑」「粗大」)を全市民協力のもとに実施。</p> <p>事業用ごみ手数料</p> <p>ア 基本手数料</p> <p>可燃収集 1 回 1 袋につき 100 円</p> <p>可燃以外の収集 1 回 1 袋につき 60 円</p> <p>イ 特別手数料</p> <p>可燃収集が週 3 回のとき 1 袋につき月額 1,000 円</p> <p>可燃収集が週 6 回のとき 1 袋につき月額 4,000 円</p> <p>週 2 回の可燃収集をする事業者に対しては、基本手数料のみを徴収し、週 3 回以上の可燃収集をする事業者に対しては、基本手数料のほか収集回数に応じて特別手数料を徴収する。</p> <p>生ごみ堆肥化ばかし容器貸与制度を実施。</p> |
| 平成 9 年 4 月 | <p>「容器包装リサイクル法」一部施行。</p> <p>有価物集団回収奨励金を 1kg 当たり 5 円に改正。</p> <p>環境事業課管理係、推進係をごみ政策室と業務係に統合。</p> |
| 平成 9 年 9 月 | <p>一般廃棄物最終処分場にペットボトル減容機を設置し、ストックヤードの整備をおこなう。</p> |
| 平成 9 年 10 月 | <p>市役所本庁舎、各出張所及び清掃庁舎の計 12 ヶ所を拠点として、ペットボトルの回収を実施。</p> |
| 平成 9 年 11 月 | <p>八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会設立。翌月より販売店等によるペットボトルの回収開始。</p> |
| 平成 10 年 6 月 | <p>「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」公布。</p> |
| 平成 10 年 10 月 | <p>清掃庁舎の土曜閉庁に伴いごみ収集曜日を変更。</p> <p>有価物集団回収事業回収業者報償金制度を実施。</p> <p>大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議との共催により、環境啓発イベント「リサイクルフェア '98 大阪 in やお」を総合体育館(ウィング)にて開催。</p> |
| 平成 11 年 5 月 | <p>市役所本庁舎、各出張所及び清掃庁舎の計 12 ヶ所を拠点として、充電式電池(二次電池)の回収を実施。</p> |
| 平成 11 年 10 月 | <p>八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会により、八尾市ごみ減量・リサイクル推進店(ごみ減量とリサイクルに取り組むお店)認定制度を実施。</p> |
| 平成 12 年 2 月 | <p>「八尾市廃棄物減量等推進審議会規則」を制定。</p> |
| 平成 12 年 3 月 | <p>八尾市廃棄物減量等推進審議会を設置。</p> |
| 平成 12 年 4 月 | <p>「容器包装リサイクル法」完全施行。</p> <p>環境事業課ごみ政策室と環境総務課の企画・総務部門を統合して、環境政策室を設置。</p> <p>家庭用電動生ごみ処理機購入助成金交付制度を実施。</p> |
| 平成 12 年 6 月 | <p>「循環型社会形成推進基本法」公布。</p> |
| 平成 13 年 4 月 | <p>「家電リサイクル法」施行。</p> <p>粗大ごみ等の電話等による予約制度を実施。</p> <p>事業用以外のごみ手数料</p> <p>臨時手数料(特定家庭用機器廃棄物を除く)</p> <p>積載量 1t につき 6,000 円</p> <p>ただし、収集及び運搬を除く終末処分のみの場合は、1t につき 4,000 円</p> <p>特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料</p> <p>1 個につき 2,500 円</p> |

| | |
|--------------|--|
| 平成 13 年 9 月 | 「八尾市火葬場条例」を改正し、「八尾市斎場条例」に変更。 |
| 平成 13 年 10 月 | 八尾市廃棄物減量等推進審議会より「施設整備への対応に関する中間報告」中間答申。 |
| 平成 13 年 11 月 | 八尾市立斎場が完成。翌年 2 月より供用開始。 |
| 平成 13 年 12 月 | 「八尾市火葬場条例施行規則」を改正し、「八尾市斎場条例施行規則」に変更。 |
| 平成 14 年 2 月 | 八尾市廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する基本方策について」答申。 |
| 平成 14 年 12 月 | 八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について諮問。 |
| 平成 15 年 6 月 | 「八尾市墓地条例」を全部改正（施行日は平成 15 年 7 月）。 「八尾市墓地条例施行規則」を全部改正（施行日は平成 15 年 7 月）。 |
| 平成 15 年 9 月 | 「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定。 |
| 平成 16 年 6 月 | 「八尾市納骨堂条例」を制定（施行日は平成 17 年 1 月）。 |
| 平成 16 年 12 月 | 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を全部改正（施行日は平成 17 年 10 月）。 |
| 平成 17 年 1 月 | 「八尾市納骨堂条例施行規則」を制定。 八尾市立納骨堂が完成、供用開始。 |
| 平成 17 年 9 月 | 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を全部改正（施行日は平成 17 年 10 月）。 |
| 平成 18 年 6 月 | 事業系一般廃棄物（可燃）収集運搬業許可制度の運用を開始。 |
| 平成 19 年 2 月 | 八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について諮問。 |
| 平成 19 年 5 月 | 八尾市廃棄物処理センター建替工事に着工。 |
| 平成 20 年 4 月 | 環境部と市民産業部を統合し、経済環境部として再編。 |
| 平成 20 年 6 月 | 八尾市立リサイクルセンターの試験運転開始。 |
| 平成 20 年 9 月 | 八尾市廃棄物減量等推進審議会より「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」について答申。 |
| 平成 20 年 10 月 | 西山本地区（西山本地区 20 町会約 2,600 世帯）をモデル地区とし、ごみの 8 種分別・指定袋制（「可燃（燃やす）ごみ」「資源物」「容器包装プラスチック」「埋立」「複雑」「ペットボトル」「簡易ガスボンベ・スプレー缶」「粗大」）を試行。 |
| 平成 20 年 12 月 | 「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を制定（施行日は平成 21 年 5 月）。 |
| 平成 21 年 3 月 | 八尾市立リサイクルセンターの竣工。 |
| 平成 21 年 4 月 | 「簡易ガスボンベ・スプレー缶」の分別収集を全市域にて実施。 |
| 平成 21 年 5 月 | 八尾市立リサイクルセンター学習プラザのオープン。 |
| 平成 21 年 10 月 | ごみの 8 種分別・指定袋制（「可燃（燃やす）ごみ」「資源物」「容器包装プラスチック」「埋立」「複雑」「ペットボトル」「簡易ガスボンベ・スプレー缶」「粗大」）を全市域にて実施。 |
| 平成 22 年 2 月 | 「八尾市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則」を制定。 |

| | |
|--------------|---|
| 平成 22 年 10 月 | 八尾市廃棄物減量等推進審議会に「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について諮問。 指定袋の配付枚数(容器包装プラスチック)を変更(3人以上の世帯に12枚追加配付) 指定袋(ペットボトル)の容量を変更(35ℓ→45ℓ) 指定袋(可燃(燃やす)ごみ)に広告を掲載。 |
| 平成 23 年 4 月 | 事業系一般廃棄物(可燃(燃やす)ごみ)収集運搬業許可制度の一部見直しによる、食品リサイクルに関する運用を開始。 |
| 平成 23 年 10 月 | 指定袋(資源物)にアルミ缶等の抜き取り防止の啓発文を掲載。 |
| 平成 23 年 12 月 | 八尾市廃棄物減量等推進審議会より「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」について答申。 |
| 平成 24 年 3 月 | 「八尾市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」を策定。 「八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例」を制定(施行日は平成 24 年 4 月)。 「八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則」を制定(施行日は平成 24 年 4 月)。 |
| 平成 24 年 4 月 | 容器包装プラスチックの週一回収集の開始。 埋立ごみの収集曜日を3カ月に1回から第5水曜日に変更。 |
| 平成 24 年 5 月 | 八尾市立衛生処理場下水道放流開始(処理水の排水先を河川から下水道に変更)。 |
| 平成 24 年 8 月 | 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」公布。 八尾市廃棄物減量等推進審議会に「家庭ごみの有料制の導入」について諮問。 大阪市、松原市とごみ処理広域化大阪ブロック会議における協議開始。 |
| 平成 24 年 10 月 | 指定袋(複雑ごみ)に抜き取り防止の啓発文を掲載。 |
| 平成 24 年 12 月 | 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を一部改正(施行日は平成 25 年 10 月)。 |
| 平成 25 年 3 月 | 「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を一部改正(施行日は平成 25 年 3 月)。 新たなごみの処理体制についての基本合意書を大阪市、松原市と締結。 (仮称)大阪市、八尾市、松原市環境施設組合設立準備委員会の設置。 |
| 平成 25 年 4 月 | 八尾市立リサイクルセンター学習プラザに指定管理者制度を導入。 |
| 平成 25 年 7 月 | 「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を一部改正(施行日は平成 25 年 10 月)。 |
| 平成 25 年 10 月 | 粗大ごみ有料化の実施。 1点につき 400 円。3辺(高さ・幅・奥行き)の長さの合計が 3m を超える場合は 1 点につき 800 円。 各種手数料の変更。 臨時ごみ(積載量 1 t につき 6,000 円→2 t 車 1 台につき 20,000 円) 家庭系の持込ごみ(複雑ごみ・粗大ごみ等 10kg につき 40 円→10kg につき 200 円) (可燃(燃やす)ごみ・埋立ごみ 10kg につき 40 円→10kg につき 100 円) 飼養する動物の死体 引き取りの場合(1体につき 2,000 円→1体につき 3,000 円) 持ち込みの場合(1体につき 1,000 円→1体につき 2,000 円) |
| 平成 26 年 8 月 | 八尾市廃棄物減量等推進審議会より「家庭ごみの有料制の導入」について答申。 |
| 平成 26 年 11 月 | 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の設立(事業開始は平成 27 年 4 月)。 |
| 平成 27 年 3 月 | 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を一部改正(施行日は平成 27 年 4 月) 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正(施行日は平成 27 年 4 月) |
| 平成 27 年 12 月 | 「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を一部改正(施行日は平成 28 年 4 月)。 休館日を水曜日から月曜日に変更。 |

| | |
|--------------|---|
| 平成 28 年 10 月 | 8 種分別・指定袋制における新指定袋制度を全市域にて実施。 |
| 平成 28 年 12 月 | 「八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例」を一部改正（施行日は平成 29 年 10 月）。 利用料金を変更。 「八尾市斎場条例」を一部改正（施行日は平成 29 年 10 月）。 「八尾市斎場条例施行規則」を一部改正（施行日は平成 29 年 10 月）。 斎場使用料を変更。 「八尾市納骨堂条例」を一部改正（施行日は平成 29 年 10 月）。 納骨堂使用料を変更。 |
| 平成 29 年 3 月 | 「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」を一部改正（施行日は平成 29 年 4 月。ただし、第 38 条の改正規定は同年 7 月 4 日に施行する）。 |

3 資源循環課・環境事業課・環境施設課 事務分掌（平成 29 年 4 月 1 日現在）

資源循環課

□ 減量推進係

- ① 一般廃棄物処理計画に関すること。
- ② ごみ処理事業の調査、研究及び統計に関すること。
- ③ ごみ減量化及び再資源化に係る企画、立案、啓発及び推進に関すること。
- ④ 八尾市廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- ⑤ 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合に関すること。
- ⑥ 有価物集団回収に関すること。
- ⑦ 指定ごみ袋に関すること。

□ 指導係

- ① 一般廃棄物処理業（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の許可に関すること。
- ② 一般廃棄物再生利用業の指定に関すること。
- ③ 事業系ごみの適正処理対策及び指導に関すること。

環境事業課

□ 業務推進係

- ① ごみ処理事業の実施に関すること。
- ② ごみの分別排出の指導及び環境教育に関すること。
- ③ ごみ処理の申込みに係る受付及び処理に関すること。
- ④ 臨時収集及び不法廃棄の処理に関すること。
- ⑤ ごみ処理手数料の査定及び徴収に関すること。
- ⑥ 作業中の事故及び災害の処理に関すること。
- ⑦ 作業用自動車の管理及び運行に関すること。
- ⑧ あき地管理の調査及び指導に関すること。
- ⑨ 環境衛生の啓発及び向上並びに衛生害虫等の駆除に関すること。
- ⑩ 清掃庁舎の管理に関すること。

環境施設課

□ 施設管理係

- ① 搬入ごみの受付、処理処分及び手数料徴収に関すること。

- ② リサイクルセンター（市立リサイクルセンター学習プラザを含む。）の管理運営に関する事。
- ③ 廃棄物最終処分場の管理運営に関する事。
- ④ 市立衛生処理場の管理運営に関する事。
- ⑤ 公衆便所の管理に関する事。
- ⑥ 市立墓地、市立斎場及び市立納骨堂に関する事。
- ⑦ 環境施設の整備に関する事。
- ⑧ し尿収集に関する事。
- ⑨ 公益財団法人八尾市清協公社の指導等に関する事。
- ⑩ し尿及び浄化槽汚泥に係る一般廃棄物処理業の許可に関する事。
- ⑪ 浄化槽清掃業等の許可に関する事。
- ⑫ 改葬許可に関する事。
- ⑬ 火葬執行証明に関する事。
- ⑭ 分骨証明に関する事。
- ⑮ 墓地、納骨堂、火葬場の経営許可及び墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は廃止の許可に関する事。
- ⑯ 火葬場の立入検査及び墓地、納骨堂又は火葬場の管理者からの報告に関する事。
- ⑰ 墓地、納骨堂、火葬場の施設の整備改善又は使用制限若しくは使用禁止命令に関する事。
- ⑱ 八尾市柏原市火葬場組合に関する事。

4 職員数（清掃事業関係）

（平成29年4月現在）

| | 部長 | 理事 | 次長 | 課長 | 参事 | 課長補佐 （業務長・再任用含む） | 主幹 | 係長 （技能長含む） | 主査 | 副主査 | 主事・技師 | 作業長 | 主任技能員 | 主任労務員 | 副主任技能員 | 副主任労務員 | 一般職（労務員） | 再任用職員 | 合計 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|---------------------|----------|---------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|-----------|----------|------------|
| 経済環境部 | 1 | 1 | 2 | 2 | 4 | 7 | 1 | 20 | 4 | 3 | 1 | 17 | 72 | 42 | 2 | 7 | 40 | 9 | 235 |
| 資源循環課 | | | | 1 | 2 | 3(注1) | 1 | 3 | 2(注1) | | 1 | 1 | 2 | | | | | | 16 |
| 減量推進係 | | | | | | | | 1 | 2 | | 1 | | | | | | | | 4 |
| 指導係 | | | | | | | | 2 | | | | 1 | 2 | | | | | | 5 |
| 環境事業課 | | | 1(注2) | | 1 | 2 | | 5 | 1 | 1 | | 7 | 59 | 41 | 2 | 4 | 35 | 8 | 167 |
| 業務推進係 | | | | | | | | 5 | 1 | 1 | | 7 | 59 | 41 | 2 | 4 | 35 | 8 | 163 |
| 環境施設課 | | | | 1 | 1 | 2 | | 12 | 1 | 2 | | 9 | 11 | 1 | | 3 | 5 | 1 | 49 |
| 施設管理係 | | | | | | | | 1 | 1 | 2 | | | | | | | | | 4 |
| リサイクルセンター | | | | | | | | 1 | | | | 1 | 2 | | | | | | 4 |
| 最終処分場 | | | | | | | | 1 | | | | 1 | 1 | | | | | 1 | 4 |
| 斎場 | | | | | | | | 1 | | | | 1 | | | | 3 | 1 | | 6 |
| 環境衛生庁舎 | | | | | | | | 8 | | | | 6 | 8 | 1 | | | 4 | | 27 |

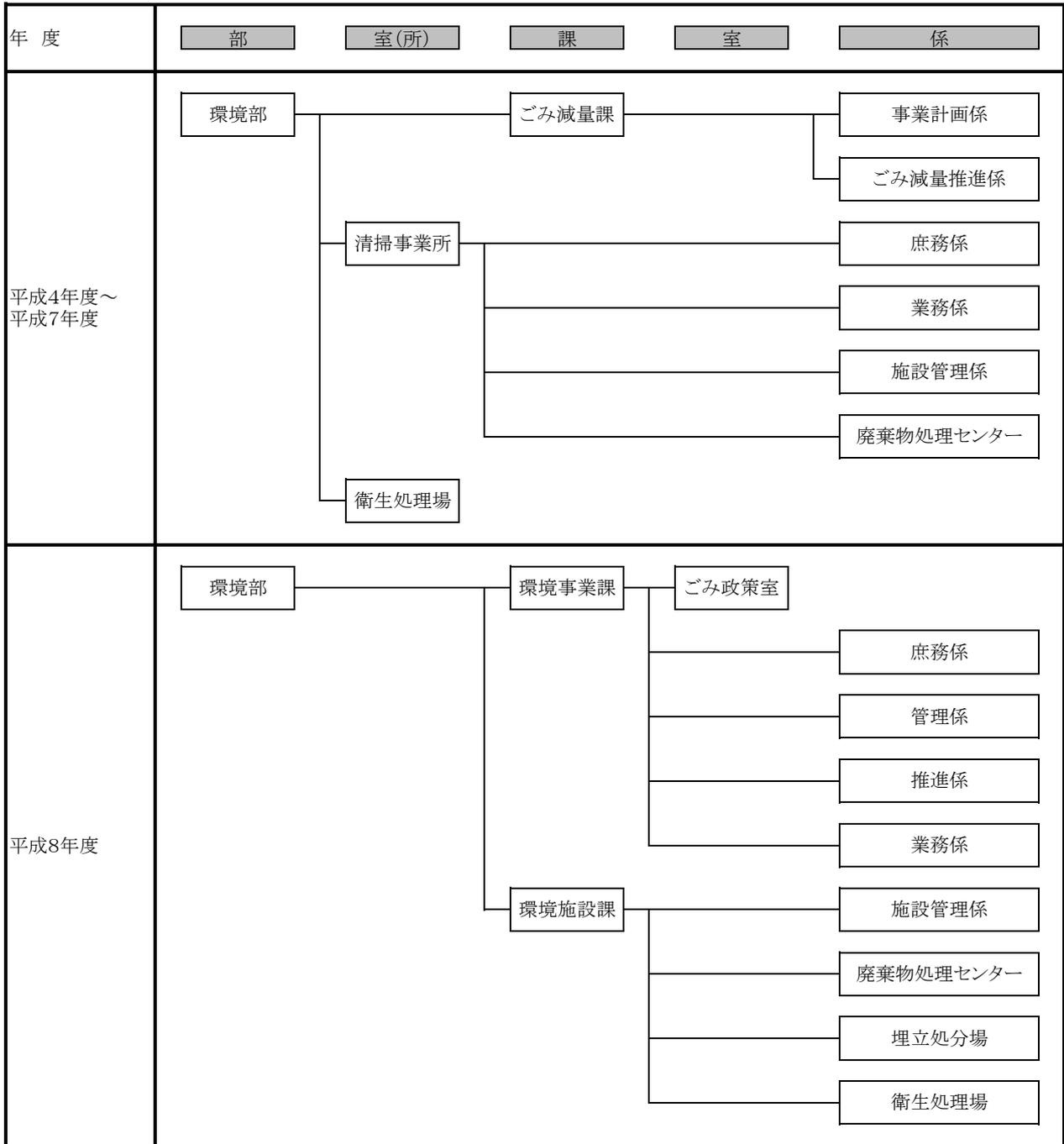
(注1) 内、課長補佐2名、主査1名は大阪市・八尾市・松原市環境施設組合へ派遣

(注2) 環境事業課長兼務

5. 八尾市清掃事業関係(ごみ・し尿担当)機構の変遷(昭和58年度～)

(平成29年4月1日現在)

| 年 度 | 部 | 室(所) | 課 | 室 | 係 |
|-------------------|-------|----------------|---|---|---|
| 昭和58年度～ 昭和59年度 | 生活環境部 | 清掃事業所 | | | 庶務係 事業管理係 業務第一係 業務第二係 |
| | | 衛生処理場 | | | |
| | | 廃棄物処理 施設対策室 | | | |
| 昭和60年度 | 生活環境部 | 清掃事業所 | | | 庶務係 事業管理係 廃棄物処理センター 業務第一係 業務第二係 |
| | | 衛生処理場 | | | |
| | | 廃棄物処理 施設対策室 | | | |
| 昭和61年度～ 平成3年度 | 市民生活部 | 清掃事業所 | | | 庶務係 事業管理係 廃棄物処理センター 業務第一係 業務第二係 |
| | | 衛生処理場 | | | |
| | | 廃棄物処理 施設対策室 | | | |



| 年 度 | 部 | 室(所) | 課 | 室 | 係 |
|---------------|-----|-------|-------|-------|---------------------|
| 平成9年度 | 環境部 | | 環境事業課 | ごみ政策室 | 庶務係 業務係 |
| 平成10年度～平成11年度 | 環境部 | | 環境事業課 | ごみ政策室 | 庶務係 業務係 |
| 平成12年度～平成13年度 | 環境部 | 環境政策室 | 環境事業課 | | 環境政策係 庶務係 業務係 |

| 年 度 | 部 | 室(所) | 課 | 室 | 係 |
|-------------------|-----|-------|-------------------------|--|---|
| 平成14年度～ 平成15年度 | 環境部 | 環境政策室 | 環境事業課 環境施設課 | 環境政策係 庶務係 業務係 施設管理係 斎場 衛生処理場 | |
| 平成16年度～ 平成18年度 | 環境部 | | 資源循環課 環境事業課 環境施設課 | 減量推進係 指導係 庶務係 業務推進係 施設管理係 斎場 衛生処理場 | |
| 平成19年度 | 環境部 | | 資源循環課 環境事業課 環境施設課 | 減量推進係 指導係 庶務係 業務推進係 施設管理係 斎場 | |

| 年 度 | 部 | 室(所) | 課 | 室 | 係 |
|-------------------|-------|------|-------|---|--------------|
| 平成20年度～ 平成22年度 | 経済環境部 | | 資源循環課 | | 減量推進係 指導係 |
| | | | 環境事業課 | | 庶務係 業務推進係 |
| | | | 環境施設課 | | 施設管理係 斎場 |
| 平成23年度～ 平成24年度 | 経済環境部 | | 資源循環課 | | 減量推進係 指導係 |
| | | | 環境事業課 | | 業務推進係 |
| | | | 環境施設課 | | 施設管理係 斎場 |
| 平成25年度～ | 経済環境部 | | 資源循環課 | | 減量推進係 指導係 |
| | | | 環境事業課 | | 業務推進係 |
| | | | 環境施設課 | | 施設管理係 |

6 決算（清掃事業関係）

歳入

(単位:円)

| 区分 | 平成27年度決算 | 平成28年度決算 |
|----------------------|-------------|-------------|
| 使用料及び手数料 | 444,030,591 | 447,442,571 |
| 使用料 | 40,859,850 | 45,034,850 |
| 総務使用料 | 1,688,250 | 2,108,250 |
| 土地建物使用料 | 1,688,250 | 2,108,250 |
| 庁舎敷地等使用料 | 1,688,250 | 2,108,250 |
| 衛生使用料 | 39,171,600 | 42,926,600 |
| 斎場使用料 | 37,395,600 | 41,296,600 |
| 斎場使用料 | 37,395,600 | 41,296,600 |
| 納骨堂使用料 | 1,776,000 | 1,630,000 |
| 納骨堂使用料 | 1,776,000 | 1,630,000 |
| 手数料 | 403,170,741 | 402,407,721 |
| 衛生手数料 | 403,170,741 | 402,407,721 |
| 保健衛生手数料 | 727,351 | 720,351 |
| 墓地管理手数料 | 632,551 | 631,251 |
| 火葬執行証明書再交付手数料 | 24,900 | 21,900 |
| 分骨証明書交付手数料 | 59,700 | 60,000 |
| 埋蔵・収蔵証明書交付手数料 | 10,200 | 7,200 |
| 清掃手数料 | 402,443,390 | 401,687,370 |
| 塵芥処理手数料 | 331,082,570 | 335,366,730 |
| し尿汲取手数料 | 70,837,040 | 66,108,200 |
| し尿汲取手数料（滞納繰越分） | 308,780 | 212,440 |
| 一般廃棄物処理業許可申請手数料 | 180,000 | 0 |
| 浄化槽清掃業許可申請手数料 | 35,000 | 0 |
| 府支出金 | 325,500 | 320,100 |
| 府補助金 | 325,500 | 320,100 |
| 衛生費府補助金 | 325,500 | 320,100 |
| 保健衛生費補助金 | 325,500 | 320,100 |
| 死体犬（猫）処理費補助金 | 325,500 | 320,100 |
| 財産収入 | 4,874,840 | 3,587,840 |
| 財産運用収入 | 4,874,840 | 3,587,840 |
| 財産貸付収入 | 4,874,840 | 3,587,840 |
| 土地建物貸付収入 | 4,874,840 | 3,587,840 |
| 土地建物賃貸料 | 4,874,840 | 3,587,840 |
| 諸収入 | 69,201,476 | 78,646,641 |
| 雑入 | 69,201,476 | 78,646,641 |
| 雑入 | 69,201,476 | 78,646,641 |
| 塵芥処理工場有価物売却収入 | 17,536,033 | 21,761,285 |
| リサイクルセンター有価物売却収入 | 17,536,033 | 21,761,285 |
| 広告料 | 3,000,000 | 3,000,000 |
| 広告料 | 3,000,000 | 3,000,000 |
| 雑入 | 48,665,443 | 53,885,356 |
| 電気・ガス・水道料等負担金 | 622,170 | 607,585 |
| 公衆電話設置手数料 | 2,592 | 2,268 |
| 再商品化合理化・有償入札収入拠出金等 | 22,798,775 | 20,964,256 |
| 車両保険解約返戻金 | 1,079 | 267,520 |
| 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合負担金 | 24,063,627 | 24,859,911 |
| その他 | 1,177,200 | 7,183,816 |
| 市債 | 104,000,000 | 70,800,000 |
| 市債 | 104,000,000 | 70,800,000 |
| 衛生債 | 104,000,000 | 70,800,000 |
| 清掃事業債 | 104,000,000 | 70,800,000 |
| 清掃運搬施設等整備事業債 | 33,900,000 | 38,900,000 |
| 埋立処分地改修事業債 | 0 | 7,200,000 |
| リサイクルセンター改修事業債 | 0 | 22,200,000 |
| 清掃事業所耐震補強事業債 | 67,000,000 | 0 |
| フェニックス計画整備推進事業債 | 3,100,000 | 2,500,000 |

| 区分 | 平成27年度決算 | 平成28年度決算 |
|-----------------|---------------|---------------|
| 4 衛生費 | 3,941,578,613 | 3,720,362,317 |
| 1 保健衛生費 | 156,011,377 | 144,214,356 |
| 2 予防費 | 1,441,999 | 2,543,780 |
| 1 1 需用費 | 1,353,286 | 2,543,780 |
| 1 2 役務費 | 82,113 | 0 |
| 2 7 公課費 | 6,600 | 0 |
| 5 墓地火葬場費 | 154,569,338 | 141,670,576 |
| 2 給料 | 19,905,702 | 18,152,642 |
| 3 職員手当等 | 22,397,200 | 21,453,693 |
| 1 1 需用費 | 77,104,346 | 68,655,899 |
| 1 2 役務費 | 473,716 | 412,147 |
| 1 3 委託料 | 32,394,602 | 32,029,438 |
| 1 4 使用料及び賃借料 | 412,597 | 412,597 |
| 1 5 工事請負費 | 1,082,160 | 0 |
| 1 8 備品購入費 | 384,015 | 83,160 |
| 1 9 負担金、補助及び交付金 | 200,000 | 200,000 |
| 2 3 償還金、利子及び割引料 | 215,000 | 271,000 |
| 2 清掃費 | 3,785,567,276 | 3,576,147,961 |
| 1 清掃総務費 | 483,049,961 | 526,874,753 |
| 1 報酬 | 116,000 | 0 |
| 2 給料 | 110,846,223 | 117,322,823 |
| 3 職員手当等 | 84,812,097 | 95,952,153 |
| 8 報償費 | 55,065,670 | 52,770,550 |
| 9 旅費 | 138,370 | 118,820 |
| 1 1 需用費 | 25,793,007 | 30,988,735 |
| 1 2 役務費 | 2,476,825 | 4,189,003 |
| 1 3 委託料 | 198,868,309 | 220,902,144 |
| 1 4 使用料及び賃借料 | 601,669 | 794,305 |
| 1 8 備品購入費 | 247,644 | 241,056 |
| 1 9 負担金補助及び交付金 | 4,084,147 | 3,567,164 |
| 2 7 公課費 | 0 | 28,000 |
| 2 塵芥処理費 | 2,190,829,358 | 2,062,507,775 |
| 2 給料 | 638,423,656 | 631,132,643 |
| 3 職員手当等 | 541,452,330 | 547,714,249 |
| 8 報償費 | 3,888 | 3,888 |
| 9 旅費 | 193,200 | 282,960 |
| 1 1 需用費 | 70,926,938 | 79,947,672 |
| 1 2 役務費 | 8,754,272 | 9,608,588 |
| 1 3 委託料 | 9,078,429 | 8,338,024 |
| 1 4 使用料及び賃借料 | 68,245 | 134,265 |
| 1 5 工事請負費 | 1,263,600 | 0 |
| 1 6 原材料費 | 567,000 | 805,140 |
| 1 9 負担金、補助及び交付金 | 918,340,300 | 782,992,046 |
| 2 7 公課費 | 1,757,500 | 1,548,300 |

| 区分 | | 平成27年度決算 | 平成28年度決算 |
|-----|------------|-------------|-------------|
| 3 | 塵芥処理工場費 | 338,550,995 | 317,129,322 |
| 2 | 給料 | 17,512,200 | 17,563,500 |
| 3 | 職員手当等 | 15,196,892 | 15,207,983 |
| 1 1 | 需用費 | 107,156,289 | 101,186,150 |
| 1 2 | 役務費 | 517,157 | 682,753 |
| 1 3 | 委託料 | 197,871,532 | 182,042,019 |
| 1 4 | 使用料及び賃借料 | 14,545 | 14,545 |
| 1 8 | 備品購入費 | 0 | 138,672 |
| 1 9 | 負担金補助及び交付金 | 40,680 | 0 |
| 2 7 | 公課費 | 241,700 | 293,700 |
| 4 | し尿処理費 | 495,392,755 | 424,390,765 |
| 2 | 給料 | 38,553,600 | 81,166,800 |
| 3 | 職員手当等 | 30,311,133 | 61,559,101 |
| 1 1 | 需用費 | 3,325,050 | 7,204,242 |
| 1 2 | 役務費 | 262,012 | 182,790 |
| 1 3 | 委託料 | 422,811,360 | 274,026,240 |
| 1 8 | 備品購入費 | 0 | 9,072 |
| 2 3 | 償還金利子及び割引料 | 49,200 | 82,920 |
| 2 7 | 公課費 | 80,400 | 159,600 |
| 5 | 衛生処理場費 | 222,893,167 | 192,070,329 |
| 1 1 | 需用費 | 143,038,243 | 110,088,820 |
| 1 2 | 役務費 | 129,956 | 80,788 |
| 1 3 | 委託料 | 57,242,277 | 59,237,357 |
| 1 4 | 使用料及び賃借料 | 14,843,989 | 14,843,989 |
| 1 6 | 原材料費 | 6,353,470 | 6,600,575 |
| 1 8 | 備品購入費 | 27,432 | 0 |
| 1 9 | 負担金補助及び交付金 | 1,257,800 | 1,218,800 |
| 6 | 清掃施設整備事業費 | 54,851,040 | 53,175,017 |
| 1 8 | 備品購入費 | 54,851,040 | 53,175,017 |

平成28年度 事業別 決算

(単位:円)

| 目 | 事業 | 決算額 |
|-----------|----------------------|---------------|
| 予防費 | | 2,543,780 |
| | 環境衛生防疫活動経費 | 2,543,780 |
| 墓地火葬場費 | | 141,670,576 |
| | 給料・職員手当 | 39,606,335 |
| | 市営墓地管理運営経費 | 8,416,108 |
| | 八尾市柏原市火葬場組合分賦金 | 200,000 |
| | 斎場管理運営経費 | 69,754,333 |
| | 納骨堂管理運営経費 | 31,000 |
| | 斎場改修事業費 | 23,662,800 |
| 清掃総務費 | | 526,874,753 |
| | 給料・職員手当 | 213,274,976 |
| | あき地の適正管理に関する経費 | 182,574 |
| | 公衆便所管理運営経費 | 6,305,417 |
| | 有価物集団回収推進経費 | 43,766,065 |
| | 事業系一般廃棄物減量・適正処理等推進経費 | 1,166,024 |
| | 生ごみ処理対策経費 | 614,963 |
| | 一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)推進経費 | 14,263,618 |
| | 指定袋制分別収集経費 | 203,499,118 |
| | 粗大ごみ戸別収集経費 | 11,598,844 |
| | 環境啓発(教育)経費 | 477,765 |
| | フェニックス計画整備推進事業費 | 2,876,000 |
| | 清掃庁舎管理経費 | 26,583,311 |
| | 事務経費 | 2,266,078 |
| 塵芥処理費 | | 2,062,507,775 |
| | 給料・職員手当 | 1,178,846,892 |
| | 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合分担金 | 782,770,046 |
| | 清掃運搬車等維持管理経費 | 32,671,759 |
| | 塵芥収集関係経費 | 40,744,176 |
| | 埋立処分地管理運営経費 | 16,747,227 |
| | 埋立処分地改修事業費 | 9,676,800 |
| | 事務経費 | 1,050,875 |
| 塵芥処理工場費 | | 317,129,322 |
| | 給料・職員手当 | 32,771,483 |
| | リサイクルセンター管理運営経費 | 234,402,629 |
| | リサイクルセンター学習プラザ管理運営経費 | 20,347,010 |
| | リサイクルセンター改修事業費 | 29,608,200 |
| し尿処理費 | | 424,390,765 |
| | 給料・職員手当 | 142,725,901 |
| | し尿汲取及び手数料徴収業務経費 | 274,109,160 |
| | し尿収集関係経費 | 7,480,320 |
| | 事務経費 | 75,384 |
| 衛生処理場費 | | 192,070,329 |
| | 衛生処理場管理運営経費 | 157,510,329 |
| | 衛生処理場改修事業費 | 34,560,000 |
| 清掃施設整備事業費 | | 53,175,017 |
| | 清掃運搬車購入費 | 53,175,017 |
| | 合計 | 3,720,362,317 |

平成28年度 その他人件費・管内旅費 決算

(単位:円)

| その他人件費 | 墓地火葬場費 | 清掃総務費 | 塵芥処理費 | 塵芥処理工場費 | し尿処理費 | 計 |
|--------|------------|------------|-------------|-----------|------------|-------------|
| 資源循環課 | 0 | 56,310,488 | 0 | 0 | 0 | 56,310,488 |
| 環境事業課 | 0 | 12,706,720 | 325,117,963 | 0 | 0 | 337,824,683 |
| 環境施設課 | 11,431,531 | 15,882,778 | 5,691,369 | 8,476,779 | 45,591,267 | 87,073,724 |
| 計 | 11,431,531 | 84,899,986 | 330,809,332 | 8,476,779 | 45,591,267 | 481,208,895 |
| 管内旅費 | 墓地火葬場費 | 清掃総務費 | 塵芥処理費 | 塵芥処理工場費 | し尿処理費 | 計 |
| 資源循環課 | 0 | 13,160 | 0 | 0 | 0 | 13,160 |
| 環境事業課 | 0 | 6,320 | 840 | 0 | 0 | 7,160 |
| 環境施設課 | 0 | 3,560 | 0 | 0 | 0 | 3,560 |
| 計 | 0 | 23,040 | 840 | 0 | 0 | 23,880 |

注:その他人件費とは、共済費、退職手当、嘱託員・アルバイト賃金の合計。
部長、理事及び専任次長を除く。

平成28年度 清掃事業原価計算総括表 (共済費・退職手当・アルバイト賃金・管内旅費を含む。)

(単位：円)

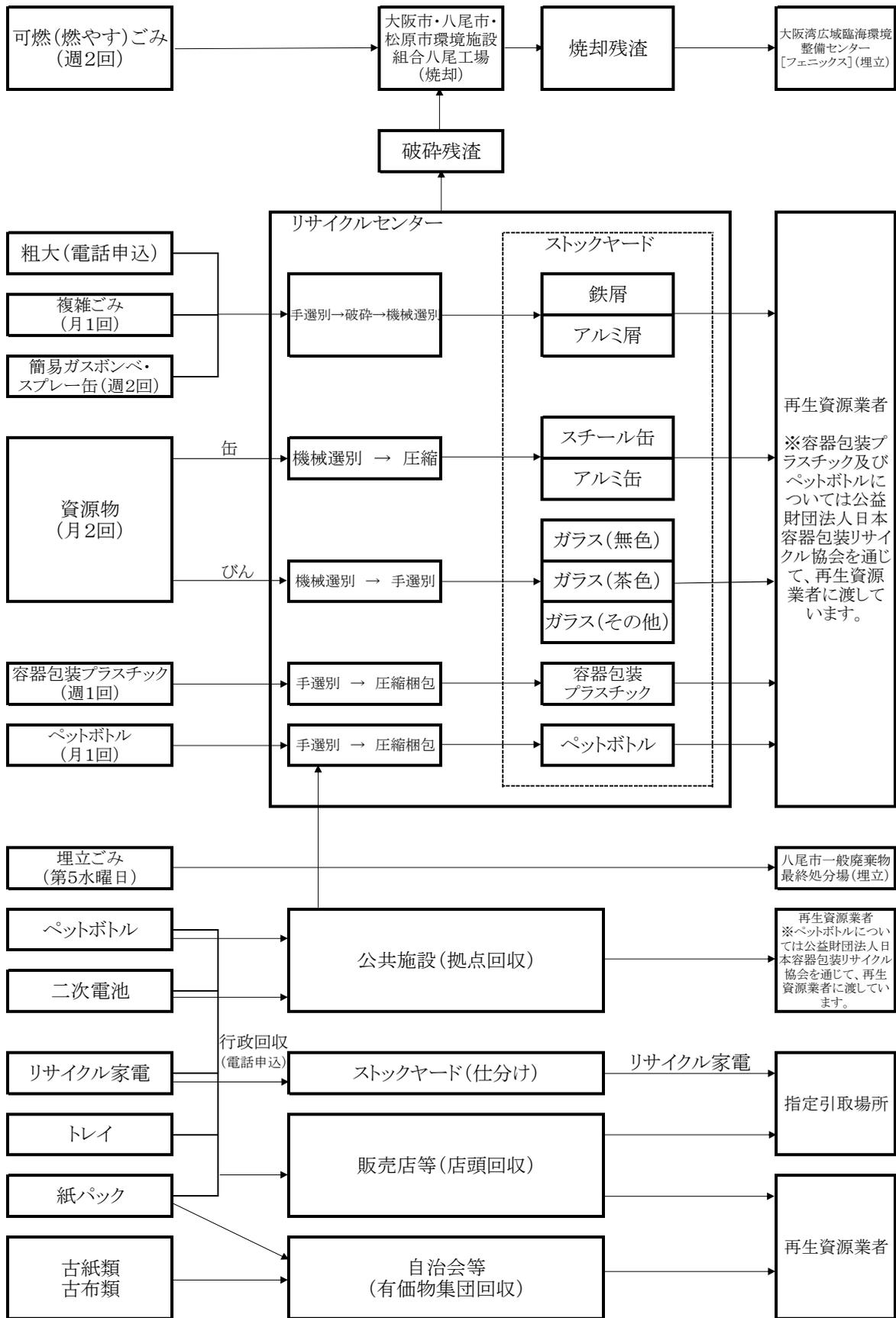
| | ごみ関係経費 決算総額 | 非原価 該当額 | 原価総額 | 原価総額における各部門別の原価内訳 | | | | | | し尿収集 運搬費 | し尿・浄化槽 汚泥処理費 |
|---------------------|----------------|------------|---------------|-------------------|---------------|---------------|-------------|---------------|------------|-------------|-----------------|
| | | | | 収集運搬部門 | | 処 理 部 門 | | 埋立処分部門 | | | |
| | | | | 分別・減量化 部門 | 焼却処理 部門 | 破碎・選別処理 部門 | 小 計 | | | | |
| 人 | 1,849,079,448 | 0 | 1,849,079,448 | 167,195,703 | 1,541,906,031 | 0 | 108,152,937 | 108,152,937 | 31,824,777 | 188,317,168 | 0 |
| 報 償 費 | 52,774,438 | 0 | 52,774,438 | 52,770,550 | 3,888 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 旅 費 | 425,660 | 0 | 425,660 | 131,980 | 99,400 | 0 | 3,560 | 3,560 | 190,720 | 0 | 0 |
| 需用 費 | 209,578,186 | 0 | 209,578,186 | 9,051,552 | 82,126,862 | 0 | 101,567,655 | 101,567,655 | 16,832,117 | 7,204,242 | 110,088,820 |
| 役 務 費 | 14,480,344 | 0 | 14,480,344 | 3,242,935 | 10,182,242 | 0 | 783,726 | 783,726 | 271,441 | 182,790 | 80,788 |
| 委 託 料 | 407,459,527 | 0 | 407,459,527 | 220,383,686 | 17,196,168 | 0 | 161,695,009 | 161,695,009 | 8,184,664 | 274,026,240 | 59,237,357 |
| 使用料及び賃借料 | 943,115 | 0 | 943,115 | 148,608 | 412,257 | 0 | 367,705 | 367,705 | 14,545 | 0 | 14,843,989 |
| 工事請負費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 原 材 料 費 | 805,140 | 0 | 805,140 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 805,140 | 0 | 6,600,575 |
| 備 品 購 入 費 | 258,768 | 0 | 258,768 | 0 | 117,936 | 0 | 140,832 | 140,832 | 0 | 9,072 | 0 |
| 負担金、補助及び交付金 | 786,559,210 | 0 | 786,559,210 | 686,164 | 103,200 | 782,770,046 | 5,000 | 782,775,046 | 2,994,800 | 0 | 1,218,800 |
| 補償、補填及び交付金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 償還金、利子及び割引料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 82,920 | 0 |
| 公 課 費 | 1,870,000 | 0 | 1,870,000 | 21,400 | 1,541,700 | 0 | 300,300 | 300,300 | 6,600 | 159,600 | 0 |
| 小 計 | 1,475,154,388 | 0 | 1,475,154,388 | 286,436,875 | 111,783,653 | 782,770,046 | 264,863,787 | 1,047,633,833 | 29,300,027 | 281,664,864 | 192,070,329 |
| 車両購入費 | 53,175,017 | 0 | 53,175,017 | 1,205,417 | 51,969,600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 3,377,408,853 | 0 | 3,377,408,853 | 454,837,995 | 1,705,659,284 | 782,770,046 | 373,016,724 | 1,155,786,770 | 61,124,804 | 469,982,032 | 192,070,329 |
| 総 原 価 | - | - | 3,377,408,853 | 454,837,995 | 1,705,659,284 | 782,770,046 | 373,016,724 | 1,155,786,770 | 61,124,804 | 469,982,032 | 192,070,329 |
| 処 理 量 (単 位 : t) | - | - | 73,750.91 | - | 51,487.47 | 68,908.53 | 6,390.33 | 75,298.86 | 1,000.59 | 14,224 | 16,572 |
| 単 位 当 た り の 原 価 | - | - | 45,795 | - | 33,128 | 11,360 | 58,372 | 15,349 | 61,089 | 33,041 | 11,590 |
| 人 口 一 人 当 た り の 原 価 | - | - | 12,602 | 1,697 | 6,364 | 2,921 | 1,392 | 4,312 | 228 | 46,240 | - |
| 一 世 帯 当 た り の 原 価 | - | - | 27,485 | 3,701 | 13,881 | 6,370 | 3,036 | 9,406 | 497 | 101,728 | - |

総人口 268,013人
世帯数 122,881世帯

総汲取人口 10,164人
汲取世帯数 4,620世帯

ごみ処理事業等

1. 分別収集とリサイクルのながれ



2 ごみ処理

- (1) 可燃(燃やす)ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶、容器包装プラスチック、ペットボトル、資源物、複雑ごみ、埋立ごみ収集

本市では、平成8年10月から5種分別・指定袋制、また平成21年10月からは8種分別・指定袋制(簡易ガスボンベ・スプレー缶は4月から)を導入し、可燃(燃やす)ごみ、容器包装プラスチック、ペットボトル、資源物、複雑ごみ、埋立ごみについては、指定袋により1回1袋の排出で協力を求めている。

また、収集体制については、市域を4分割し、以下のとおり収集曜日を定めており、収集頻度については、可燃(燃やす)ごみ及び簡易ガスボンベ・スプレー缶が週2回、容器包装プラスチックが週1回、ペットボトルが月1回、資源物が月2回、複雑ごみが月1回、埋立ごみが第5水曜日となっている。

| 平成29年 4月1日現在 | 可燃(燃やす)ごみ | 簡易ガスボンベ・スプレー缶 | 容器包装プラスチック | ペットボトル | 資源物 | 複雑ごみ | 埋立ごみ |
|-----------------|-----------|---------------|------------|--------|---------|-------|-------|
| A地区 | 月・木曜日 | | 金曜日 | 第4水曜日 | 第1・3水曜日 | 第2水曜日 | 第5水曜日 |
| B地区 | | | 火曜日 | 第2水曜日 | | 第4水曜日 | |
| C地区 | 火・金曜日 | | 月曜日 | 第3水曜日 | 第2・4水曜日 | 第1水曜日 | |
| D地区 | | | 木曜日 | 第1水曜日 | | 第3水曜日 | |

ごみ収集品目

可燃（燃やす）ごみ……生ごみ、草・小枝、紙おむつ（付着した汚物はトイレに流してください）、CD、革製品、プラマークのないプラスチック製品等の燃えるごみ

簡易ガスボンベ・スプレー缶……簡易ガスボンベ、カセットボンベ、スプレー缶
※使い切ってから、火の気のない風通しのよい安全なところで穴を開けてから出してください。

容器包装プラスチック……レジ袋、ビニール袋、ラップ・フィルム類、卵パック等のプラスチック製容器類、お菓子などの袋類、食料品のトレイ・パック、カップ麺などの容器類、発泡スチロール類
※プラマークがついているものです。
※中身は使い切り、汚れは洗ってから出してください。
※汚れや臭いが取りにくいもの（チューブ状の容器等）は、選別作業が困難なため、可燃（燃やす）ごみに出してください。

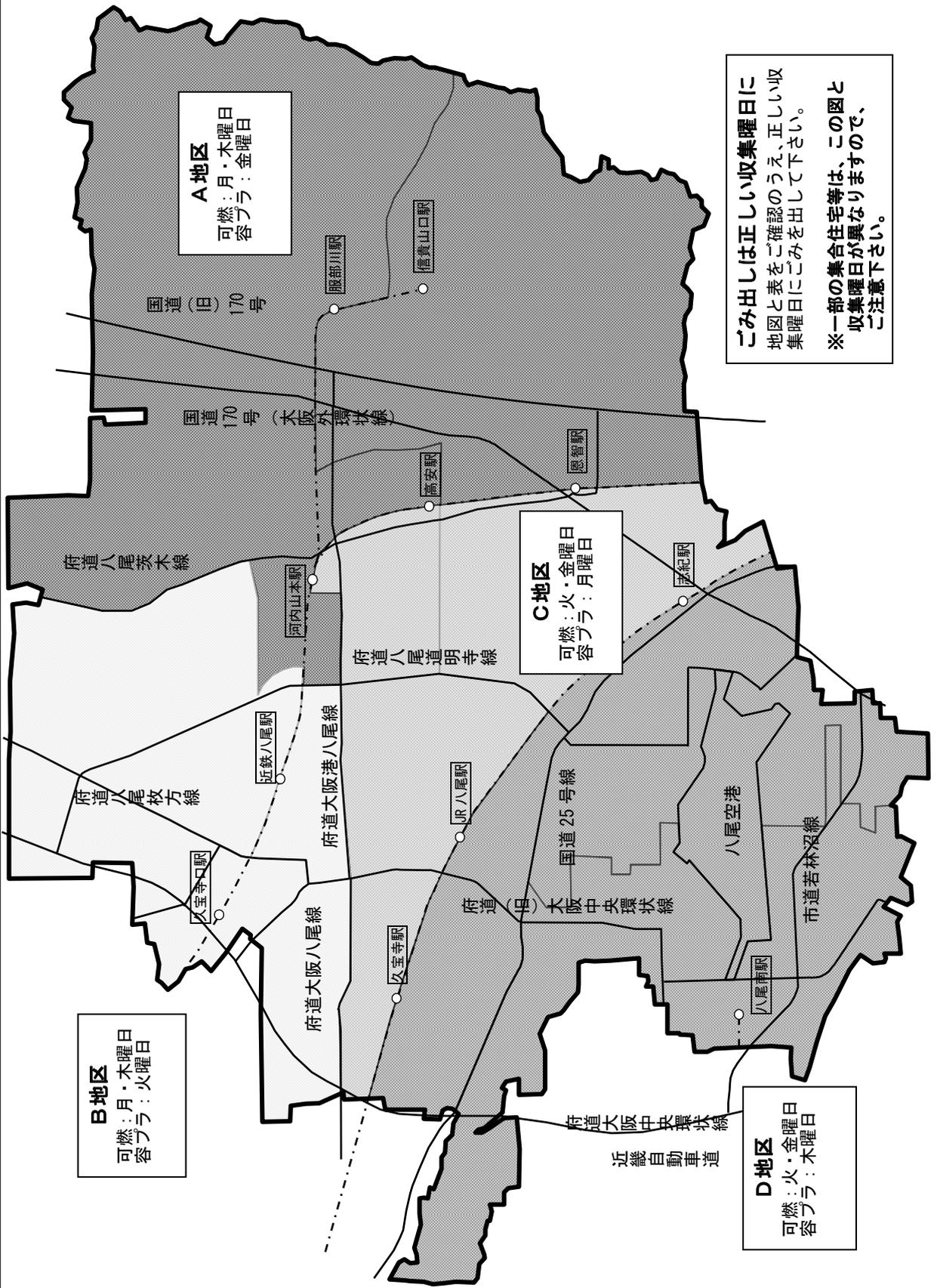
ペットボトル……ペットボトル
※キャップ・ラベルは、容器包装プラスチックとして出してください。
※ペットボトルマークがついているものです。

資源物……食物、飲料、化粧品が入っていたびん、缶
（ジュース・調味料・化粧品等のびん、ジュース・ビール）

複雑ごみ……金属類、金属がついている物
（ミルク・お菓子等の缶及び一斗缶、フライパン、傘、鏡、ドライヤー、蛍光灯・管、乾電池、小型電化製品〔リサイクル家電を除く〕）

埋立ごみ……陶磁器やガラス食器、板ガラス等
（皿、茶碗、グラス、ガラスコップ、植木鉢、使い捨てカイロ、ガラス屑等）

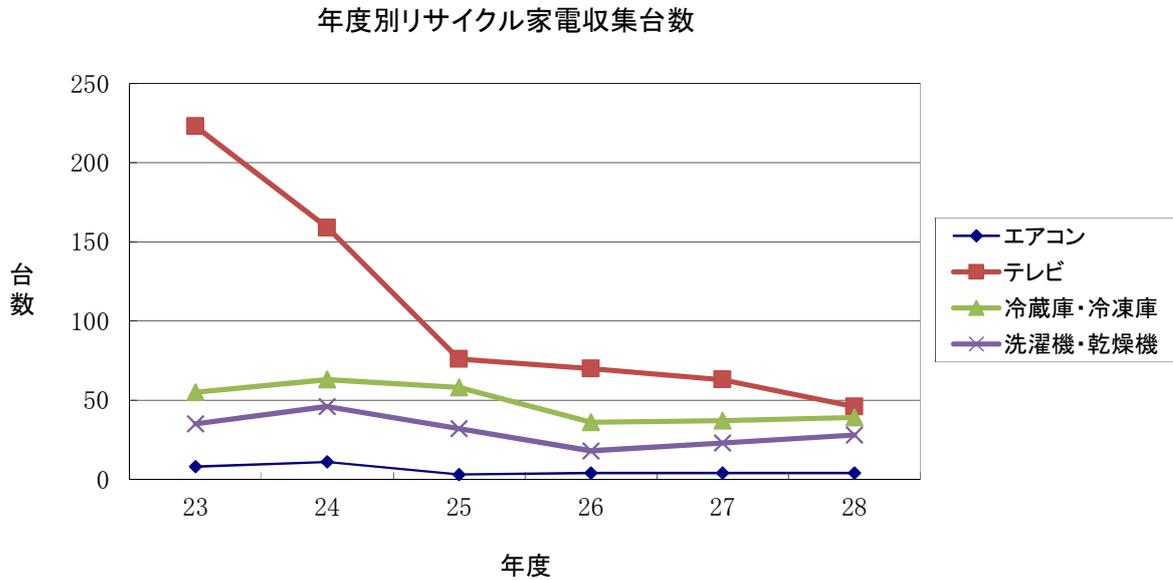
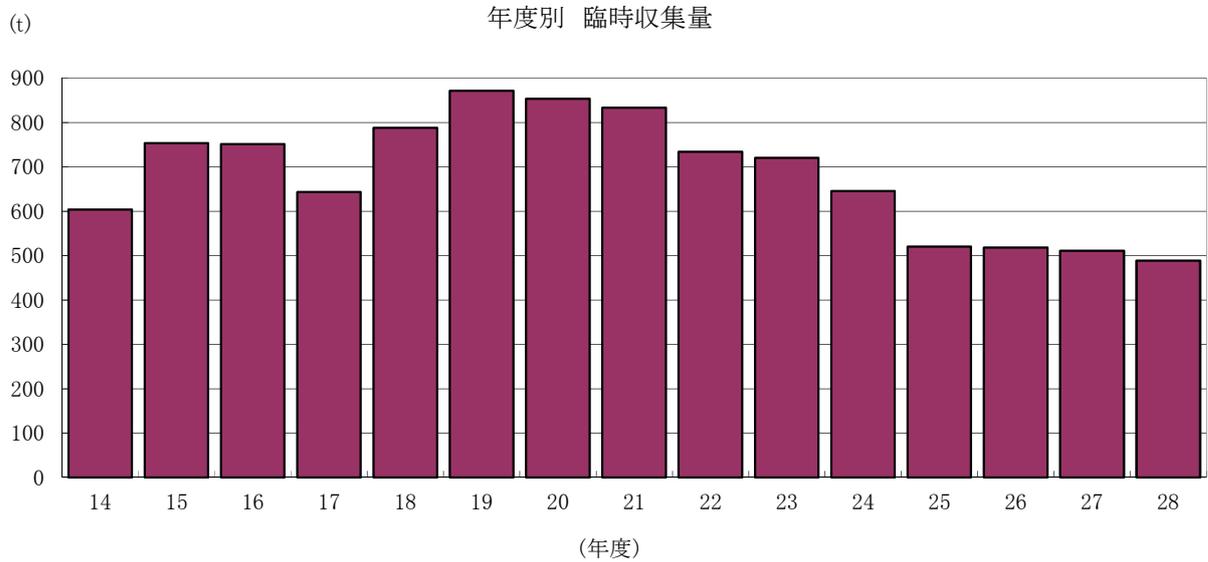
分別ごみ地域別収集曜日



ごみ出しは正しい収集曜日に
地図と表をご確認のうえ、正しい収
集曜日にごみを出して下さい。
※一部の集合住宅等は、この図と
収集曜日が異なりますので、
ご注意下さい。

(2) 粗大・リサイクル家電・臨時

家庭系の粗大及びリサイクル家電の義務外品については、従来の臨時収集(引っ越し等に伴う多量排出)とあわせ、平成13年4月より、電話による申込制を導入し、リサイクル家電、臨時収集については、収集の都度、手数料を徴収している。なお、事業系の粗大、リサイクル家電及び臨時の収集はおこなっていない。また、平成25年10月1日から粗大ごみの収集が有料となった。



粗大……大型日用雑貨類等(無料・平成25年10月1日から有料)

(家具、じゅうたん、大型電化製品 [リサイクル家電を除く]、自転車等)

リサイクル家電(義務外品) …………… 冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、洗濯機・衣類乾燥機

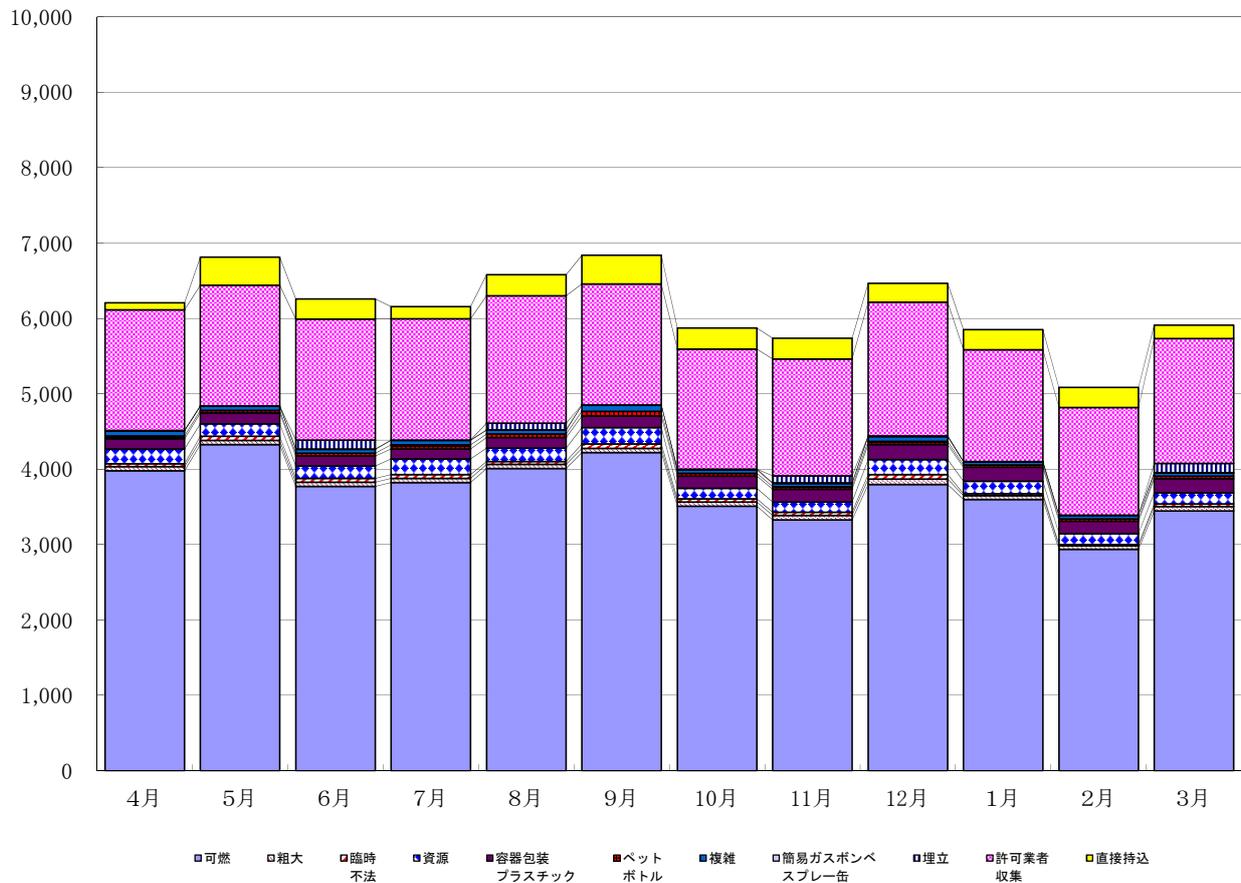
臨時……引っ越し等に伴う多量排出(有料)

(3)平成28年度 月別 収集量・処理量

(単位:t)

| | 市収集量 | | | | | | | | | | 許可業者 収集 | 直接持込 | 総処理量 |
|-----|-----------|--------|----------|----------|----------------|------------|--------|-------------------|--------|-----------|------------|----------|-----------|
| | 可燃 | 粗大 | 臨時 不法 | 資源 | 容器包装 プラスチック | ペット ボトル | 複雑 | 簡易ガスボン ベンスプレー缶 | 埋立 | 合計 | | | |
| 4月 | 3,979.76 | 55.03 | 37.71 | 194.96 | 134.21 | 38.22 | 65.46 | 3.99 | 0.00 | 4,509.34 | 1,601.14 | 93.31 | 6,203.79 |
| 5月 | 4,324.95 | 55.08 | 56.02 | 165.01 | 143.72 | 33.41 | 53.19 | 4.52 | 0.00 | 4,835.90 | 1,604.30 | 370.75 | 6,810.95 |
| 6月 | 3,769.43 | 56.54 | 49.45 | 163.94 | 133.26 | 39.89 | 50.98 | 4.37 | 115.51 | 4,383.37 | 1,604.92 | 266.66 | 6,254.95 |
| 7月 | 3,819.47 | 58.03 | 48.77 | 207.11 | 134.31 | 53.89 | 58.18 | 4.74 | 0.00 | 4,384.50 | 1,608.17 | 160.10 | 6,152.77 |
| 8月 | 4,005.94 | 57.39 | 37.81 | 175.23 | 141.08 | 48.24 | 48.98 | 5.44 | 88.50 | 4,608.61 | 1,690.80 | 277.51 | 6,576.92 |
| 9月 | 4,219.41 | 53.72 | 59.71 | 217.84 | 152.54 | 63.20 | 80.08 | 5.46 | 0.00 | 4,851.96 | 1,603.14 | 382.57 | 6,837.67 |
| 10月 | 3,508.23 | 56.31 | 38.75 | 143.17 | 160.50 | 38.93 | 46.36 | 5.08 | 0.00 | 3,997.33 | 1,595.20 | 279.01 | 5,871.54 |
| 11月 | 3,324.87 | 59.19 | 42.84 | 134.22 | 173.03 | 33.48 | 42.79 | 5.06 | 94.71 | 3,910.19 | 1,548.22 | 276.57 | 5,734.98 |
| 12月 | 3,795.45 | 70.46 | 59.75 | 202.47 | 195.57 | 42.37 | 64.61 | 6.80 | 0.00 | 4,437.48 | 1,777.46 | 249.40 | 6,464.34 |
| 1月 | 3,597.46 | 49.08 | 25.27 | 166.22 | 188.39 | 27.47 | 41.63 | 6.18 | 0.00 | 4,101.70 | 1,480.06 | 269.94 | 5,851.70 |
| 2月 | 2,935.61 | 45.83 | 17.96 | 145.58 | 163.69 | 31.63 | 45.72 | 4.59 | 0.00 | 3,390.61 | 1,427.57 | 264.17 | 5,082.35 |
| 3月 | 3,443.42 | 60.92 | 31.97 | 149.87 | 187.28 | 31.54 | 43.47 | 4.67 | 123.34 | 4,076.48 | 1,655.39 | 177.08 | 5,908.95 |
| 合計 | 44,724.00 | 677.58 | 506.01 | 2,065.62 | 1,907.58 | 482.27 | 641.45 | 60.90 | 422.06 | 51,487.47 | 19,196.37 | 3,067.07 | 73,750.91 |

(t)



(4)年度別 収集量・処理量

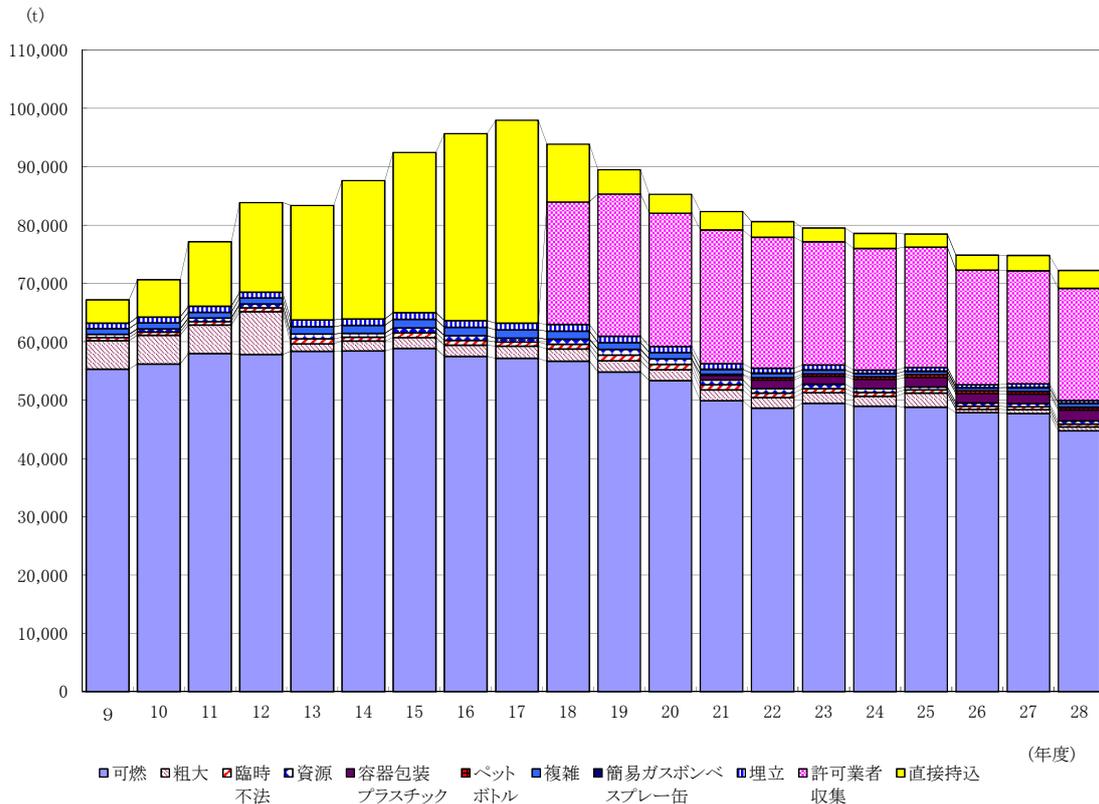
(単位:t)

| 年度 | 市収集量 | | | | | | | | | | 許可業者 収集 | 直接持込 | 総処理量 |
|----|--------|-------|----------|-------|--------------------|------------|-------|--------------------------|-------|--------|------------|--------|---------|
| | 可燃 | 粗大 | 臨時 不法 | 資源 | 容器包装 プラス チック | ペット ボトル | 複雑 | 簡易ガス ボンベ スプレー 缶 | 埋立 | 合計 | | | |
| 9 | 55,294 | 4,895 | 530 | 4,076 | — | — | 991 | — | 919 | 66,705 | — | 4,047 | 70,752 |
| 10 | 56,200 | 4,932 | 546 | 4,045 | — | — | 996 | — | 1,000 | 67,719 | — | 6,412 | 74,131 |
| 11 | 57,972 | 4,897 | 585 | 3,730 | — | — | 1,016 | — | 1,027 | 69,227 | — | 11,058 | 80,285 |
| 12 | 57,820 | 7,351 | 636 | 3,515 | — | — | 1,049 | — | 993 | 71,364 | — | 15,373 | 86,737 |
| 13 | 58,383 | 1,250 | 850 | 3,494 | — | — | 1,272 | — | 1,143 | 66,392 | — | 19,610 | 86,002 |
| 14 | 58,432 | 1,686 | 665 | 3,263 | — | — | 1,370 | — | 1,076 | 66,493 | — | 23,773 | 90,267 |
| 15 | 58,836 | 1,888 | 833 | 3,172 | — | — | 1,440 | — | 1,138 | 67,306 | — | 27,508 | 94,814 |
| 16 | 57,466 | 1,954 | 814 | 2,973 | — | — | 1,434 | — | 1,120 | 65,762 | — | 32,095 | 97,856 |
| 17 | 57,147 | 2,099 | 694 | 2,872 | — | — | 1,428 | — | 1,127 | 65,367 | — | 34,804 | 100,170 |
| 18 | 56,661 | 2,081 | 855 | 2,819 | — | — | 1,358 | — | 1,181 | 64,955 | 21,004 | 9,878 | 95,838 |
| 19 | 54,833 | 1,916 | 968 | 2,876 | — | — | 1,158 | — | 1,117 | 62,868 | 24,416 | 4,141 | 91,425 |
| 20 | 53,347 | 1,852 | 917 | 2,796 | — | — | 1,101 | — | 1,056 | 61,069 | 22,868 | 3,252 | 87,189 |
| 21 | 49,865 | 1,869 | 866 | 2,379 | 818 | 168 | 824 | 35 | 942 | 57,766 | 22,908 | 3,199 | 83,872 |
| 22 | 48,639 | 1,805 | 772 | 2,462 | 1,464 | 379 | 775 | 45 | 837 | 57,178 | 22,441 | 2,654 | 82,273 |
| 23 | 49,459 | 1,791 | 737 | 2,302 | 1,368 | 381 | 652 | 46 | 843 | 57,579 | 21,128 | 2,336 | 81,043 |
| 24 | 48,966 | 1,698 | 664 | 2,282 | 1,582 | 409 | 578 | 54 | 518 | 56,751 | 20,869 | 2,567 | 80,187 |
| 25 | 48,768 | 2,414 | 539 | 2,238 | 1,638 | 455 | 570 | 55 | 616 | 57,293 | 20,596 | 2,292 | 80,181 |
| 26 | 47,855 | 554 | 534 | 2,159 | 1,633 | 446 | 523 | 58 | 464 | 54,226 | 19,676 | 2,570 | 76,472 |
| 27 | 47,708 | 623 | 528 | 2,135 | 1,636 | 446 | 626 | 62 | 604 | 54,368 | 19,382 | 2,626 | 76,376 |
| 28 | 44,724 | 678 | 506 | 2,066 | 1,908 | 482 | 641 | 61 | 422 | 51,488 | 19,197 | 3,066 | 73,751 |

※端数処理の都合上、収集量と持込量の計が総処理量と合わないことがあります。

※平成20年度にモデル地区実施した容器包装プラスチック、ペットボトルは資源、簡易ガスボンベ・スプレー缶は複雑に含まます。

※平成22年3月より2度計量を実施しています。



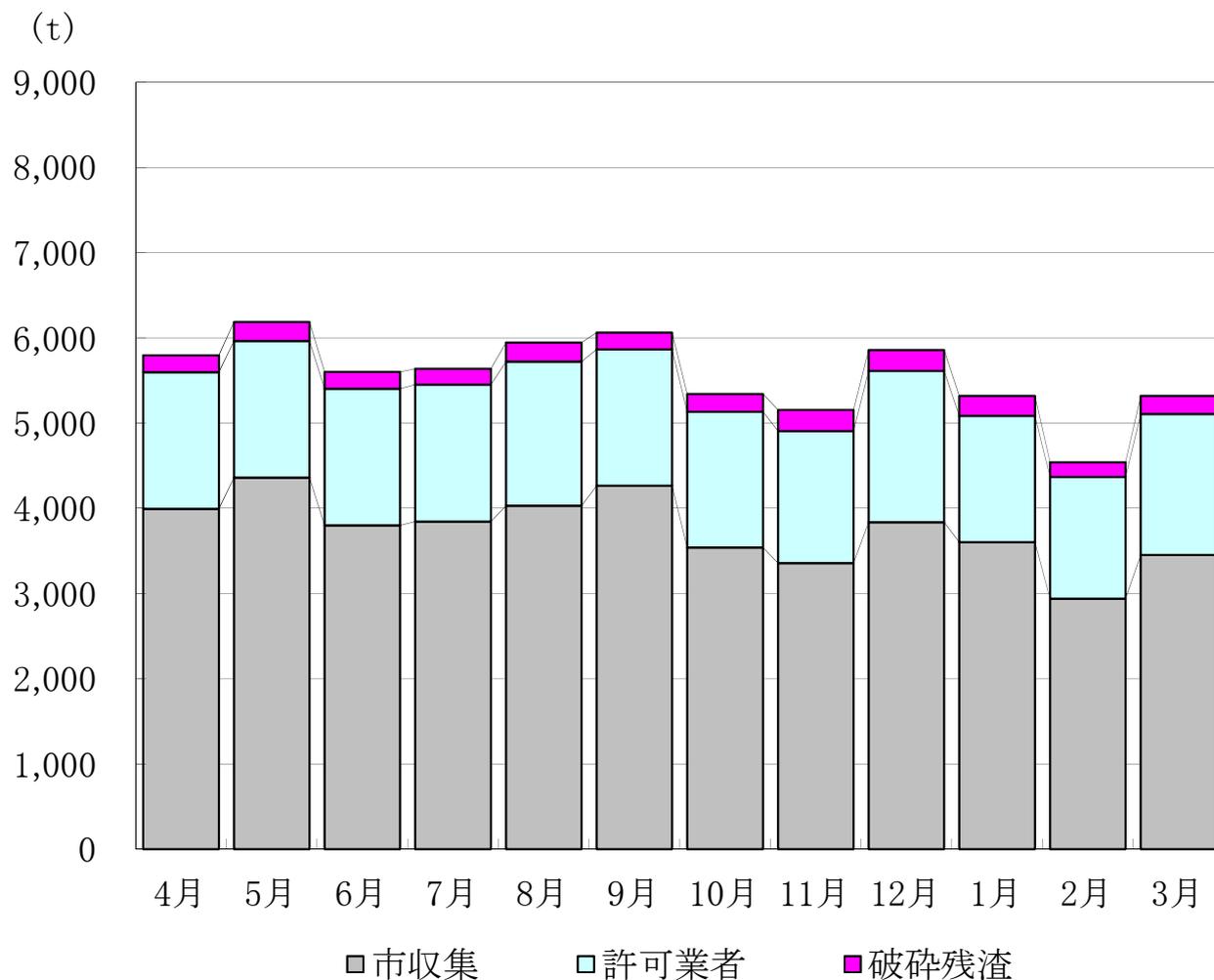
(5) 平成28年度 月別 焼却工場搬入量

(単位:t)

| 月 | 市収集(注1) | 許可業者搬入 (注2) | 直接搬入 | | 破碎残渣 | 総搬入量 |
|-----|-----------|----------------|----------|--------|----------|-----------|
| | | | 市民搬入(注2) | 官公庁搬入 | | |
| 4月 | 3,995.60 | 1,601.14 | 34.64 | 17.58 | 199.85 | 5,848.81 |
| 5月 | 4,360.18 | 1,604.30 | 223.96 | 38.50 | 222.47 | 6,449.41 |
| 6月 | 3,799.22 | 1,604.92 | 122.90 | 38.20 | 197.61 | 5,762.85 |
| 7月 | 3,845.21 | 1,608.17 | 112.14 | 19.02 | 184.47 | 5,769.01 |
| 8月 | 4,031.97 | 1,690.80 | 122.46 | 50.95 | 222.11 | 6,118.29 |
| 9月 | 4,263.98 | 1,603.14 | 140.71 | 160.86 | 197.38 | 6,366.07 |
| 10月 | 3,538.82 | 1,595.20 | 195.12 | 25.30 | 208.91 | 5,563.35 |
| 11月 | 3,356.58 | 1,548.22 | 168.16 | 27.64 | 249.65 | 5,350.25 |
| 12月 | 3,835.37 | 1,777.46 | 97.59 | 22.74 | 244.80 | 5,977.96 |
| 1月 | 3,603.88 | 1,480.06 | 42.68 | 162.24 | 236.18 | 5,525.04 |
| 2月 | 2,938.90 | 1,427.57 | 36.22 | 174.61 | 174.73 | 4,752.03 |
| 3月 | 3,452.91 | 1,655.39 | 89.02 | 17.76 | 210.38 | 5,425.46 |
| 合計 | 45,022.62 | 19,196.37 | 1,385.60 | 755.40 | 2,548.54 | 68,908.53 |

(注1) 臨時、不法の焼却工場搬入分を含む。

(注2) 展開検査後の焼却工場搬入分を含む。



(6) 年度別 焼却工場搬入量

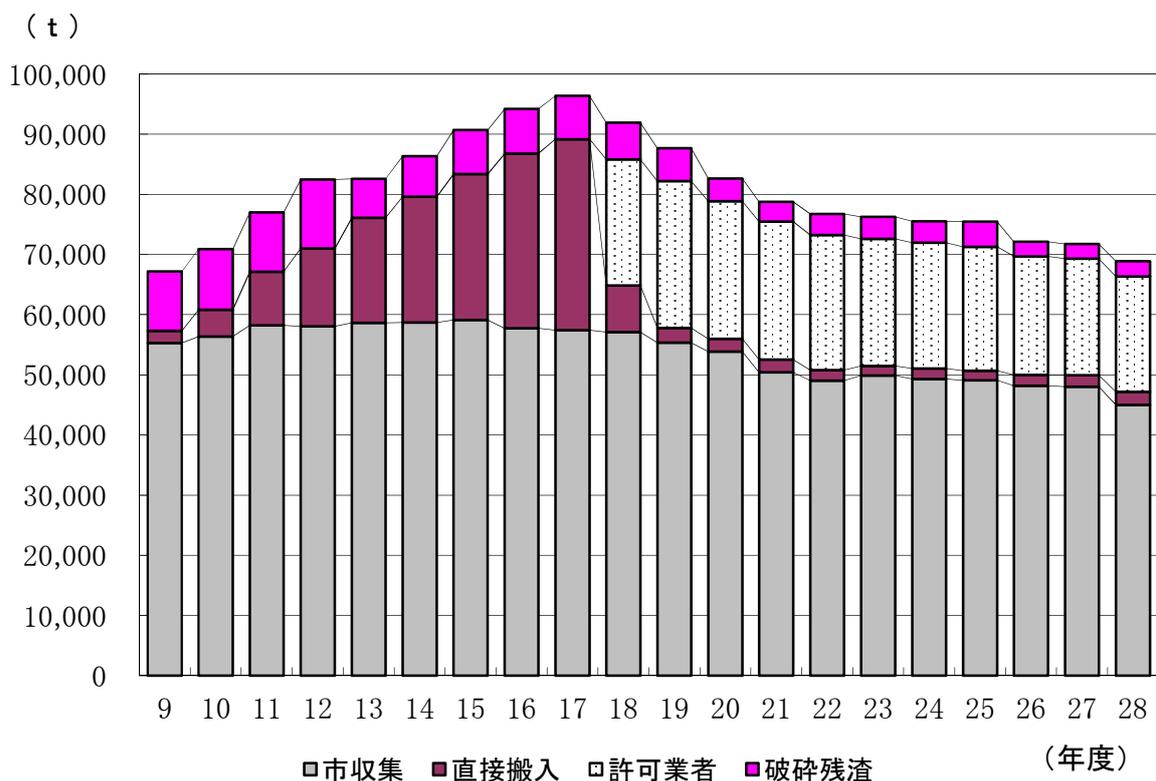
(単位:t)

| 年度 | 市収集 (注1) | 許可業者搬入 (注2) | 直接搬入 | | 破碎残渣 | 総搬入量 |
|----|-------------|----------------|----------|-------|--------|--------|
| | | | 市民搬入(注2) | 官公庁搬入 | | |
| 9 | 55,295 | — | 1,584 | 433 | 9,868 | 67,180 |
| 10 | 56,377 | — | 3,941 | 516 | 10,093 | 70,927 |
| 11 | 58,193 | — | 8,399 | 530 | 9,908 | 77,030 |
| 12 | 58,058 | — | 12,410 | 522 | 11,502 | 82,492 |
| 13 | 58,621 | — | 16,981 | 486 | 6,469 | 82,557 |
| 14 | 58,689 | — | 20,408 | 505 | 6,733 | 86,336 |
| 15 | 59,132 | — | 23,227 | 1,000 | 7,350 | 90,709 |
| 16 | 57,754 | — | 27,894 | 1,134 | 7,444 | 94,226 |
| 17 | 57,441 | — | 30,528 | 1,213 | 7,174 | 96,356 |
| 18 | 57,119 | 21,004 | 6,675 | 1,031 | 6,091 | 91,920 |
| 19 | 55,347 | 24,404 | 1,307 | 1,155 | 5,459 | 87,671 |
| 20 | 53,873 | 22,871 | 1,191 | 905 | 3,801 | 82,642 |
| 21 | 50,389 | 22,917 | 1,345 | 798 | 3,310 | 78,760 |
| 22 | 49,045 | 22,434 | 1,197 | 541 | 3,534 | 76,751 |
| 23 | 49,909 | 21,128 | 1,008 | 581 | 3,621 | 76,247 |
| 24 | 49,318 | 20,873 | 981 | 771 | 3,600 | 75,543 |
| 25 | 49,071 | 20,593 | 914 | 683 | 4,220 | 75,481 |
| 26 | 48,193 | 19,680 | 1,127 | 696 | 2,436 | 72,132 |
| 27 | 48,019 | 19,384 | 1,184 | 715 | 2,437 | 71,739 |
| 28 | 45,023 | 19,196 | 1,385 | 755 | 2,549 | 68,908 |

(注1) 臨時、不法の焼却工場搬入分を含む。

(注2) 展開検査後の焼却工場搬入分を含む。

※端数処理の都合上、各項目の合計と総搬入量が合わないことがあります。



(7)年度別 市民1人・1世帯の1日あたりの処理量

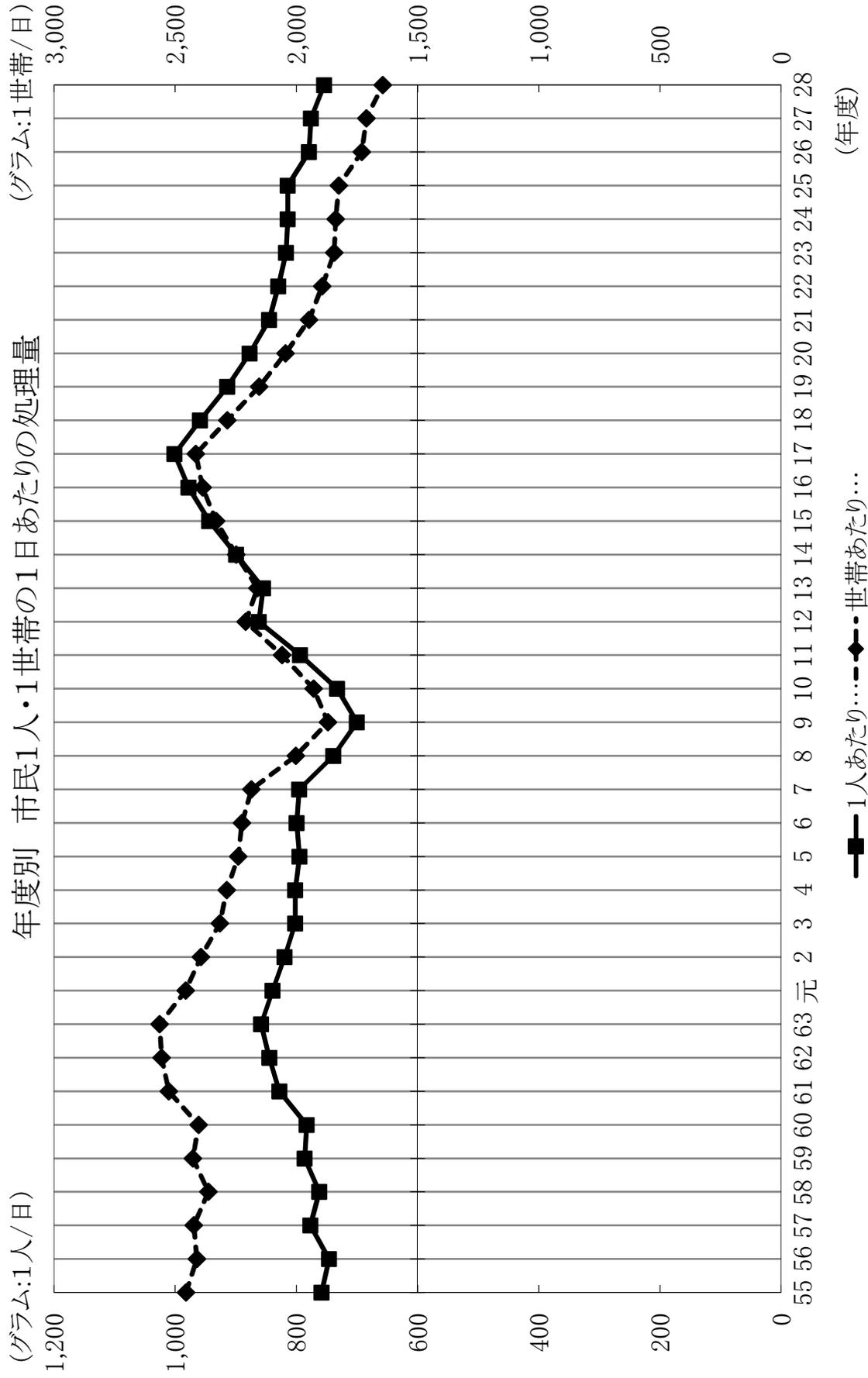
※持込量は、許可業者搬入分も含む。

| 年度 | 人口 (人) | 世帯数 (世帯) | 市収集量 (t) | 持込量 (t) | 総処理量 (t) | 対前年比 (%) | 1人あたり 処理量 (g/日) | 対前年比 (%) | 世帯あたり 処理量 (g/日) | 対前年比 (%) |
|----|-----------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-----------------------|-------------|-----------------------|-------------|
| 55 | 270,857 | 83,629 | 65,837 | 9,118 | 74,955 | 90.3 | 758 | 90.6 | 2,456 | 90.5 |
| 56 | 271,846 | 84,115 | 65,256 | 8,762 | 74,018 | 98.7 | 746 | 98.4 | 2,411 | 98.2 |
| 57 | 274,518 | 88,021 | 69,049 | 8,810 | 77,859 | 105.2 | 777 | 104.2 | 2,423 | 100.5 |
| 58 | 275,962 | 89,019 | 68,465 | 8,510 | 76,975 | 98.9 | 762 | 98.1 | 2,363 | 97.5 |
| 59 | 276,812 | 89,675 | 70,195 | 9,250 | 79,445 | 103.2 | 786 | 103.2 | 2,427 | 102.7 |
| 60 | 277,109 | 90,279 | 70,170 | 9,040 | 79,210 | 99.7 | 783 | 99.6 | 2,404 | 99.0 |
| 61 | 277,271 | 90,876 | 74,384 | 9,406 | 83,790 | 105.8 | 828 | 105.7 | 2,526 | 105.1 |
| 62 | 277,002 | 91,521 | 77,043 | 8,553 | 85,596 | 102.2 | 844 | 102.0 | 2,555 | 101.2 |
| 63 | 277,223 | 92,760 | 77,952 | 8,867 | 86,819 | 101.4 | 858 | 101.6 | 2,564 | 100.3 |
| 元 | 278,160 | 94,989 | 77,778 | 7,413 | 85,191 | 98.1 | 839 | 97.8 | 2,457 | 95.8 |
| 2 | 278,470 | 95,336 | 76,425 | 6,861 | 83,286 | 97.8 | 819 | 97.7 | 2,393 | 97.4 |
| 3 | 278,199 | 96,374 | 76,277 | 5,389 | 81,666 | 98.1 | 802 | 97.9 | 2,315 | 96.7 |
| 4 | 277,316 | 97,211 | 74,989 | 6,184 | 81,173 | 99.4 | 802 | 100.0 | 2,288 | 98.8 |
| 5 | 276,842 | 98,198 | 74,756 | 5,543 | 80,299 | 98.9 | 795 | 99.1 | 2,240 | 97.9 |
| 6 | 277,231 | 99,648 | 74,767 | 6,158 | 80,925 | 100.8 | 800 | 100.6 | 2,225 | 99.3 |
| 7 | 277,402 | 100,965 | 74,864 | 5,891 | 80,755 | 99.8 | 795 | 99.5 | 2,185 | 98.2 |
| 8 | 277,051 | 102,225 | 70,724 | 3,985 | 74,709 | 92.5 | 739 | 92.9 | 2,002 | 91.6 |
| 9 | 276,940 | 103,652 | 66,705 | 4,047 | 70,752 | 94.7 | 700 | 94.7 | 1,870 | 93.4 |
| 10 | 277,110 | 105,317 | 67,719 | 6,412 | 74,131 | 104.8 | 733 | 104.7 | 1,928 | 103.1 |
| 11 | 276,379 | 106,508 | 69,227 | 11,058 | 80,285 | 108.3 | 794 | 108.3 | 2,060 | 106.8 |
| 12 | 275,676 | 107,576 | 71,364 | 15,373 | 86,737 | 108.0 | 862 | 108.6 | 2,209 | 107.3 |
| 13 | 275,639 | 109,047 | 66,392 | 19,610 | 86,002 | 99.2 | 855 | 99.2 | 2,161 | 97.8 |
| 14 | 274,985 | 109,971 | 66,493 | 23,773 | 90,266 | 105.0 | 899 | 105.2 | 2,249 | 104.1 |
| 15 | 274,448 | 111,139 | 67,306 | 27,508 | 94,814 | 105.0 | 944 | 105.0 | 2,331 | 103.7 |
| 16 | 274,169 | 112,330 | 65,762 | 32,095 | 97,857 | 103.2 | 978 | 103.6 | 2,387 | 102.4 |
| 17 | 274,119 | 113,635 | 65,367 | 34,804 | 100,171 | 102.4 | 1,001 | 102.4 | 2,415 | 101.2 |
| 18 | 273,883 | 114,898 | 64,955 | 30,882 | 95,837 | 95.7 | 959 | 95.8 | 2,285 | 94.6 |
| 19 | 273,292 | 115,976 | 62,868 | 28,557 | 91,425 | 95.4 | 914 | 95.3 | 2,154 | 94.3 |
| 20 | 272,469 | 116,786 | 61,069 | 26,120 | 87,189 | 95.4 | 877 | 96.0 | 2,045 | 94.9 |
| 21 | 272,024 | 117,973 | 57,765 | 26,107 | 83,872 | 96.2 | 845 | 96.4 | 1,948 | 95.3 |
| 22 | 271,505 | 119,023 | 57,178 | 25,095 | 82,273 | 98.1 | 830 | 98.2 | 1,894 | 97.2 |
| 23 | 271,066 | 120,090 | 57,579 | 23,464 | 81,043 | 98.5 | 817 | 98.4 | 1,844 | 97.4 |
| 24 | 270,029 | 119,544 | 56,751 | 23,436 | 80,187 | 98.9 | 814 | 99.6 | 1,838 | 99.7 |
| 25 | 269,759 | 120,369 | 57,293 | 22,888 | 80,181 | 99.9 | 814 | 100.0 | 1,825 | 99.3 |
| 26 | 269,068 | 121,086 | 54,226 | 22,246 | 76,472 | 95.4 | 779 | 95.7 | 1,730 | 94.8 |
| 27 | 268,755 | 121,961 | 54,368 | 22,008 | 76,376 | 95.3 | 776 | 99.6 | 1,711 | 98.9 |
| 28 | 268,013 | 122,881 | 51,488 | 22,263 | 73,751 | 96.6 | 754 | 97.2 | 1,644 | 96.1 |

注： 1人1日あたりの処理量は、処理量÷人口÷365（366）日で算出。

1世帯1日あたりの処理量は、処理量÷世帯数÷365（366）日で算出。

人口・世帯数は、当該年度末現在のもの。



(8)資源化処理

分別収集した資源物は、廃棄物処理センター内のリサイクルプラザに搬入し、スチール缶を磁選別で回収した後、回転テーブル式の選別装置を用いて、ガラス類(無色、茶色、その他の色カレット)及びアルミ缶を手選別により回収、複雑及び粗大は、廃棄物処理センター内の廃棄物破砕工場に搬入し、破砕処理の後、磁選別により鉄屑を回収していた。

平成20年6月からは、リサイクルセンターの試験運転開始に伴い、それぞれの受入ホッパに搬入後、資源物は磁力選別機にてスチール缶、風力選別機にてアルミ缶を回収、ガラス類は自動色選別機にて無色、茶色、その他の色カレットに選別のうえ、回収している。また、複雑及び粗大は破砕処理の後、磁力選別機及び風力選別機により鉄屑と非鉄屑を回収している。容器包装プラスチックとペットボトルについては、手選別にて異物を除去した後、圧縮梱包し、再商品化事業者に引き渡ししている。

平成9年4月に容器包装リサイクル法が一部施行されたことに伴い、本市においても同年10月から市役所本庁舎、各出張所等において、ペットボトルの拠点回収を実施している。

なお、同年11月、消費者、事業者、行政で構成する八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会が設立し、同年12月より販売店等によるペットボトルの回収をしていたが、平成21年10月より分別収集を全市にて実施していることから、平成21年3月末をもって終了した。八尾市ごみ減量・リサイクル推進連絡協議会における年度別のペットボトルの回収量は、平成10年度23,954kg、平成11年度31,070kg、平成12年度24,858kg、平成13年度34,874kg、平成14年度41,273kg、平成15年度39,608kg、平成16年度42,794 kg、平成17年度43,162kg、平成18年度47,054kg、平成19年度41,188kg、平成20年度32,472kgであった。

(単位：t)

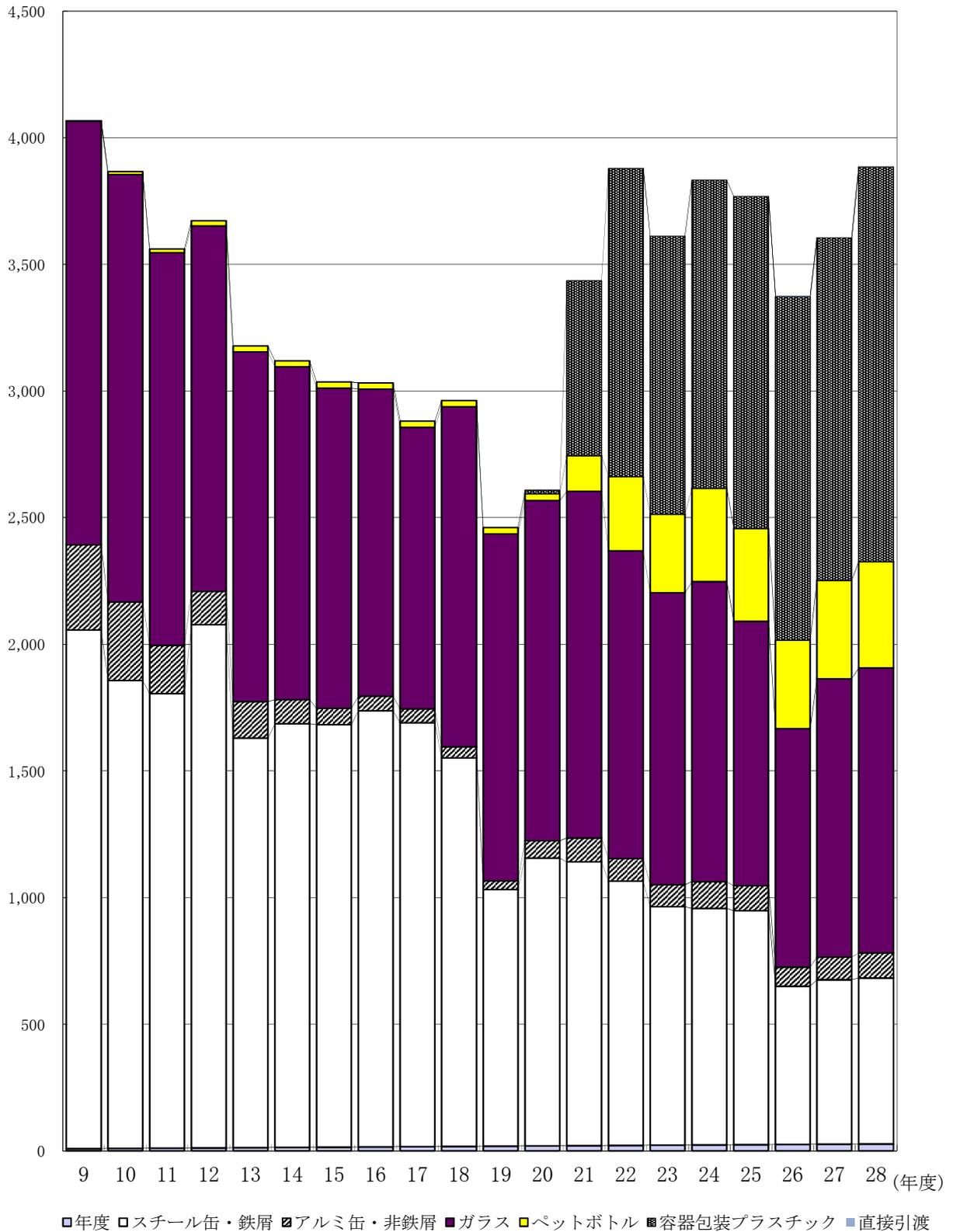
| 年度 | スチール缶 | 鉄屑 | アルミ缶 | 非鉄屑 | ガラス | | | ペットボトル | 容器包装 プラスチック | 直接引渡 |
|----|----------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|----------------|------|
| | | | | | 無色 | 茶色 | その他 | | | |
| 9 | 2,047.86 | | 336.14 | | 873.18 | 575.34 | 223.78 | 2.26 | — | — |
| 10 | 1,847.03 | | 310.64 | | 870.12 | 560.20 | 257.06 | 11.18 | — | — |
| 11 | 1,794.08 | | 191.00 | | 768.76 | 543.08 | 238.68 | 14.75 | — | — |
| 12 | 2,065.44 | | 130.92 | | 722.00 | 523.66 | 198.04 | 20.66 | — | — |
| 13 | 1,616.70 | | 144.40 | | 699.17 | 500.25 | 181.08 | 23.77 | — | — |
| 14 | 1,672.17 | | 95.23 | | 681.77 | 466.73 | 165.75 | 24.10 | — | — |
| 15 | 1,668.01 | | 63.97 | | 642.50 | 443.85 | 178.60 | 23.88 | — | — |
| 16 | 1,721.44 | | 57.96 | | 607.89 | 432.47 | 162.02 | 24.51 | — | — |
| 17 | 1,673.25 | | 55.23 | | 567.07 | 394.59 | 268.67 | 24.19 | — | — |
| 18 | 1,533.28 | | 43.99 | | 621.20 | 417.56 | 173.18 | 23.55 | — | — |
| 19 | 1,012.24 | | 34.59 | | 544.63 | 401.36 | 165.58 | 25.99 | — | — |
| 20 | 443.29 | 692.77 | 48.94 | 19.44 | 252.80 | 266.90 | 823.63 | 27.11 | 14.46 | — |
| 21 | 352.39 | 768.03 | 56.84 | 36.69 | 258.50 | 248.61 | 862.43 | 140.26 | 691.02 | — |
| 22 | 330.29 | 711.98 | 50.31 | 39.56 | 204.17 | 226.74 | 783.79 | 294.45 | 1,215.73 | 1.65 |
| 23 | 295.29 | 645.54 | 49.41 | 38.19 | 182.69 | 211.41 | 757.98 | 311.02 | 1,097.14 | 1.19 |
| 24 | 286.44 | 646.68 | 62.46 | 42.93 | 213.11 | 243.91 | 728.15 | 368.58 | 1,216.61 | 0.53 |
| 25 | 249.82 | 673.20 | 57.34 | 41.54 | 188.12 | 216.59 | 639.54 | 366.22 | 1,311.74 | 0.74 |
| 26 | 217.57 | 407.19 | 45.96 | 29.28 | 169.15 | 185.69 | 586.44 | 349.24 | 1,357.65 | 3.01 |
| 27 | 214.95 | 433.69 | 57.70 | 31.35 | 175.52 | 206.40 | 717.27 | 388.32 | 1,352.95 | 1.20 |
| 28 | 209.88 | 444.65 | 65.56 | 33.31 | 174.92 | 205.14 | 745.60 | 420.45 | 1,557.54 | 1.34 |

※平成20年度より、鉄は「スチール缶」及び「鉄屑」にて、アルミは「アルミ缶」及び「非鉄屑」にて、資源回収しています。

※直接引渡の品目は二次電池、危険物(消火器等)、蛍光管です。

(t)

年度別 資源回収量



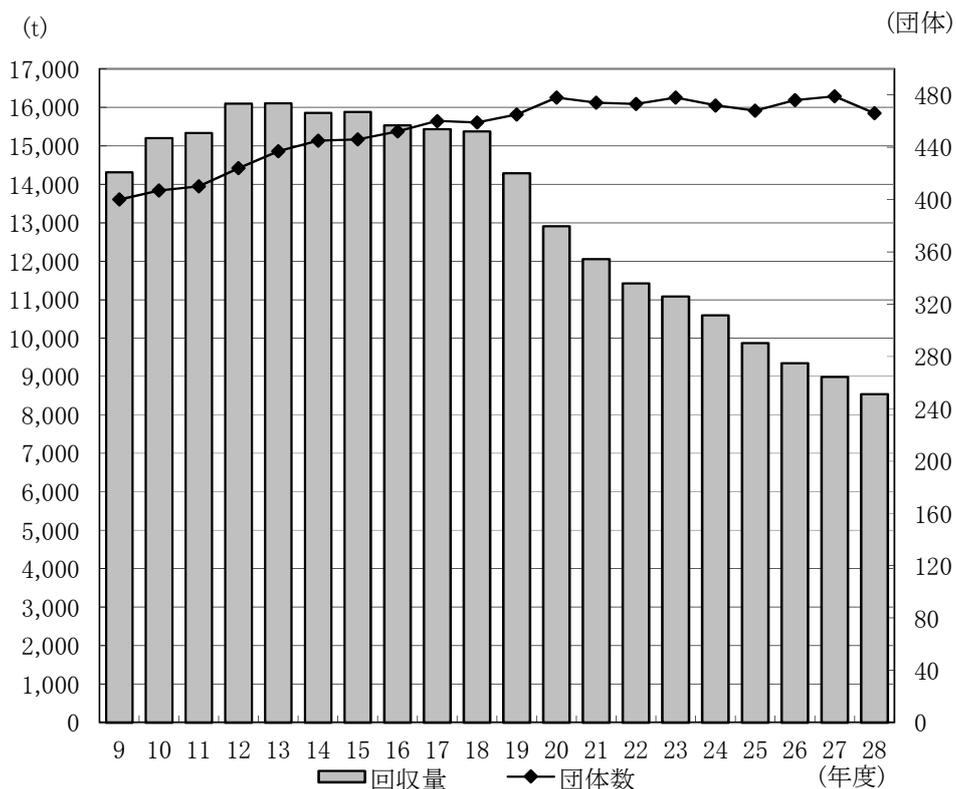
(9) 有価物集団回収

再生資源の活用によるごみの減量化を図るため、昭和55年7月からあらかじめ市に登録をした有価物集団回収実施団体(町会、子供会、老人会等)に対し、各種再生資源の回収量に応じて1kgあたり5円の奨励金を交付している。

また、平成10年10月から古紙回収事業者に対し、段ボール1kgあたり1円、雑誌1kgあたり2円を限度に予算の範囲内で報償金を交付(平成16年10月から雑誌については、1kgあたり1円)していたが、平成19年9月回収分をもって廃止した。

年度別 有価物集団回収 実施団体数・回収量

| 年度 | 団体数 | 古紙類(t) | 古布(t) | 金属類(t) | 合計(t) | 前年比(%) |
|----|-----|--------|-------|--------|--------|--------|
| 9 | 400 | 13,625 | 559 | 123 | 14,307 | |
| 10 | 407 | 14,440 | 627 | 128 | 15,195 | 106.2 |
| 11 | 410 | 14,606 | 592 | 134 | 15,332 | 100.9 |
| 12 | 424 | 15,249 | 677 | 168 | 16,094 | 105.0 |
| 13 | 437 | 15,320 | 642 | 141 | 16,103 | 100.1 |
| 14 | 445 | 15,108 | 608 | 137 | 15,853 | 98.4 |
| 15 | 446 | 15,126 | 609 | 144 | 15,879 | 100.2 |
| 16 | 452 | 14,771 | 617 | 137 | 15,525 | 97.8 |
| 17 | 460 | 14,609 | 617 | 206 | 15,432 | 99.4 |
| 18 | 459 | 14,541 | 629 | 202 | 15,372 | 99.6 |
| 19 | 465 | 13,517 | 636 | 132 | 14,285 | 92.9 |
| 20 | 478 | 12,213 | 575 | 114 | 12,902 | 90.3 |
| 21 | 474 | 11,343 | 586 | 125 | 12,054 | 93.4 |
| 22 | 473 | 10,746 | 545 | 130 | 11,421 | 94.7 |
| 23 | 478 | 10,378 | 588 | 111 | 11,077 | 97.0 |
| 24 | 472 | 9,942 | 534 | 115 | 10,591 | 95.6 |
| 25 | 468 | 9,256 | 508 | 104 | 9,868 | 93.2 |
| 26 | 476 | 8,794 | 438 | 111 | 9,343 | 94.7 |
| 27 | 479 | 8,469 | 450 | 67 | 8,986 | 96.2 |
| 28 | 466 | 8,015 | 462 | 59 | 8,536 | 95.0 |



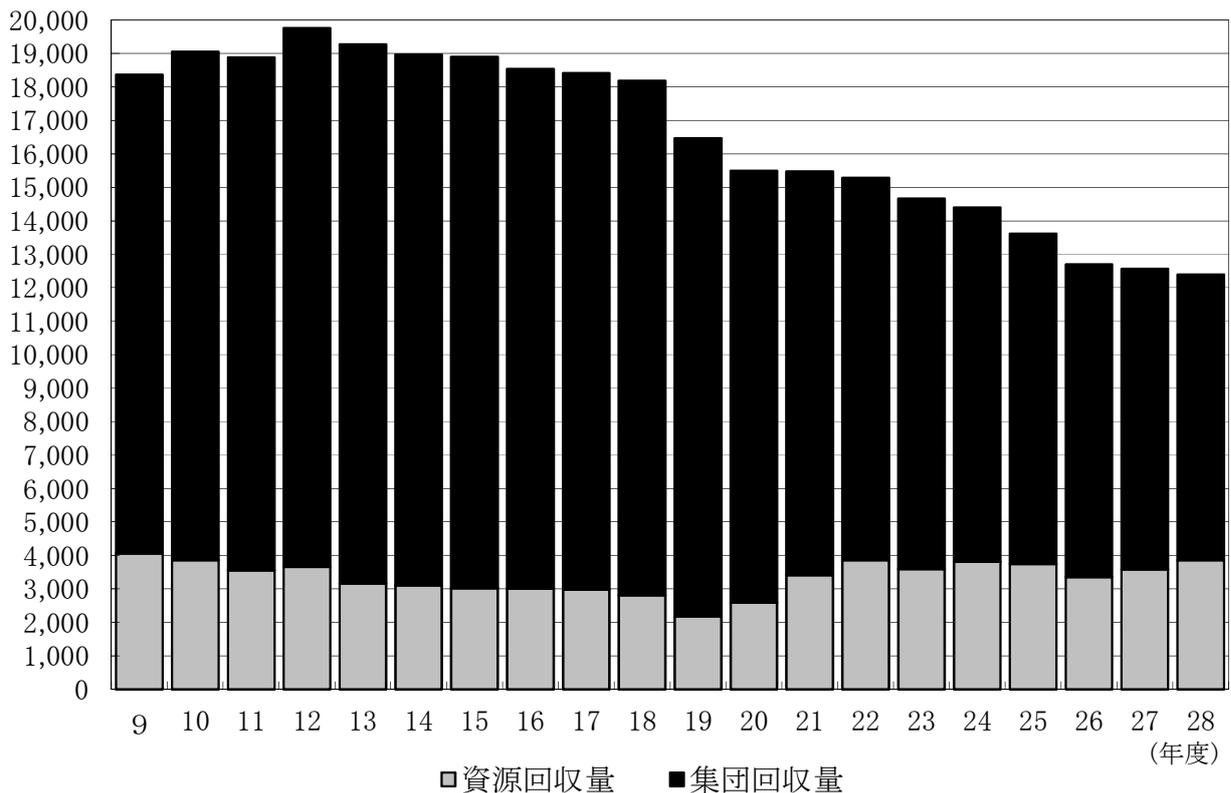
年度別 資源化量

| 年度 | 資源化量 | | |
|----|-------|--------|--------|
| | 資源回収量 | 集団回収量 | 合計 |
| 9 | 4,059 | 14,307 | 18,366 |
| 10 | 3,856 | 15,195 | 19,051 |
| 11 | 3,550 | 15,332 | 18,882 |
| 12 | 3,661 | 16,094 | 19,755 |
| 13 | 3,165 | 16,103 | 19,268 |
| 14 | 3,106 | 15,853 | 18,959 |
| 15 | 3,021 | 15,879 | 18,900 |
| 16 | 3,006 | 15,525 | 18,531 |
| 17 | 2,983 | 15,432 | 18,415 |
| 18 | 2,813 | 15,372 | 18,185 |
| 19 | 2,184 | 14,285 | 16,469 |
| 20 | 2,589 | 12,902 | 15,491 |
| 21 | 3,415 | 12,054 | 15,469 |
| 22 | 3,859 | 11,421 | 15,280 |
| 23 | 3,590 | 11,077 | 14,667 |
| 24 | 3,809 | 10,591 | 14,400 |
| 25 | 3,745 | 9,868 | 13,613 |
| 26 | 3,351 | 9,343 | 12,694 |
| 27 | 3,579 | 8,986 | 12,565 |
| 28 | 3,859 | 8,536 | 12,395 |

*集団回収量：こども会や町会等で回収した新聞、雑誌、古布等の量

*資源回収量：市で収集した資源物、複雑、粗大、容器包装プラスチック、ペットボトル等から回収した資源物の量

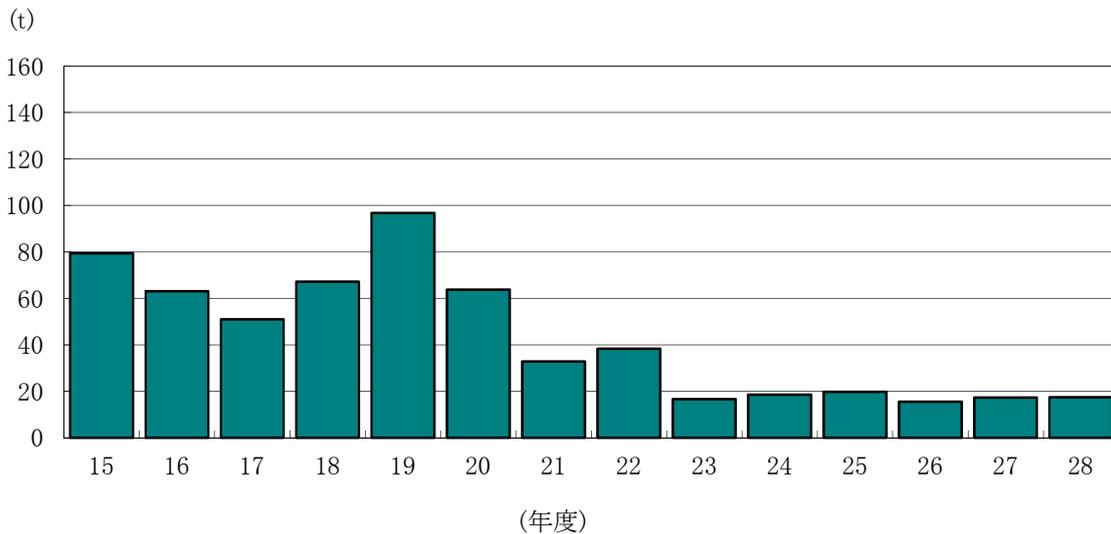
(t) 年度別 資源化量



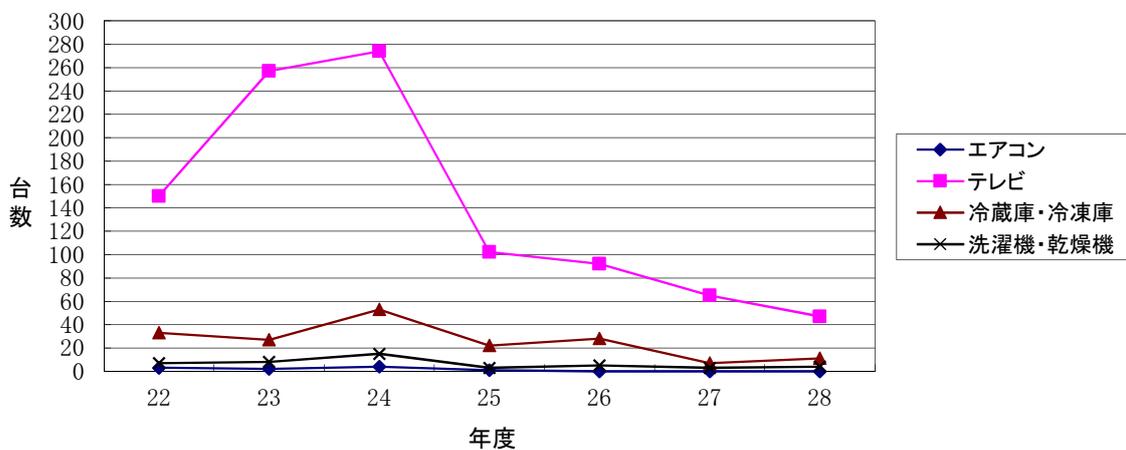
(10) 不法投棄収集

不法投棄については、市民の環境美化に対する意識の高揚を図り、関係機関との連絡を密にしながら、市民との監視協力等によりその防止に努め、根絶にむけて引き続き啓発活動を推進している。

年度別 不法投棄収集量



年度別リサイクル家電不法投棄台数



(11) 犬猫等の死体の処理

市民からの申込み又は通報の都度、死獣専用車で回収し、斎場で焼却処理をしている。

| 年度 | 処理件数 | 年度 | 処理件数 | 平成28年度内訳 | | |
|----|-------|----|-------|----------|-----|-------|
| 19 | 2,586 | 24 | 2,882 | 飼育 | 野良 | |
| 20 | 2,659 | 25 | 2,657 | 犬 | 700 | 7 |
| 21 | 2,661 | 26 | 2,663 | 猫 | 503 | 1,029 |
| 22 | 2,655 | 27 | 2,714 | その他 | 131 | 433 |
| 23 | 2,666 | 28 | 2,803 | | | |

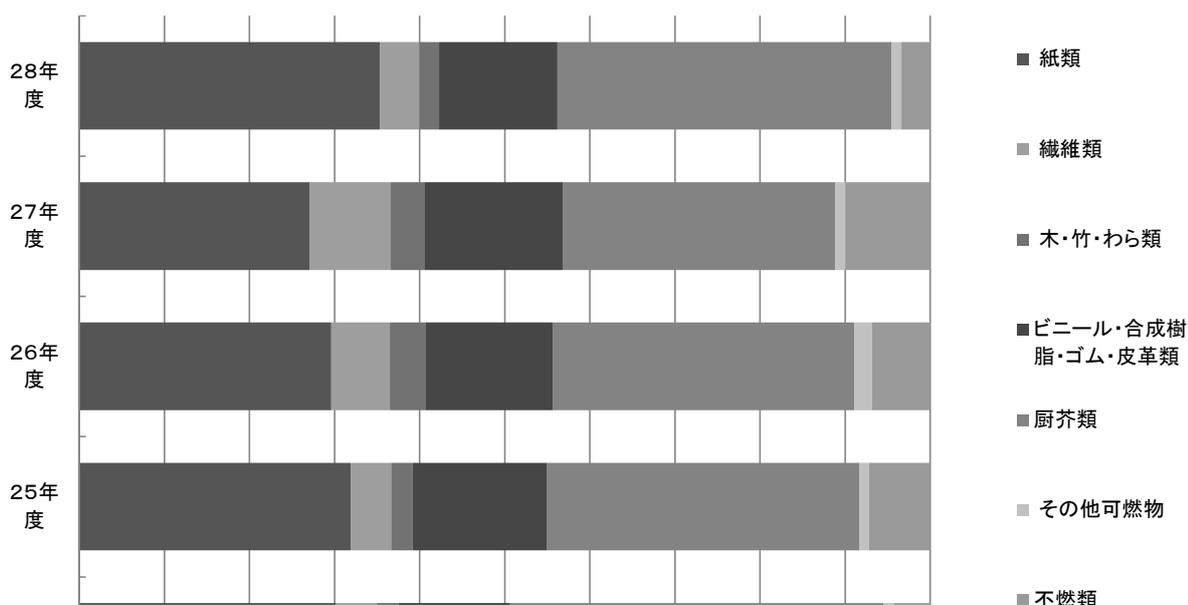
* 斎場への直接持ち込み分を含む

(12) 組成分析調査結果

① 可燃ごみ調査結果

| | | 組成割合 (湿重量比) (%) | | | | |
|-------------|------------------|-----------------|----------|----------|----------|----------|
| | | 24年度 (%) | 25年度 (%) | 26年度 (%) | 27年度 (%) | 28年度 (%) |
| 可燃類 | 紙類 | 30.21 | 31.91 | 29.64 | 27.05 | 35.37 |
| | (内リサイクル可能物) | 18.15 | 19.46 | 15.83 | 14.55 | 17.93 |
| | 繊維類 | 4.80 | 4.74 | 6.88 | 9.57 | 4.62 |
| | (内リサイクル可能物) | 0.22 | 1.67 | 1.38 | 6.76 | 1.21 |
| | 木・竹・わら類 | 2.52 | 2.53 | 4.22 | 4.03 | 2.31 |
| | ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 | 13.13 | 15.83 | 14.91 | 16.15 | 13.92 |
| | 厨芥類 (動物性) | 3.66 | 2.93 | 2.63 | 1.46 | 1.98 |
| | 厨芥類 (植物性) | 40.19 | 33.78 | 32.80 | 30.62 | 37.30 |
| その他可燃物 | 1.26 | 1.07 | 2.10 | 1.19 | 1.12 | |
| 不燃類 | 鉄 | 0.18 | 0.70 | 0.39 | 0.32 | 0.14 |
| | (内リサイクル可能物) | 0.18 | 0.70 | 0.39 | 0.27 | 0.14 |
| | アルミ | 0.06 | 0.22 | 0.13 | 0.24 | 0.12 |
| | (内リサイクル可能物) | 0.02 | 0.11 | 0.03 | 0.18 | 0.02 |
| | その他不燃物 | 3.46 | 3.18 | 3.18 | 7.34 | 0.45 |
| | アルミを除く金属類 | 0.09 | 0.28 | 0.24 | 0.36 | 0.95 |
| | 貝類 | 0.21 | 2.58 | 2.01 | 1.27 | 1.38 |
| | 陶器・石類 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.08 | 0.10 |
| | 乾電池 | 0.02 | 0.03 | 0.02 | 0.03 | 0.02 |
| | ガラス | 0.21 | 0.22 | 0.85 | 0.29 | 0.22 |
| (内リサイクル可能物) | 0.21 | 0.19 | 0.85 | 0.24 | 0.21 | |
| 合計 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | |

| | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 厨芥類 | 43.85 | 36.71 | 35.43 | 32.08 | 39.28 |
| 不燃類 | 4.23 | 7.21 | 6.82 | 9.93 | 3.38 |

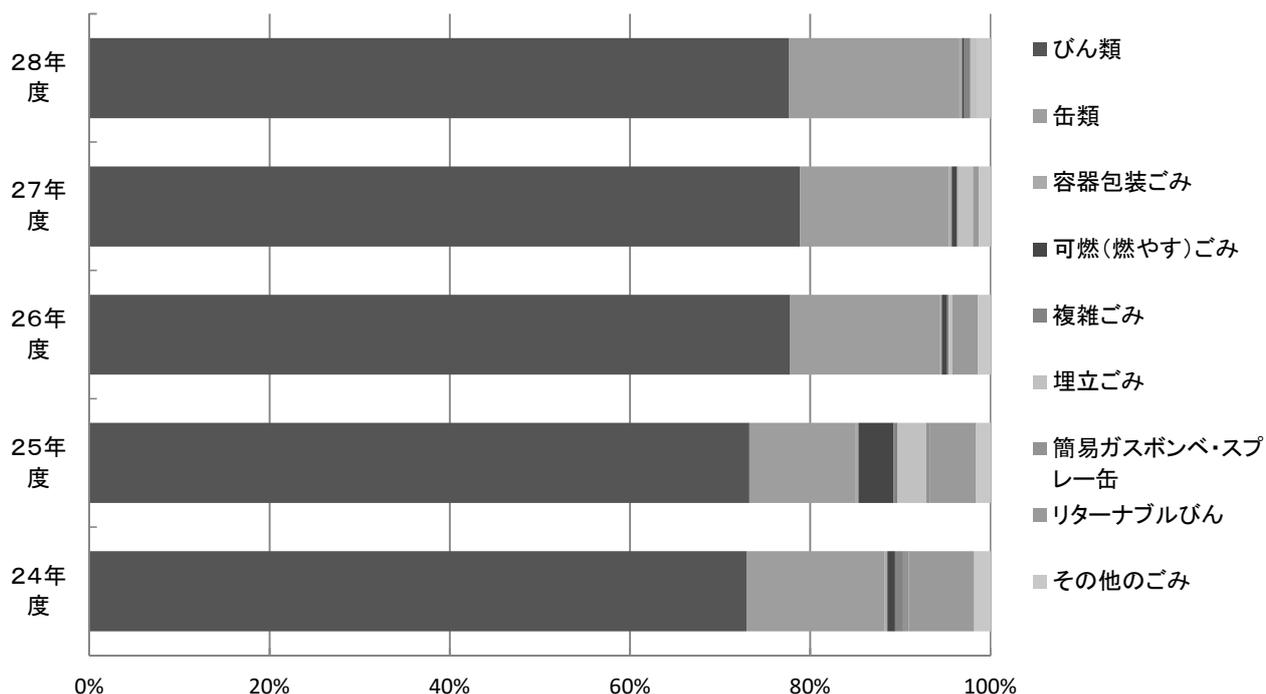


② 資源物調査結果

組成割合（湿重量比）（%）

| 項目 | 区分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| びん類 | 酒びん | 12.54 | 10.58 | 19.41 | 10.02 | 14.72 |
| | 飲料水びん | 22.12 | 24.41 | 30.24 | 31.58 | 34.95 |
| | 調味料びん | 21.64 | 21.77 | 16.31 | 24.16 | 12.44 |
| | 食料品びん | 14.85 | 14.76 | 10.45 | 12.64 | 14.12 |
| | 薬びん | 0.67 | 0.60 | 1.00 | 0.46 | 0.62 |
| | 化粧品のびん | 1.11 | 1.13 | 0.35 | 0.00 | 0.83 |
| 缶類 | アルミ | 2.89 | 3.76 | 1.52 | 5.42 | 9.57 |
| | スチール | 7.80 | 2.85 | 5.28 | 5.55 | 4.14 |
| | 缶詰の缶 | 4.61 | 5.18 | 9.78 | 5.53 | 5.16 |
| 小 計 | | 88.23 | 85.04 | 94.34 | 95.36 | 96.55 |
| 容器包装ごみ | | 0.33 | 0.32 | 0.26 | 0.33 | 0.30 |
| 混 入 ご み | | | | | | |
| 可燃（燃やす）ごみ | | 0.85 | 3.86 | 0.58 | 0.56 | 0.25 |
| 複雑ごみ | | 0.91 | 0.47 | 0.20 | 0.16 | 0.68 |
| 埋立ごみ | | 0.00 | 3.19 | 0.40 | 1.63 | 0.77 |
| 簡易ガスボンベ・スプレー缶 | | 0.60 | 0.34 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| リターナブルびん | | 7.29 | 5.18 | 2.86 | 0.64 | 0.00 |
| 小 計 | | 9.65 | 13.04 | 4.04 | 2.99 | 1.70 |
| その他のごみ | | 1.79 | 1.60 | 1.36 | 1.32 | 1.45 |
| 合 計 | | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

| | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| びん類 | 72.93 | 73.25 | 77.76 | 78.86 | 77.68 |
| 缶類 | 15.30 | 11.79 | 16.58 | 16.50 | 18.87 |

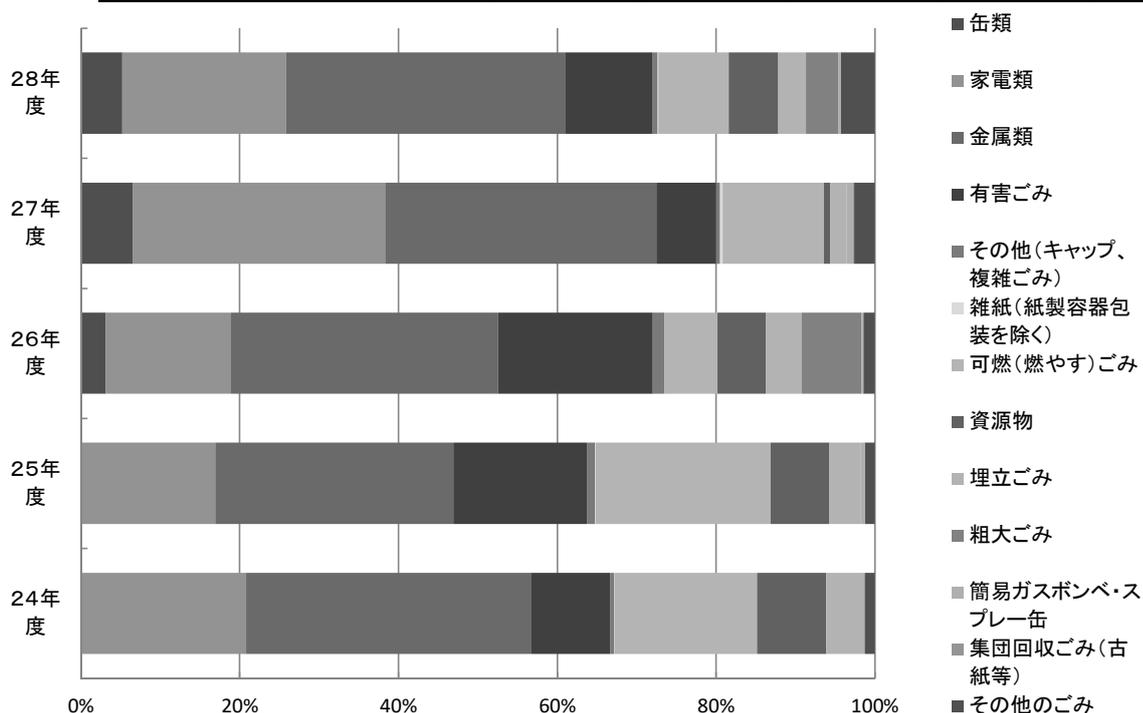


③ 複雑ごみ調査結果

組成割合（湿重量比）（%）

| 項目 | 区分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 缶類 | 缶類 | 0.00 | 0.00 | 3.13 | 6.38 | 5.13 |
| 家電類 | OA機器・音響機器・炊飯器等 | 20.57 | 16.46 | 15.48 | 31.16 | 20.15 |
| 金属類 | 鍋、包丁等単一金属製品 | 18.98 | 14.33 | 17.43 | 12.33 | 12.42 |
| | 傘、ハンガー等複合金属製品 | 16.50 | 14.82 | 15.63 | 21.07 | 21.90 |
| 有害ごみ | 乾電池 | 6.26 | 9.48 | 12.11 | 4.51 | 7.73 |
| | 蛍光灯 | 2.94 | 5.51 | 4.10 | 2.24 | 2.59 |
| | ライター | 0.51 | 0.31 | 1.98 | 0.33 | 0.26 |
| | 鏡 | 0.06 | 1.06 | 0.97 | 0.32 | 0.14 |
| | 剃刀 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| その他 | キャップ（王冠） | 0.52 | 0.98 | 1.44 | 0.47 | 0.66 |
| | その他複雑ごみ | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.26 | 0.38 |
| 小計 | | 66.34 | 62.95 | 72.27 | 79.07 | 71.36 |
| 容器包装ごみ | | 1.29 | 2.81 | 1.72 | 1.86 | 1.91 |
| 雑紙（紙製容器包装を除く） | | 0.01 | 0.05 | 0.02 | 0.30 | 0.10 |
| 混入ごみ | | | | | | |
| 可燃（燃やす）ごみ | | 17.74 | 21.45 | 6.51 | 12.51 | 8.68 |
| 資源物 | | 8.60 | 7.18 | 6.02 | 0.79 | 6.08 |
| 埋立ごみ | | 4.72 | 3.88 | 4.39 | 2.03 | 3.40 |
| 粗大ごみ | | 0.00 | 0.00 | 7.45 | 0.00 | 3.96 |
| 簡易ガスボンベ・スプレー缶 | | 0.00 | 0.49 | 0.22 | 0.71 | 0.29 |
| 集団回収ごみ（古紙等） | | 0.11 | 0.01 | 0.00 | 0.21 | 0.08 |
| 小計 | | 31.17 | 33.01 | 24.59 | 16.25 | 22.49 |
| その他のごみ | | 1.19 | 1.18 | 1.40 | 2.52 | 4.14 |
| 合計 | | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

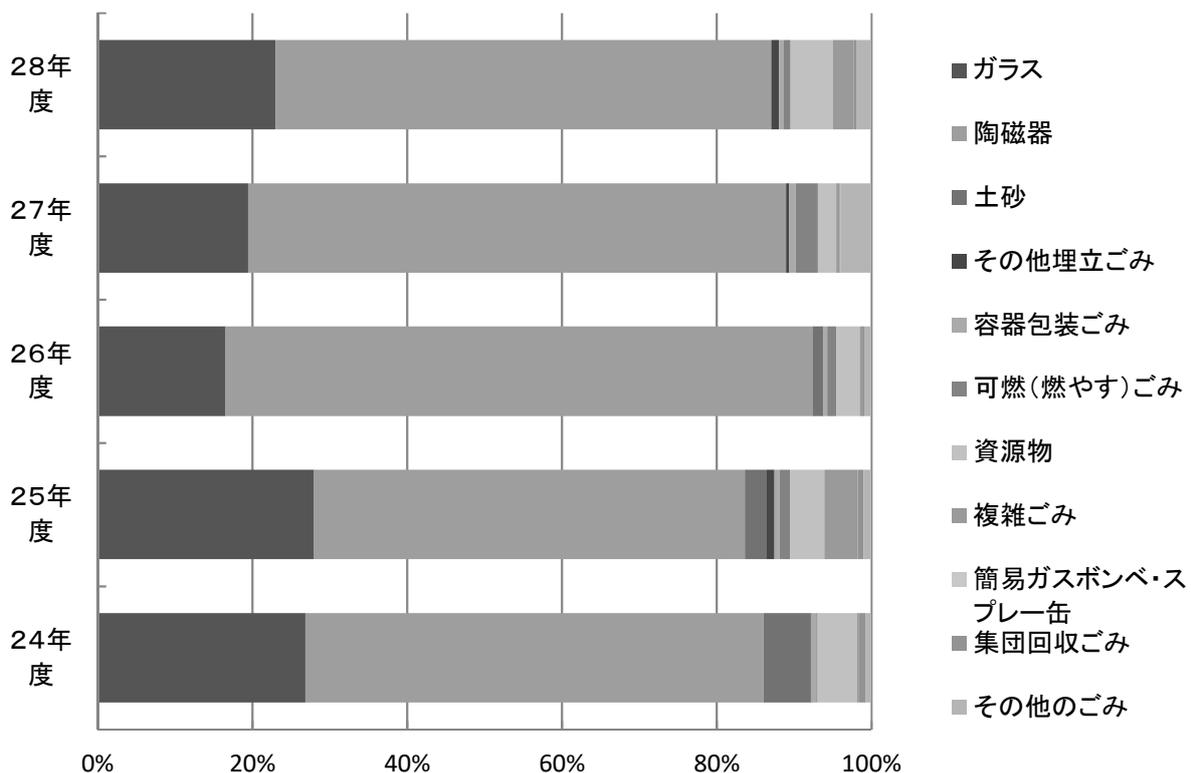
| | | | | | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 缶類 | 0.00 | 0.00 | 3.13 | 6.38 | 5.13 |
| 家電類 | 20.57 | 16.46 | 15.48 | 31.16 | 20.15 |
| 金属類 | 35.48 | 29.15 | 33.06 | 33.40 | 34.32 |
| 有害ごみ | 9.77 | 16.36 | 19.16 | 7.40 | 10.72 |
| その他（キャップ、複雑ごみ） | 0.52 | 0.98 | 1.44 | 0.47 | 0.66 |



④ 埋立ごみ調査結果

組成割合（湿重量比）（%）

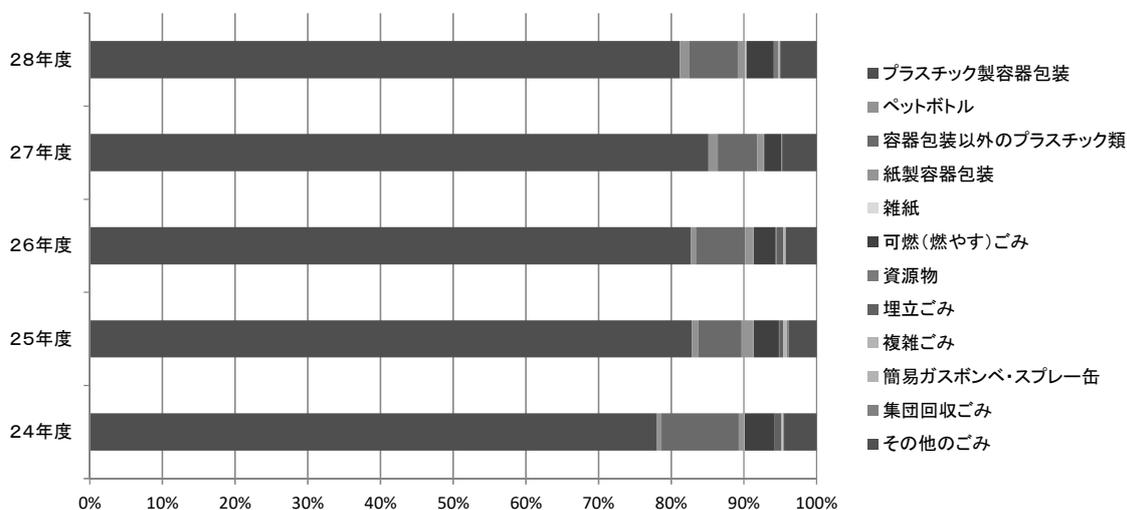
| 項目 | 区分 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|---------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ガラス | ガラス類 | 26.85 | 27.99 | 16.53 | 19.45 | 23.01 |
| 磁器 | 陶磁器 | 59.22 | 55.65 | 75.79 | 69.49 | 63.89 |
| | 土砂 | 6.09 | 2.85 | 1.30 | 0.00 | 0.00 |
| | その他埋立ごみ | 0.09 | 1.00 | 0.10 | 0.42 | 0.99 |
| | 小 計 | 92.25 | 87.49 | 93.72 | 89.36 | 87.89 |
| | 容器包装ごみ | 0.63 | 0.66 | 0.50 | 0.83 | 0.65 |
| 雑紙（紙製容器包装を除く） | | — | — | — | 0.02 | 0.17 |
| 混 入 ご み | | | | | | |
| | 可燃（燃やす）ごみ | 0.17 | 1.34 | 1.17 | 2.90 | 0.87 |
| | 資源物 | 5.06 | 4.43 | 3.03 | 2.34 | 5.45 |
| | 複雑ごみ | 0.23 | 4.33 | 0.32 | 0.47 | 2.65 |
| | 簡易ガスボンベ・スプレー缶 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.04 |
| | 集団回収ごみ | 0.93 | 0.73 | 0.28 | 0.09 | 0.34 |
| | 小 計 | 6.39 | 10.83 | 4.80 | 5.80 | 9.35 |
| | その他のごみ | 0.73 | 1.02 | 0.91 | 3.99 | 1.94 |
| | 合 計 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |



⑥容器包装プラスチック調査結果

組成割合（湿重量比）（%）

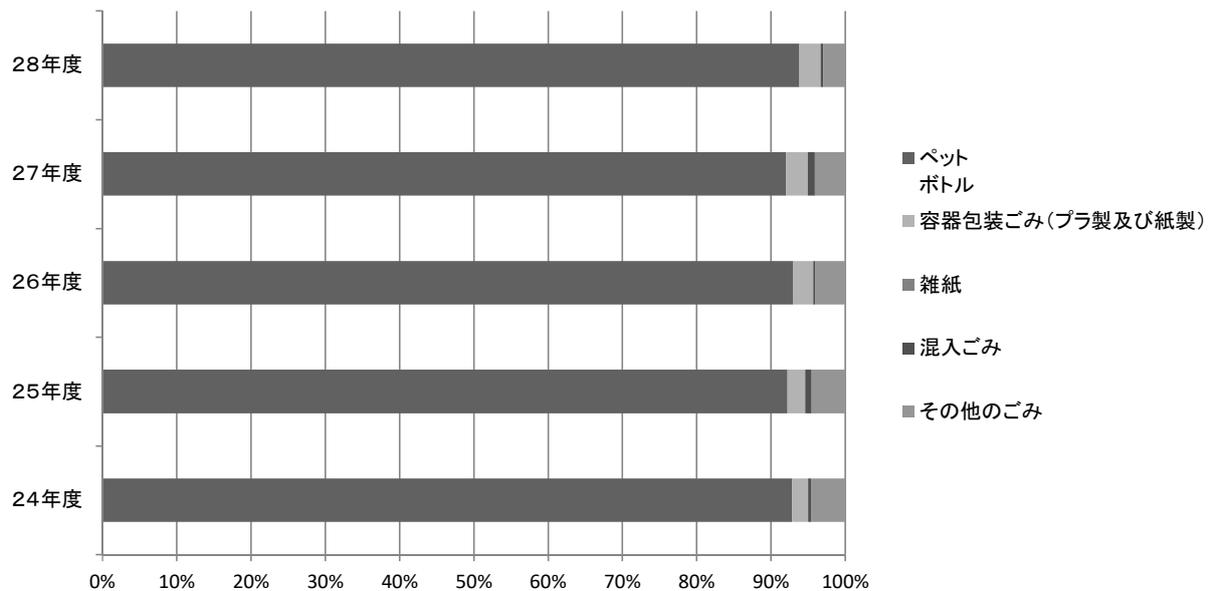
| 種類 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | |
|-------------|----------------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|
| プラスチック製容器包装 | 容器 | きれい | 38.42 | 37.95 | 33.43 | 41.06 | 34.27 |
| | | ふた・ラベル付 | 3.68 | 3.41 | 3.72 | 2.74 | 3.20 |
| | | かなり汚い | 1.79 | 2.40 | 5.87 | 0.90 | 3.66 |
| | | | 43.89 | 43.76 | 43.02 | 44.70 | 41.13 |
| | チューブ・スクイーズ等 | きれい | 0.64 | 0.20 | 0.00 | 0.10 | 0.03 |
| | | ふた・ラベル付 | - | - | - | - | - |
| | | かなり汚い | 0.04 | 0.65 | 0.00 | 0.07 | 0.11 |
| | | | 0.68 | 0.85 | 0.00 | 0.17 | 0.14 |
| | 袋 | きれい | 29.81 | 32.12 | 34.36 | 36.29 | 33.87 |
| | | ふた・ラベル付 | - | - | - | - | - |
| | | かなり汚い | 0.10 | 1.60 | 2.49 | 0.34 | 2.57 |
| | | | 29.91 | 33.72 | 36.85 | 36.63 | 36.44 |
| | その他 | きれい | 3.56 | 4.39 | 2.72 | 3.63 | 3.45 |
| | | ふた・ラベル付 | - | - | - | - | - |
| | | かなり汚い | 0.00 | 0.13 | 0.09 | 0.00 | 0.03 |
| | | 3.56 | 4.52 | 2.81 | 3.63 | 3.48 | |
| | きれい | 72.43 | 74.66 | 70.51 | 81.08 | 71.62 | |
| | ふた・ラベル付 | 3.68 | 3.41 | 3.72 | 2.74 | 3.20 | |
| | かなり汚い | 1.93 | 4.78 | 8.45 | 1.31 | 6.37 | |
| | 小計 | 78.04 | 82.85 | 82.68 | 85.13 | 81.19 | |
| 混入ごみ | | | | | | | |
| 分別収集対象以外 | ペットボトル | 0.64 | 0.87 | 0.73 | 1.30 | 1.35 | |
| | 容器包装以外のプラスチック類 | 10.60 | 5.98 | 6.78 | 5.45 | 6.61 | |
| | 小計 | 11.24 | 6.85 | 7.51 | 6.75 | 7.96 | |
| | 紙製容器包装 | 0.82 | 1.56 | 1.03 | 0.88 | 1.09 | |
| | 雑紙 | 0.04 | 0.05 | 0.12 | 0.05 | 0.13 | |
| 混入ごみ | 可燃（燃やす）ごみ | 4.01 | 3.53 | 3.03 | 2.35 | 3.76 | |
| | 資源物 | 0.03 | 0.01 | 0.13 | 0.00 | 0.56 | |
| | 埋立ごみ | 1.02 | 0.55 | 0.95 | 0.06 | 0.04 | |
| | 複雑ごみ | 0.14 | 0.54 | 0.32 | 0.05 | 0.27 | |
| | 簡易ガスボンベ・スプレー缶 | 0.11 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | |
| | 集団回収ごみ | 0.08 | 0.25 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | |
| | 小計 | 5.39 | 4.88 | 4.43 | 2.46 | 4.63 | |
| | その他のごみ | 4.47 | 3.81 | 4.23 | 4.73 | 5.00 | |
| | 合計 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | |



⑦ペットボトル調査結果

組成割合（湿重量比）（%）

| 種類 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|-----------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ペット ボトル | きれい | 85.94 | 81.58 | 91.38 | 89.40 | 91.06 |
| | ふた・ラベル付 | 4.57 | 7.03 | 1.42 | 2.68 | 1.92 |
| | かなり汚い | 2.36 | 3.63 | 0.23 | 0.00 | 0.86 |
| | 小計 | 92.87 | 92.24 | 93.03 | 92.08 | 93.84 |
| 容器包装ごみ（プラ製及び紙製） | | 2.16 | 2.37 | 2.67 | 2.91 | 2.87 |
| 雑紙 | | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 混入ごみ | 可燃（燃やす）ごみ | 0.37 | 0.88 | 0.05 | 0.85 | 0.36 |
| | 資源物 | 0.00 | 0.00 | 0.25 | 0.09 | 0.00 |
| | 埋立ごみ | 0.00 | 0.00 | 0.01 | 0.00 | 0.00 |
| | 複雑ごみ | 0.01 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 簡易ガスボンベ・スプレー缶 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 集団回収ごみ | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 小計 | 0.38 | 0.88 | 0.31 | 0.94 | 0.36 |
| その他のごみ | | 4.59 | 4.51 | 3.98 | 4.07 | 2.93 |
| 合計 | | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |



⑧簡易ガスボンベ・スプレー缶調査結果

| 穴あきの有無等 | | | 種類 | | | | | | | 合計 | | 〈参考〉過去の調査結果 | | | |
|---------------|---------|--------|-------------------------|----------------------|--------------------|------------------------|------------------------|---------------------|----------------------|---------------------|------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 簡易ガスボンベ | 殺虫剤 | 塗料 | 家庭用品 | 人体用品 | 工業用品 | 自動車用品 | | | その他 | H27 | H26 | H25 |
| 簡易ガスボンベ・スプレー缶 | 穴あき | 計 | 22本 2,172g 99g/本 | 6本 619g 103g/本 | 1本 84g 84g/本 | 7本 674g 96g/本 | 12本 712g 59g/本 | 7本 601g 86g/本 | 2本 261g 131g/本 | 2本 164g 82g/本 | 59本 5,287g 90g/本 | 61.6% - - | 68.6% - - | 75.0% - - | 67.8% - - |
| | | 排出機構付き | | 4本 450g | | 7本 674g | 3本 223g | | | | 14本 1,347g | 14.6% - | 29.0% - | 25.9% - | 21.8% - |
| | | キャップ付き | 2本 202g | 1本 88g | | 4本 421g | 1本 51g | | | 1本 71g | 9本 833g | 9.4% - | 11.3% - | 23.1% - | 23.0% - |
| | 穴無・中身無 | 計 | 18本 1,805g 100g/本 | | | 5本 486g 97g/本 | 7本 427g 61g/本 | | 2本 252g 126g/本 | 3本 127g 42g/本 | 35本 3,097g 88g/本 | 36.5% - | 29.8% - | 14.8% - | 25.3% - |
| | | 排出機構付き | | | | 4本 378g | 2本 183g | | 1本 110g | 1本 69g | 8本 740g | 8.3% - | 13.7% - | 4.6% - | 6.9% - |
| | | キャップ付き | 6本 605g | | | 4本 378g | 2本 168g | | 1本 110g | | 13本 1,261g | 13.5% - | 5.6% - | 3.7% - | 5.7% - |
| | 穴無・中身残存 | 計 | | | | | | | 2本 308g 154g/本 | | 2本 308g 154g/本 | 2.1% - | 1.6% - | 10.2% - | 6.9% - |
| | | 排出機構付き | | | | | | | 1本 125g | | 1本 125g | 1.0% - | 0.0% - | 5.6% - | 1.1% - |
| | | キャップ付き | | | | | | | | | 0本 0g | 0.0% - | 0.8% - | 5.6% - | 5.7% - |
| | 合計 | 計 | 40本 3,977g 99g/本 | 6本 619g 103g/本 | 1本 84g 84g/本 | 12本 1,160g 97g/本 | 19本 1,139g 60g/本 | 7本 601g 86g/本 | 6本 821g 137g/本 | 5本 291g 58g/本 | 96本 8,692g 91g/本 | 100.0% - | 100.0% - | 100.0% - | 100.0% - |
| | | 排出機構付き | | 4本 450g | | 11本 1,052g | 5本 406g | | 2本 235g | 1本 69g | 23本 2,212g | 24.0% - | 42.7% - | 36.1% - | 29.9% - |
| | | キャップ付き | 8本 807g | 1本 88g | | 8本 799g | 3本 219g | | 1本 110g | 1本 71g | 22本 2,094g | 22.9% - | 17.7% - | 32.4% - | 34.5% - |

サンプリング量

| ごみ種 | 袋数 (袋) |
|---------------|---------------|
| 可燃(燃やす)ごみ | 90袋(予備10袋含む) |
| 容器包装プラスチック | 110袋(予備10袋含む) |
| ペットボトル | 60袋(予備10袋含む) |
| 資源物 | 50袋(予備10袋含む) |
| 埋立ごみ | 50袋(予備10袋含む) |
| 複雑ごみ | 110袋(予備10袋含む) |
| 簡易ガスボンベ・スプレー缶 | 50袋 |

3 処理施設

(1) 焼却施設

本市は単独の焼却施設を保有せず、大阪府ごみ処理広域化計画における大阪ブロックである大阪市、八尾市、松原市の三市で設立した大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の八尾工場において可燃性の廃棄物を共同処理している。

| | |
|---------|-----------------------|
| 名 称 | 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合八尾工場 |
| 所 在 地 | 八尾市上尾町七丁目 1 番地 |
| 敷 地 面 積 | 40,100 m ² |
| 竣 工 | 平成 7 年 3 月 |
| 総 工 費 | 約 290 億円 |
| 焼 却 能 力 | 基準能力 600 t / 24 時間 |



(2) 中間処理施設

| | |
|---------|--|
| 名 称 | 八尾市立リサイクルセンター |
| 所 在 地 | 八尾市曙町二丁目 11 番地 |
| 敷 地 面 積 | 7,676 m ² |
| 竣 工 | 平成 21 年 3 月 |
| 総 工 費 | 総工費 30 億 5,431 万円 |
| 施 設 | <p>○工場棟</p> <p>施 設 概 要：粗大ごみ破碎施設 32 t / 日 資源ごみ選別施設 14 t / 日 容器包装プラスチック圧縮梱包施設 10 t / 日 ペットボトル圧縮梱包施設 2 t / 日</p> <p>受入供給設備：ピットアンドクレーン 破碎機形式：せん断破碎式及び衝撃回転破碎式 選 別 設 備：機械選別・手選別併用 集じん脱臭方式：サイクロン・バグフィルタ・活性炭吸着併用</p> |
| | <p>○学習プラザ「めぐる」</p> <p>主な機能：展示・図書・パソコンコーナー、工房、見学コース、 環境シアター、研修室、会議室</p> <p>屋 上：緑地、太陽光発電パネル</p> |



(3) 最終処分施設

「埋立ごみ」等を「一般廃棄物最終処分場」に搬入し、埋立処分している。

| | |
|-----------|---|
| 名 称 | 八尾市一般廃棄物最終処分場 |
| 所 在 地 | 八尾市上尾町九丁目 36 番地 |
| 敷 地 面 積 | 19,733m ² |
| 埋 立 地 面 積 | 12,300m ² |
| 全 体 容 量 | 70,000m ³ |
| 残 余 容 量 | 39,704m ³ 平成 28 年度埋立量 944m ³ (覆土を含む) |
| 竣 工 | 平成 8 年 3 月 |
| 総 工 費 | 14 億 8,119 万 6 千円 |



4 車両

保有車両一覧

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

| 車 種 | 積載量 | 台 数 | 用 途 | 天然ガス自動車 |
|--------------|-------|-----|-----------|---------|
| ①特殊架装車 | | | | |
| パッカー | 2.00t | 45 | 一般収集用 | 2 |
| | 3.00t | 7 | 集合住宅用 | |
| プレスパッカー | 2.00t | 7 | 粗大ごみ収集用 | |
| | 3.00t | 1 | 粗大ごみ収集用 | |
| リレーパック | 2.00t | 2 | 破碎ごみ運搬専用 | |
| | 5.00t | 2 | 破碎ごみ運搬専用 | |
| ②無蓋トラック | | | | |
| ダンプ・トラック | 2.00t | 2 | 臨時不法投棄収集用 | |
| | 4.00t | 1 | 臨時不法投棄収集用 | 1 |
| ③重機類 | | | | |
| クレーン車(バケット付) | | 1 | 臨時不法投棄処理用 | |
| ④軽四輪車 | | | | |
| 軽四輪トラック | 0.35t | 1 | 死獣収集用 | |
| | 0.35t | 2 | 防疫用 | |
| 軽四輪ダンプ | 0.35t | 9 | 細街路収集用 | |
| 軽四輪バン | | 6 | 啓発・連絡用等 | |
| ⑤普通車 | | | | |
| | | 1 | 防疫用 | |
| 合 計 | | 87 | | 3 |



5 ごみ減量・リサイクル啓発事業

(1) 8種分別・指定袋制

全市民の協力のもと、平成21年10月から8種分別・指定袋制（指定袋については、「可燃（燃やす）ごみ」「容器包装プラスチック」「ペットボトル」「資源物」「埋立」「複雑」の6種類、「簡易ガスボンベ・スプレー缶」は4月から）を実施し、選別作業の軽減と選別精度の向上を図り、資源化の推進とより一層のごみ減量化に努めている。

①家庭用指定袋

「ごみの排出1回1袋」を基本とし、可燃（燃やす）ごみ袋（35リットル）52枚、容器包装プラスチック・ペットボトル兼用袋（45リットル）32枚、資源・複雑・埋立兼用袋（35リットル）18枚の基本セット（半年分）を年2回、自治振興委員会の協力を得て、自治会、町会の組・班長を通じ、各世帯に配付している。自治会が組織されていない共同住宅等については、家主・管理人等を通じて配付し、その他、自治会に加入していない市民については、市役所・出張所等にて個別に配付している。また、家族人数が多い世帯、乳幼児や介護等が必要な者がいて希望する世帯には、基本セットのほか、可燃（燃やす）ごみ袋（調整袋）を加配している。



乳白色 黄緑柄
50cm×75cm

半透明 桃色柄
65cm×85cm

透明 水色柄
50cm×75cm

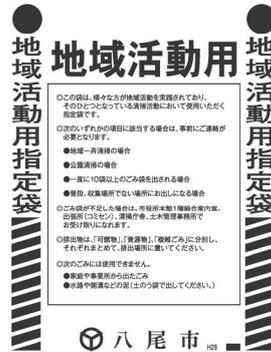
◆指定袋の主な変更点◆

- 平成20年4月分から基本セット内の資源物袋を14枚から12枚、複雑袋・埋立袋を6枚から3枚に変更。
- 平成22年10月分からペットボトル袋の容量を35リットルから45リットルに変更。
- 平成24年10月分から基本セット内の容器包装プラスチック袋を12枚から26枚に変更。
- 平成28年10月分から可燃袋を45リットルから35リットルに変更。容器包装プラスチック袋とペットボトル袋を容器包装プラスチック・ペットボトル兼用袋とし、資源物袋、複雑袋、埋立袋を資源物・複雑・埋立兼用袋とした。また、変更に伴い、色・デザインを一新した。

②地域活動用指定袋

地域住民の清掃奉仕活動等により生じたごみの排出については、地域活動用指定袋（45リットル）を用いることとし、各地区の自治振興委員を通じて配付を行っている。

※平成22年10月分より「公衆用指定袋（45リットル）」から「地域活動用指定袋（45リットル）」に変更。



③事業用指定袋

市に収集申込みをした事業者のごみ排出については、可燃（45リットル）、資源、複雑、埋立（いずれも35リットル）の事業用指定袋を用いる（有料）。



乳白色 緑色柄
65cm×85cm



透明 青色柄
50cm×75cm



透明 赤色柄
50cm×75cm



透明 茶色柄
50cm×75cm

(2) 事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度

事業系ごみ（可燃（燃やす）ごみ）の減量及び資源化が図られるように、平成18年6月より事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度を実施している。

| 年度 | 許可業者数 |
|------------------|-------|
| 平成18年5月（許可制度開始時） | 71 |
| 平成20年3月31日現在 | 51 |
| 平成21年3月31日現在 | 46 |
| 平成22年3月31日現在 | 43 |
| 平成23年3月31日現在 | 40 |
| 平成24年3月31日現在 | 39 |
| 平成25年3月31日現在 | 36 |
| 平成26年3月31日現在 | 36 |
| 平成27年3月31日現在 | 31 |
| 平成28年3月31日現在 | 30 |
| 平成29年3月31日現在 | 29 |

(3) コンポスト（生ごみ堆肥化容器）購入費の助成・生ごみ堆肥化ぼかし容器の貸与・家庭用電動生ごみ処理機購入費の助成

各家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、生ごみの堆肥化によるごみの減量化を図るため、コンポスト購入費、家庭用電動生ごみ処理機購入費の一部を助成するとともに、生ごみ堆肥化ぼかし容器の貸与をおこなっている。

| 年度 | コンポスト助成台数 | ぼかし容器貸与台数 | 電動生ごみ処理機助成台数 | 年度計 |
|-----------|------------|--------------|--------------|--------------|
| 5 | 203 | — | — | 203 |
| 6 | 112 | — | — | 112 |
| 7 | 40 | 20 | — | 60 |
| 8 | 46 | 327 | — | 373 |
| 9 | 29 | 191 | — | 220 |
| 10 | 21 | 100 | — | 121 |
| 11 | 20 | 150 | — | 170 |
| 12 | 20 | 124 | 118 | 262 |
| 13 | 11 | 54 | 88 | 153 |
| 14 | 15 | 53 | 54 | 122 |
| 15 | 14 | 32 | 39 | 85 |
| 16 | 8 | 45 | 102 | 155 |
| 17 | 5 | 117 | 103 | 225 |
| 18 | 9 | 71 | 70 | 150 |
| 19 | 4 | 76 | 47 | 127 |
| 20 | 15 | 87 | 49 | 151 |
| 21 | 16 | 80 | 36 | 132 |
| 22 | 12 | 47 | 38 | 97 |
| 23 | 7 | 39 | 19 | 65 |
| 24 | 2 | 35 | 19 | 56 |
| 25 | 4 | 36 | 15 | 55 |
| 26 | 3 | 44 | 29 | 76 |
| 27 | 5 | 58 | 10 | 73 |
| 28 | 4 | 51 | 27 | 82 |
| 合計 | 625 | 1,837 | 863 | 3,325 |

※合計値は制度実施時からの延べ数

コンポスト助成は平成5年度、ぼかし容器貸与は平成7年度、電動生ごみ処理機助成は平成12年度

6 あき地の適正管理指導業務

(1) 平成 28 年度 あき地の指導状況

| | 指 導 件 数 | | 指 導 件 数 |
|---------|---------|-----------|---------|
| 電 話 連 絡 | 1 | 継 続 指 導 | 12 |
| 文 書 通 知 | 31 | 代 執 行 | 0 |
| 文 書 勸 告 | 0 | 受 忍 限 度 内 | 0 |
| 地 主 訪 問 | 1 | 計 | 45 |

(2) 平成 28 年度 草刈り機貸し出し状況

草刈機保有台数 12 台 貸出件数 67 件 (貸出延べ台数 654 台)

7 防疫業務

清潔で住みよいまちづくりをめざし、蚊媒介感染症の予防を図るため、主に蚊やハエの駆除や発生抑制を目的とした、防疫対策を実施している。

主な活動として、年間を通して蚊、ハエ等衛生害虫の発生源である公共水路敷きや公園の雨水枡への薬剤散布を実施している。

また、害虫駆除活動を実施する地区・町会に対して、薬剤の無償交付を実施している。

8 環境教育

平成16年5月より環境啓発の一環として、市内小・中学校や保育所等へ出向き、環境教育を実施しています。

| 年度 | 保育所（園） 幼稚園 | 小学校 | 放課後児童室等 | 中学校、その他 | 年度計 |
|----|---------------|--------|---------|---------|--------|
| 16 | | 5校 | | | 5校 |
| | | 343名 | | | 343名 |
| 17 | 12園 | 7校 | 10校 | | 29校園 |
| | 1,106名 | 514名 | 427名 | | 2,047名 |
| 18 | 13園 | 17校 | 7校 | | 37校園 |
| | 1,560名 | 1,366名 | 373名 | | 3,299名 |
| 19 | 13園 | 14校 | 12校 | 2箇所 | 41校園 |
| | 1,468名 | 861名 | 520名 | 127名 | 2,976名 |
| 20 | 11園 | 16校 | 13校 | 4箇所 | 44校園 |
| | 1,242名 | 1,174名 | 767名 | 258名 | 3,441名 |
| 21 | 2園 | 22校 | 1校 | 6箇所 | 31校園 |
| | 240名 | 2,233名 | 30名 | 2,010名 | 4,513名 |
| 22 | 10園 | 26校 | 2校 | 3箇所 | 41校園 |
| | 1,176名 | 2,615名 | 100名 | 502名 | 4,393名 |
| 23 | 14園 | 17校 | 1校 | 3箇所 | 35校園 |
| | 1,371名 | 1,583名 | 40名 | 397名 | 3,391名 |
| 24 | 11園 | 28校 | 0校 | 6箇所 | 45校園 |
| | 1,369名 | 2,615名 | 0名 | 966名 | 4,950名 |
| 25 | 11園 | 28校 | 0校 | 8箇所 | 47校園 |
| | 1,361名 | 2,445名 | 0名 | 1516名 | 5,322名 |
| 26 | 11園 | 25校 | 0校 | 9箇所 | 45校園 |
| | 1,294名 | 2,184名 | 0名 | 2,882名 | 6,360名 |
| 27 | 12園 | 25校 | 0校 | 7箇所 | 44校園 |
| | 1,569名 | 1,953名 | 0名 | 1,264名 | 4,786名 |
| 28 | 12園 | 26校 | 0校 | 11箇所 | 49校園 |
| | 1,448名 | 2,103名 | 0名 | 1,970名 | 5,521名 |

※校（園）数及び参加人数は延べ数

し尿処理事業等

1 し尿処理

(1) 汲取・浄化槽・下水道の人口推計

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

| 年度 | 人口 | 汲取 | 浄化槽 | 下水道 |
|----|-----------|----------|----------|-----------|
| 28 | 268,013 人 | 10,164 人 | 50,693 人 | 207,156 人 |
| | 100.00% | 3.79% | 18.92% | 77.29% |

(2) 浄化槽汚泥の処理

本市では、浄化槽汚泥の清掃及び収集運搬を下記の業者に許可しており、衛生処理場で処理している。

| 許可業者名 | 所在地 | 許可開始年度 |
|-----------------|---------------------|----------|
| (株) 八尾市清協 | 八尾市福万寺町七丁目 56 番地の 1 | 昭和 43 年度 |
| 八尾市浄化槽清掃センター(株) | 八尾市教興寺六丁目 100 番地 | 昭和 43 年度 |
| (株) 山田興業所 | 八尾市楽音寺五丁目 68 番地 | 昭和 43 年度 |
| 八光興業(株) | 八尾市本町六丁目 14 番 8 号 | 昭和 47 年度 |
| 新生和光(株) | 八尾市沼二丁目 135 番地 | 昭和 55 年度 |
| 畑中浄化槽管理センター | 八尾市恩智中町一丁目 165 番地 | 昭和 58 年度 |
| (株) 阪南企業高安清掃土木 | 八尾市恩智中町一丁目 212 番地 | 昭和 58 年度 |

(3) 公衆便所の管理

常光寺門前、近鉄八尾駅高架下、JR久宝寺駅前の 3 ヶ所で、いずれも水洗化済。



常光寺門前



近鉄八尾駅高架下



JR久宝寺駅前

(4) し尿収集運搬業務

本市では、住民の生活環境の保全及び、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする（公財）八尾市清協公社を昭和 50 年 8 月に設立し、以来し尿収集運搬及びし尿汲取手数料の集金事務を委託している。（平成 25 年 4 月 1 日より公益財団法人へ移行）

平成 28 年度の清協公社は、職員数 24 人、バキューム車 11 台の体制で、各戸月 2 回ペースの定期汲取、臨時汲取、下水道等へ移行時の最終汲取及び大雨等による災害時の緊急汲取等を行っている。

（単位：円）

| 年度 | 歳出（委託料） | 歳入（手数料） |
|----|-------------|-------------|
| 19 | 760,033,009 | 138,076,850 |
| 20 | 589,120,910 | 126,039,170 |
| 21 | 590,983,859 | 111,861,850 |
| 22 | 582,753,186 | 103,120,629 |
| 23 | 546,575,400 | 96,538,900 |
| 24 | 645,389,000 | 90,080,620 |
| 25 | 514,497,000 | 83,655,800 |
| 26 | 620,836,920 | 76,424,953 |
| 27 | 422,811,360 | 71,145,820 |
| 28 | 274,026,240 | 66,320,640 |

| 年 度 | 人口（人） | | | 世帯数（世帯） | | | 収集（kl・台） | | 職員数 （人） |
|--------|---------|--------|-----|---------|--------|-----|----------|----|------------|
| | 市域 | 汲取 | 率 | 市域 | 汲取 | 率 | 量 | 車輛 | |
| 11 | 276,379 | 58,240 | 21% | 106,508 | 20,800 | 20% | 49,600 | 31 | 93 |
| 12 | 275,676 | 53,760 | 20% | 107,576 | 19,200 | 18% | 45,682 | 31 | 91 |
| 13 | 275,639 | 49,000 | 18% | 109,047 | 17,500 | 16% | 42,489 | 30 | 83 |
| 14 | 274,985 | 44,800 | 16% | 109,971 | 16,000 | 15% | 39,920 | 28 | 80 |
| 15 | 274,448 | 41,400 | 15% | 111,139 | 14,800 | 13% | 38,598 | 27 | 80 |
| 16 | 274,169 | 38,100 | 14% | 112,330 | 13,600 | 12% | 35,838 | 26 | 73 |
| 17 | 274,119 | 35,200 | 13% | 113,635 | 12,600 | 11% | 33,117 | 25 | 72 |
| 18 | 273,883 | 31,523 | 12% | 114,898 | 11,284 | 10% | 30,792 | 23 | 67 |
| 19 | 273,292 | 28,260 | 10% | 115,976 | 10,093 | 9% | 28,333 | 22 | 64 |
| 20 | 272,469 | 25,422 | 9% | 116,786 | 9,112 | 8% | 26,118 | 21 | 60 |
| 21 | 272,024 | 23,229 | 9% | 117,973 | 8,356 | 7% | 24,130 | 20 | 58 |
| 22 | 271,505 | 21,786 | 8% | 119,023 | 7,781 | 6% | 21,566 | 19 | 55 |
| 23 | 271,066 | 18,844 | 7% | 120,090 | 7,248 | 6% | 20,073 | 20 | 49 |
| 24 | 270,029 | 15,710 | 6% | 119,544 | 6,629 | 6% | 18,536 | 20 | 48 |
| 25 | 269,759 | 13,207 | 5% | 120,369 | 6,003 | 5% | 17,210 | 19 | 47 |
| 26 | 269,068 | 11,913 | 4% | 121,086 | 5,415 | 4% | 15,891 | 19 | 46 |
| 27 | 268,755 | 11,011 | 4% | 121,961 | 5,005 | 4% | 15,306 | 19 | 37 |
| 28 | 268,013 | 10,164 | 4% | 122,881 | 4,620 | 4% | 14,224 | 19 | 24 |

※27 年度・28 年度の汲取人口、汲取世帯数、収集量、車輛台数は、市直営業務と清協公社業務を合算している。

2 衛生処理場

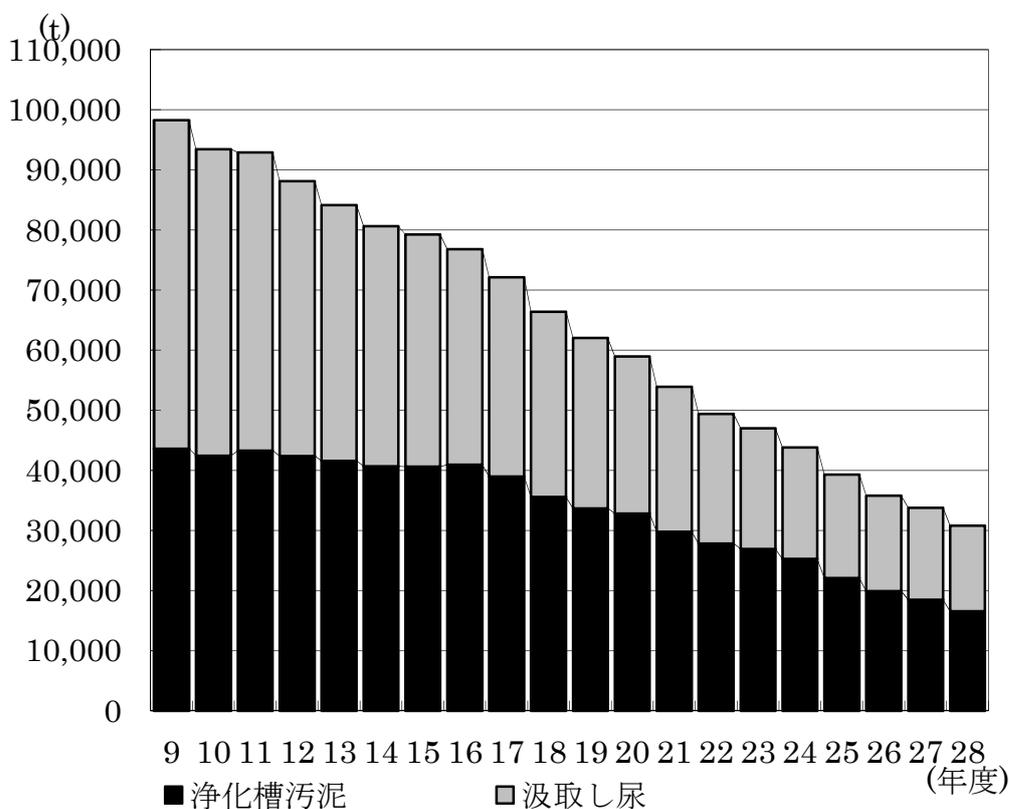
(1) 施設の概要

| | |
|---------|---|
| 名 称 | 八尾市立衛生処理場 |
| 所 在 地 | 八尾市上尾町八丁目 24 番地の 1 |
| 敷 地 面 積 | 16,105 m ² |
| 竣 工 | 平成 7 年 3 月 |
| 総 工 費 | 約 61 億 2,850 万円 |
| 処 理 方 式 | 生物学的脱窒素処理方式（高負荷脱窒素処理方式） ○生物学的脱窒素処理方式とは し尿の汚濁物質である有機物や窒素化合物を効率よく除去するもので、標準脱窒素処理方式と高負荷脱窒素処理方式がある。高負荷脱窒素処理方式では、プロセス用水以外の希釈水を使用せず、無希釈処理をおこなうため、放流量も少なく、処理量の 2 倍程度にしかない。 |
| 処 理 能 力 | 275 キロリットル／日 |



(2) 年度別 汲取し尿・浄化槽汚泥搬入量

| 年度 | 汲取し尿 | | 浄化槽汚泥 | | 合計 | |
|----|--------|---------|--------|---------|--------|---------|
| | 搬入量(t) | 対前年比(%) | 搬入量(t) | 対前年比(%) | 搬入量(t) | 対前年比(%) |
| 9 | 54,615 | 97.1 | 43,626 | 104.2 | 98,241 | 100.1 |
| 10 | 50,993 | 93.4 | 42,426 | 97.2 | 93,419 | 95.1 |
| 11 | 49,600 | 97.3 | 43,285 | 102.0 | 92,885 | 99.4 |
| 12 | 45,682 | 92.1 | 42,401 | 98.0 | 88,083 | 94.8 |
| 13 | 42,489 | 93.0 | 41,609 | 98.1 | 84,098 | 95.5 |
| 14 | 39,920 | 94.0 | 40,682 | 97.8 | 80,602 | 95.8 |
| 15 | 38,598 | 96.7 | 40,626 | 99.9 | 79,224 | 98.3 |
| 16 | 35,838 | 92.8 | 40,960 | 100.8 | 76,798 | 96.9 |
| 17 | 33,117 | 92.4 | 38,985 | 95.2 | 72,102 | 93.9 |
| 18 | 30,792 | 93.0 | 35,574 | 91.3 | 66,366 | 92.0 |
| 19 | 28,333 | 92.0 | 33,689 | 94.7 | 62,022 | 93.5 |
| 20 | 26,118 | 92.2 | 32,824 | 97.4 | 58,942 | 95.0 |
| 21 | 24,130 | 92.4 | 29,798 | 90.8 | 53,928 | 91.5 |
| 22 | 21,566 | 89.4 | 27,836 | 93.4 | 49,402 | 91.6 |
| 23 | 20,073 | 93.1 | 26,932 | 96.8 | 47,005 | 95.1 |
| 24 | 18,536 | 92.3 | 25,291 | 93.9 | 43,827 | 93.2 |
| 25 | 17,210 | 92.8 | 22,101 | 87.4 | 39,311 | 89.7 |
| 26 | 15,891 | 92.3 | 19,921 | 90.1 | 35,812 | 91.1 |
| 27 | 15,306 | 96.3 | 18,457 | 92.7 | 33,763 | 94.3 |
| 28 | 14,224 | 92.9 | 16,572 | 89.8 | 30,796 | 91.2 |



3 斎場及び市立墓地

(1) 斎場

| | |
|---------|--------------------------|
| 名 称 | 八尾市立斎場 |
| 所 在 地 | 八尾市南植松町三丁目 50 番地の 3 |
| 敷 地 面 積 | 6,041.55 m ² |
| 竣 工 | 平成 13 年 11 月 |
| 総 事 業 費 | 約 23 億 5,198 万円 (用地費を除く) |



(2) 平成 28 年度 火葬等件数

| | 遺 体 | | | 身体の 一 部 | 安 置 | |
|-----|--------|--------|-----|------------|-----|---|
| | 12 歳以上 | 12 歳未満 | 死産児 | | | |
| 市 内 | 2,412 | 4 | 32 | 9 | 7 | |
| 市 外 | 大 阪 市 | 142 | 2 | 2 | 9 | 0 |
| | 東大阪市 | 50 | 0 | 1 | 6 | 0 |
| | 柏 原 市 | 25 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | そ の 他 | 71 | 0 | 4 | 6 | 0 |
| 合 計 | 2,700 | 6 | 39 | 31 | 7 | |

(3) 市立墓地

| 名 称 | 所 在 地 | 面積 (㎡) | 区 画 数 |
|-------|------------------|---------|-------|
| 久宝寺墓地 | 八尾市北久宝寺三丁目 50 番地 | 3,030.0 | 1,584 |
| 龍華墓地 | 八尾市南植松町三丁目 43 番地 | 3,527.8 | 1,665 |
| 西郡新墓地 | 八尾市高砂町一丁目 8 番地 | 1,311.4 | 252 |
| 安中墓地 | 八尾市南本町九丁目 22 番地 | 3,564.0 | 370 |



久宝寺墓地



龍華墓地



西郡新墓地



安中墓地

(4) 納骨堂

| | |
|---------|---|
| 名 称 | 八尾市立納骨堂 |
| 所 在 地 | 八尾市南植松町三丁目 50 番地の 3 市立斎場 2 階 |
| 床 面 積 等 | 床面積 136 m ² 祭壇・アルミ製 5 段の納骨壇 480 壇 間接参拝方式 |
| 竣 工 | 平成 17 年 1 月 26 日 |



南側の祭壇



北側の祭壇

条例・規則

(様式等は省略)

○ 八 尾 市 廃 棄 物 の 減 量 及 び 適 正 処 理 に 関 す る 条 例

平成16年12月27日
条例第27号

改正 平成24年12月21日条例第27号
平成27年3月26日条例第6号

八尾市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年八尾市条例第8号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 生活環境の保持（第7条）
- 第3章 廃棄物の減量等の推進（第8条—第12条）
- 第4章 廃棄物の適正な処理（第13条—第23条）
- 第5章 事業系一般廃棄物の減量施策（第24条・第25条）
- 第6章 一般廃棄物処理施設の設置に係る縦覧等（第26条—第29条）
- 第7章 一般廃棄物処理手数料（第30条・第31条）
- 第8章 一般廃棄物処理業の許可等（第32条—第38条）
- 第9章 雑則（第39条—第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、物の再使用を促進するとともに、排出される廃棄物については、分別を行い再生利用及び熱回収を図った上で適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることによって公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）及び循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 家庭系廃棄物 事業系廃棄物以外の廃棄物で家庭において生じた廃棄物をいう。
- (4) 資源化 再使用、再生利用又は熱回収により、不要となる物を資源として利用することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、資源化をすることができる物（以下「資源物」という。）の分別収集及び一般廃棄物処理施設における資源物の回収を行うことにより、一般廃棄物の減量及び資源化に努めなければならない。
- 3 市は、再使用又は再生利用により回収された資源を用いた製品の普及に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- 5 市は、廃棄物の減量及び再生利用並びに適正な処理に関する市民及び事業者の意識の高揚を図るとともに、その実施に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう必要な措置を講じなければならない。
- 6 市は、廃棄物の減量及び再生利用並びに適正な処理に関する調査研究等に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動を行うに当たり、廃棄物の発生を抑制し、及び物の開発、製造、加工、販売等に際して、その製品、包装、容器等が廃棄物となった場合に、その適正な処理が困難になることのないよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市民が物品を購入するときに、当該物品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び再生利用並びに適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、物の再使用を図ることにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 市民は、物品の購入に際しては、当該物品の内容、包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した物品を選択するよう努めなければならない。
- 3 市民は、不要品交換等による再使用及び集団回収等の再生利用を促進するための自主的活動に参加し、協力するよう努めなければならない。
- 4 市民は、廃棄物を分別して排出する等再生利用及び廃棄物の適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(相互協力等)

第6条 市民、事業者及び市は、廃棄物の発生の抑制、再使用の促進、再生利用及び廃棄物の適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、相互に協力し、連携しなければならない。

第2章 生活環境の保持

(良好な生活環境の保持等)

第7条 土地又は建物の占有者又は管理者（以下「占有者等」という。）は、不法投棄を誘発することのないよう当該土地又は建物を適正に管理するとともに、その土地又は建物及びそれらの周囲を清潔に保たなければならない。

- 2 土木、建築等の工事を行う者は、不法投棄を誘発し、又はまちの景観を損なうことのないように、当該工事に伴う土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、これらの物が飛散し、又は流失することによって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

第3章 廃棄物の減量等の推進

(一般廃棄物処理計画)

第8条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市長は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、これを告示する。

(廃棄物減量等推進審議会)

第9条 法第5条の7第1項の規定に基づき、八尾市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第10条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 民間諸団体の代表者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条及び前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(ごみ減量推進員)

第12条 市長は、一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する施策を推進するために、ごみ減量推進員を委嘱することができる。

2 ごみ減量推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理)

第13条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理するものとする。

2 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物の処理に支障が生じない範囲において事業系一般廃棄物を処理するものとする。

(一般廃棄物の排出方法等)

第14条 占有者等は、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別し、排出しなければならない。

2 占有者等は、一般廃棄物を排出するときは、減量及び減容の処理をして排出するよう努めなければならない。

(一般廃棄物の処理の届出)

第15条 占有者等は、市が実施する一般廃棄物(動物の死体を除く。)の収集、運搬及び処分を必要とし、又は必要としなくなった場合は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(動物の死体)

第16条 市民は、飼養する動物の死体を自ら処分しないときは、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(事業者に対する市長の指示等)

第17条 市長は、粗大ごみ、臨時ごみ又は規則で定める品目若しくは量以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

2 前項の規定により指示を受けた事業者は、その指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第18条 占有者等は、一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に規定する基準に基づき、運搬し、又は処分しなければならない。

(資源物の取扱い)

第19条 第14条の規定により一般廃棄物処理計画に従い市長が指定する袋によって排出された資源物の所有権は、市に帰属する。この場合において、市以外のものは、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(共同住宅等廃棄物管理責任者等)

第20条 規則で定める共同住宅等の所有者又は管理者(以下「共同住宅等の所有者等」という。)は、居住者が家庭系廃棄物を適正に排出しないときは、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

2 共同住宅等の所有者等は、居住者に対し、家庭系廃棄物が適正に排出されるよう排出日時、排出容器及び排出方法を周知し、当該廃棄物の集積場所の適正な管理に努めなければならない。

3 規則で定める共同住宅等を建設しようとする者（以下「共同住宅等の建設者」という。）は、あらかじめ市長に届け出て、その指示に従い家庭系廃棄物の集積場所を決めなければならない。

（適正処理困難物の指定等）

第21条 市長は、製品、容器等で、廃棄物となった場合に、市における適正な処理が困難であると認められる物を適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、これを告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、事業者自らの責任で、その回収等の適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 市民は、前項の規定により事業者が適正処理困難物の回収等の措置を講ずるときは、これに協力しなければならない。

（排出禁止物）

第22条 占有者等は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

（1）有害性のあるもの

（2）危険性のあるもの

（3）引火性のあるもの

（4）著しく悪臭を発するもの

（5）容積又は重量の著しく大きいもの

（6）特別管理一般廃棄物

（7）法令に基づき、事業者によって適正に収集し、運搬し、処分されることが予定されているもので、かつ、市による収集が不適切であると市長が認めるもの

（8）前各号に定めるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を困難にし、又は市の一般廃棄物処理施設（大阪市・八尾市・松原市環境施設組合が管理する焼却工場を含む。以下同じ。）の機能に支障が生ずると市長が認めるもの

2 占有者等は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（一般廃棄物処理施設への受入れ基準等）

第23条 占有者等（占有者等から一般廃棄物の運搬の委託を受けた者を含む。以下この条において同じ。）は、市の一般廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入する場合には、規則で定める受入れ基準に従わなければならない。

2 市長は、占有者等が前項に規定する受入れ基準に従わない場合は、当該一般廃棄物の市の一般廃棄物処理施設への受入れを拒否することができる。

第5章 事業系一般廃棄物の減量施策

（多量排出事業者に対する指示等）

第24条 多量に事業系一般廃棄物を排出する事業者として規則で定める者（以下「多量排出事業者」という。）は、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画及び事業系一般廃棄物の適正な処理に関する実績報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 多量排出事業者は、その事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、事業系廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

3 市長は、前2項に定めるもののほか、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、多量排出事業者に対し、必要な事項を指示することができる。

(事業系一般廃棄物の保管場所の設置)

第25条 事業用建築物に係る占有者等は、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業用建築物のうち規則で定める大規模なもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の建設者は、事業系一般廃棄物の保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

第6章 一般廃棄物処理施設の設置に係る縦覧等

(縦覧等の対象施設)

第26条 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)は、政令第5条第1項に規定するごみ処理施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(縦覧等の手続)

第27条 市長は、対象施設の設置等(対象施設の設置又は法第9条の3第8項の規定による届出を要する対象施設の変更をいう。以下同じ。)に係る生活環境影響調査を行ったときは、調査書を公衆の縦覧に供する旨その他規則で定める事項を告示し、当該調査書について当該告示の日の翌日から起算して1月間、市の所管する部その他市長が定める場所において縦覧を行うものとする。

2 対象施設の設置等に関し利害関係を有する者は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、その氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに生活環境の保全上の見地からの意見を記載した意見書を市長に提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第28条 対象施設の設置等に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は大阪府環境影響評価条例(平成10年大阪府条例第3号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前条に定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村の長との協議)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域の属する市町村の長に、調査書の写しを送付し、当該区域における当該調査書の縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 対象施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 対象施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 対象施設の設置等により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、本市の区域に属しない地域が含まれているとき。

第7章 一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第30条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関しては、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。ただし、家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に基づき定期収集するごみについては、一般廃棄物処理手数料は徴収しない。

2 前項に規定する手数料の基礎となる数量及び人員その他手数料の算定並びに徴収方法等に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第31条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する手数料を減免することができる。

2 前項に規定する手数料の減免に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 一般廃棄物処理業の許可等

(一般廃棄物処理業の許可等)

第32条 法第7条第1項若しくは第6項の規定による許可を受けようとする者又は同条第2項若しくは第7項の規定による許可の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請書を提出しなければならない。

(変更の許可等)

第33条 前条に規定する許可を受けた者が法第7条の2第1項の規定による変更の許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請書を提出しなければならない。

2 前条に規定する許可を受けた者が法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出を行おうとするときは、規則で定めるところにより市長に届出書を提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可)

第34条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請書を提出しなければならない。

(許可証の交付等)

第35条 市長は、前3条に規定する許可又は許可の更新の申請を受け、当該申請に係る許可又は許可の更新をするときは、許可証を交付するものとする。

2 第32条又は前条に規定する許可又は許可の更新に係る許可証の有効期間は2年とし、第33条第1項に規定する変更の許可に係る許可証の有効期限は変更前の許可の満了の日までとする。

3 第1項の許可証を亡失し、又はき損したときは、直ちにその理由を市長に申し出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止及び返納)

第36条 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 許可業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 許可証の有効期間が満了したとき。
- (2) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の全部を廃止したとき。
- (3) 一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。
- (4) 許可証の再交付を受けた後に亡失した許可証を発見したとき。

(許可申請等手数料)

第37条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可申請者 5,000円
- (2) 法第7条第2項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可更新申請者 5,000円
- (3) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業許可申請者 5,000円
- (4) 法第7条第7項に規定する一般廃棄物処分業許可更新申請者 5,000円
- (5) 法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業変更許可申請者 5,000円
- (6) 法第7条の2第1項に規定する一般廃棄物処分業変更許可申請者 5,000円
- (7) 浄化槽法第35条第1項に規定する浄化槽清掃業許可申請者 5,000円
- (8) 第35条第3項に規定する許可証の再交付申請者 2,500円

2 既納の手数料は、還付しない。

(許可の取消し等)

第38条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法、条例又は規則で定める事項に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 規則で定める許可基準に該当しなくなったとき。
- (4) 市民に著しく迷惑をかけたとき。
- (5) 市長の指示に従わなかったとき。

第9章 雑則

(指導及び助言)

第39条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し、指導及び助言を行うことができる。

(報告の徴収等)

第40条 市長は、法第18条に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等その他関係者に対し、廃棄物の減量及び処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(勧告)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する違反者に対し、期限を定めて改善その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 占有者等が第7条の規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められるとき。
- (2) 占有者等が第14条又は第22条の規定に違反していると認められるとき。
- (3) 事業者が第17条の規定による指示に違反していると認められるとき。
- (4) 共同住宅等の所有者等が第20条第1項又は第2項の規定に違反していると認められるとき。
- (5) 共同住宅等の建設者が第20条第3項の規定に違反していると認められるとき。
- (6) 多量排出事業者が第24条の規定に違反していると認められるとき。
- (7) 事業用建築物の占有者等が第25条第1項の規定に違反していると認められるとき。
- (8) 事業用大規模建築物の建設者が第25条第2項の規定に違反していると認められるとき。

(受入れの拒否)

第42条 市長は、多量排出事業者、事業用建築物の占有者等又は事業用大規模建築物の建設者が、前条の規定による勧告に係る措置を講じなかったときは、その排出する事業系一般廃棄物の市の一般廃棄物処理施設への受入れを拒否することができる。

(立入検査)

第43条 市長は、法第19条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

第43条の2 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第41号で平成17年10月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成24年12月21日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第43条の次に1条を加える改正規定は同年4月1日から、第26条及び第27条の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第30条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の申込みによる粗大ごみ及び臨時ごみ並びに飼養する動物の死体の処分(収集及び運搬を伴う場合に限る。以下同じ。)に係る手数料について適用し、同日前の申込みによる粗大ごみ及び臨時ごみ並びに飼養する動物の死体の処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月26日条例第6号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第30条関係）

| 種類 | 取扱区分及び手数料 |
|---------|--|
| ごみ | <p>1 事業用手数料</p> <p>(1) 収集、運搬及び処分を伴うもの</p> <p>ア 可燃収集 1回1袋につき100円</p> <p>イ 可燃以外の収集 1回1袋につき60円</p> <p>(2) 終末処分のみ</p> <p>ア (1)の収集体系によらない可燃ごみの処分については、10キログラムにつき142円により算出した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。）とする。</p> <p>イ 破碎及び選別を伴う可燃ごみについては、10キログラムにつき400円とする。</p> <p>2 家庭用手数料</p> <p>(1) 収集、運搬及び処分を伴うもの</p> <p>ア 粗大ごみ（指定袋に収納できないものをいう。ただし、特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下同じ。）その他規則で定めるものを除く。） 1点につき400円</p> <p>ただし、3辺の長さの合計が3メートルを超えるもの（規則で定めるものを除く。）については、1点につき800円</p> <p>イ 臨時ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。） 2トン車1台につき20,000円</p> <p>(2) 終末処分のみ</p> <p>ア 破碎及び選別を伴う場合 10キログラムにつき200円</p> <p>イ 破碎及び選別を伴わない場合 10キログラムにつき100円</p> <p>(3) 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料 1個につき2,500円</p> |
| し尿 | <p>1 普通手数料</p> <p>(1) 一般家庭</p> <p>次のア及びイの合計額とする。</p> <p>ア 世帯割 便槽1個につき月額400円</p> <p>イ 人頭割 家族数1人につき月額200円</p> <p>ただし、簡易水洗便槽の場合は、次の(2)により算定する。</p> <p>(2) 一般家庭以外のもの 18リットルにつき160円</p> <p>2 特殊手数料</p> <p>(1) 臨時のくみ取り作業 18リットルにつき160円</p> <p>ただし、その額が2,000円未満の場合 2,000円</p> <p>(2) 便槽の取壊しの際のくみ取り作業 18リットルにつき160円</p> <p>ただし、その額が4,000円未満の場合 4,000円</p> <p>(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、普通手数料によりがたいくみ取り作業は、別に市長が定める。</p> |
| その他の廃棄物 | <p>飼養する動物の死体 1体につき3,000円</p> <p>ただし、収集及び運搬を除く終末処分の場合 1体につき2,000円</p> |

○ 八尾市 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

平成17年9月30日
規則第42号

改正 平成19年3月30日規則第38号
平成20年3月31日規則第39号
平成20年11月28日規則第77号
平成21年3月25日規則第14号
平成21年9月30日規則第41号
平成23年2月2日規則第4号
平成23年3月16日規則第9号
平成24年7月6日規則第45号
平成25年3月30日規則第22号
平成25年6月13日規則第62号
平成27年3月31日規則第22号
平成29年3月31日規則第25号

八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成5年八尾市規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成16年八尾市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

（一般廃棄物処理計画）

第3条 条例第8条第1項に規定する一般廃棄物処理計画とは、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）、八尾市生活排水処理基本計画及び八尾市一般廃棄物処理実施計画（以下「一般廃棄物処理実施計画」という。）とする。

（ごみ減量推進員）

第4条 条例第12条第1項のごみ減量推進員（以下「推進員」という。）は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。）の減量、資源化及び適正な処理の推進並びに清潔の保持（以下「廃棄物の減量等」という。）に関して市が実施する施策に積極的に協力すること。
- (2) 廃棄物の減量等に関する市民の自主的な活動の推進を図ること。
- (3) 廃棄物の減量等に関する啓発を行うこと。
- (4) その他廃棄物の減量等に関し市長が定めること。

2 推進員の任期は、2年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 推進員は、再任されることができる。

4 その他推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一般廃棄物の排出方法等）

第5条 家庭系廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げるところにより排出しなければならない。

- (1) 家庭系廃棄物を排出する場合は、一般廃棄物処理実施計画に規定する区分に応じて定められた収集日に所定の場所に持ち出すこと。ただし、年末年始その他これにより難しいときは、市長が別に定めるところにより持ち出すこと。

- (2) 可燃（燃やす）ごみ、埋立ごみ又は複雑ごみを排出する場合は、一般廃棄物処理基本計画に従い市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）を使用すること。
 - (3) 資源物、容器包装プラスチック又はペットボトルを排出する場合は、これらのものを洗浄し、乾かした上で、指定袋を使用すること。
 - (4) 簡易ガスボンベ及びスプレー缶等を排出する場合は、これらのものを使い切り、火気のない、かつ、通風の良い安全な場所で穴を開けた上で、指定袋以外の透明又は半透明の袋を使用すること。
 - (5) 粗大ごみ又は臨時ごみを排出しようとする場合は、これらのものの種類、形状及び量を明らかにしてあらかじめ市長に申し込み、その指定を受けた日及び場所に持ち出すこと。この場合において、これらのものが飛散し、又は転倒等しないように措置するとともに、交通の障害又は災害の誘発にならないように配慮すること。
 - (6) 前号の規定により排出する粗大ごみには、条例別表に規定する粗大ごみ（収集、運搬及び処分を伴うものに限る。）に係る家庭用手数料（以下「粗大ごみ処理手数料」という。）の額に相当する粗大ごみ処理手数料券（様式第1号）を貼付すること。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の収集を行わないことができる。
 - (1) 前項各号に定める方法により排出されていないと認められる場合
 - (2) 著しく破損し、又は損傷した指定袋が使用された場合
 - (3) 第7条第1項又は第3項の届出がない場合
 - 3 事業系一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）は、一般廃棄物処理実施計画に規定する区分に応じて定められた収集日に指定袋により所定の場所に排出しなければならない。ただし、年末年始その他これにより難しいときは、市長が別に定めるところにより持ち出さなければならない。
 - 4 指定袋の配付方法は、市長が別に定める。
 - 5 前各項に定めるもののほか、一般廃棄物の収集及び運搬に関し必要な事項は、市長が別に定める。（特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬）
- 第6条 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）を排出しようとする者は、同法第9条の規定に基づく小売業者の引取義務のない場合に限り、当該特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を市長に依頼することができる。ただし、事業者は、その事業活動に伴って生じた特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を市長に依頼することはできない。
- 2 特定家庭用機器廃棄物を市に引き渡すときは、同法第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票を添付しなければならない。（一般廃棄物の処理の届出）
- 第7条 土地又は建物の占有者又は管理者（以下「占有者等」という。）は、条例第15条の規定による届出を次の各号に定めるところにより行わなければならない。
- (1) し尿の収集、運搬及び処分を依頼するときは、当該処理をすべき日の10日前までに届け出ること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物又は事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を依頼するときは、あらかじめ届け出ること。
- 2 市長は、前項の届出に関し、必要に応じて当該届出の内容について調査することができる。
 - 3 占有者等は、第1項の届出の内容に変更があったときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。（処理を指示することができる事業系一般廃棄物）
- 第8条 条例第17条第1項の規則で定める品目は、特定家庭用機器廃棄物及び市長が別に定める品目とする。

2 条例第17条第1項の規則で定める事業系一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。）の量は、指定袋1袋を超える量とする。

（共同住宅等）

第9条 条例第20条第1項及び第3項の規則で定める共同住宅等は、共同住宅又は長屋であって、住宅戸数が20戸以上のものとする。

（適正処理困難物の指定）

第10条 市長は、条例第21条第1項の規定による適正処理困難物の指定をしようとするときは、あらかじめ八尾市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴くものとする。

（排出禁止物の指定）

第11条 市長は、条例第22条第1項各号のいずれかに該当するものとして排出禁止物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（一般廃棄物処理施設への受入れ基準等）

第12条 条例第23条第1項の規則で定める受入れ基準は、次のとおりとする。

- （1）本市の区域内で発生した一般廃棄物であること。
- （2）条例第22条第1項各号に掲げるものを除去してあること。
- （3）可燃（燃やす）ごみ、資源物、容器包装プラスチック、ペットボトル、埋立ごみ、複雑ごみ、簡易ガスボンベ及びスプレー缶等、粗大ごみ等適正に分別して、それぞれ指定された一般廃棄物処理施設に搬入すること。
- （4）焼却し、破砕し、又は埋め立てることが困難な形状、量又は寸法のものでないこと。
- （5）特定家庭用機器廃棄物でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、一般廃棄物処理施設において、設備又は処理業務に支障を生じさせないものであること。

2 前項各号に定めるもののほか、一般廃棄物処理施設への受入れに関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一般廃棄物の搬入方法等）

第13条 一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び動物の死体を除く。）を市長の指定するごみ処理施設又は最終処分場に自ら搬入しようとする者は、一般廃棄物搬入申請書（様式第1号の2）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、搬入物の受入れの適否を審査し、適合者には、搬入の指示を行うものとする。

（多量排出事業者）

第14条 条例第24条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- （1）小売業を行うための店舗の用に供される部分の延べ面積が1,000平方メートル以上である当該店舗で小売業を営む者
- （2）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院であって、病床数100床以上を有する病院を開設している者
- （3）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校、中学校、高等学校、大学及び短期大学を設置している者
- （4）2,000平方メートル以上の延べ面積を有する興行場、遊技場又は旅館若しくはホテルにおいて営業を行う者
- （5）事務所の用に供される部分の延べ面積が3,000平方メートル以上である当該事務所で事業活動を行う者

2 条例第24条第1項の事業系一般廃棄物の減量等に関する計画及び事業系一般廃棄物の適正な処理に関する実績報告書は、毎年、4月1日前1年間における実績に基づき、同日以後1年間の計画を事

業系一般廃棄物減量計画等報告書（様式第2号）により作成し、その年の5月31日までに提出しなければならない。

（事業系廃棄物管理責任者）

第15条 条例第24条第2項の事業系廃棄物管理責任者は、その事業所から排出される事業系一般廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから選任しなければならない。

2 条例第24条第2項の規定による届出は、事業系廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（様式第3号）により行うものとする。

（事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準等）

第16条 条例第25条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1） 事業系一般廃棄物及び再利用の対象となる物（次号及び第3号において「再利用対象物等」という。）の収集及び運搬に支障が生じない場所であること。

（2） 再利用対象物等を明確に区別でき、かつ、十分に収納できる規模であること。

（3） 再利用対象物等を衛生的に保管できること。

2 条例第25条第2項の事業用建築物のうち規則で定める大規模なものは、多量排出事業者がその事業を行う建築物とする。

3 条例第25条第2項の規定による事業系一般廃棄物の保管場所の届出は、廃棄物・再利用対象物保管場所設置届出書（様式第4号）により行うものとする。

（設置等の届出期限）

第17条 法第9条の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出又は同条第7項の規定による一般廃棄物処理施設に係る変更の届出は、工事に着工する日の30日（一般廃棄物の最終処分場については60日）前までに行わなければならない。

（設置等に係る縦覧の告示）

第18条 条例第27条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（1） 対象施設（条例第26条に規定する対象施設をいう。以下同じ。）の名称及び設置の場所

（2） 対象施設の種類及び当該対象施設において処理する一般廃棄物の種類

（3） 対象施設の処理能力（当該対象施設が最終処分場である場合には、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

（4） 条例第26条に規定する生活環境影響調査の項目

（5） 条例第26条に規定する調査書（以下「調査書」という。）を縦覧に供する場所、期間及び時間

（6） 条例第27条第2項に規定する意見書（以下「意見書」という。）の提出先及び提出期限

（7） その他市長が必要と認める事項

（縦覧の手続）

第19条 調査書の縦覧をしようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書に氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びにその他市長が必要と認める事項を記入しなければならない。

（縦覧者の遵守事項）

第20条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 調査書を許可なく縦覧の場所から持ち出さないこと。

（2） 調査書を汚損し、又は損傷しないこと。

（3） 他の縦覧者に迷惑となる行為をしないこと。

（4） 管理上必要な指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第21条 条例第27条第2項の規定により意見書を提出しようとする者は、次に掲げる事項を当該意見書に記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見
(一般廃棄物処理手数料の算定方法等)

第22条 条例第30条第1項の一般廃棄物処理手数料(以下「一般廃棄物処理手数料」という。)であつて月額をもつて徴収するものについては、徴収すべき事実がその月の15日以前に生じたときはその月分から、その月の16日以後に生じたときはその翌月分から徴収する。

- 2 条例別表に規定するごみの終末処分に係る事業用手数料及び家庭用手数料の算定の基礎となる数量は、廃棄物を一般廃棄物処理施設に搬入したときの計量値から当該廃棄物を一般廃棄物処理施設に投入した後の計量値を差し引いて計算した数量とする。この場合において、その数量が10キログラム未満のときは、10キログラムとして計算する。
- 3 条例別表に規定する規則で定めるものその他粗大ごみ処理手数料の算定方法等に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 4 条例別表に規定するし尿に係る普通手数料及び特殊手数料の算定の基礎となる数量は、その数量が18リットル未満のときは18リットルとし、18リットル以上である場合において18リットル未満の端数があるときはその端数を18リットルとして計算する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、条例別表に規定するし尿に係る普通手数料については、月の中途において、収集を開始し、又は中止した場合及び便槽個数又は家族数に変更を生じた場合の算定方法並びに当該手数料の算定の基礎となるし尿収集量の算定方法等は市長が定める。

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法)

第23条 一般廃棄物処理手数料の徴収方法は、次に定めるところによる。

- (1) 事業用手数料(条例別表に規定する収集、運搬及び処分を伴うものに係る事業用手数料をいう。以下同じ。) 指定袋を交付する時に徴収する。
 - (2) 終末処分に係る手数料 そのつど徴収する。
 - (3) 粗大ごみ処理手数料 粗大ごみ処理手数料券を交付する時に徴収する。
 - (4) 臨時ごみに係る手数料 そのつど徴収する。
 - (5) 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料 そのつど徴収する。
 - (6) し尿に係る普通手数料 2月分を一括して徴収する。
 - (7) し尿に係る特殊手数料 そのつど徴収する。
 - (8) 飼養する動物の死体に係る手数料 そのつど徴収する。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める者に対しては、一般廃棄物処理手数料を分納させ、又は他の方法で徴収することができる。
 - 3 し尿に係る普通手数料の納期限については、毎年度4月から順次2か月ごとに当該2か月分に係るものの納期として6期に区分し、当該各納期におけるそれぞれ当該2か月の後半の月の初日から翌月の末日までの範囲内において市長が定める。

(一般廃棄物処理手数料の還付)

第24条 市長は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について一般廃棄物処理手数料を還付する。

- (1) 事業用手数料に係る未使用の指定袋の返還があつた場合 当該未使用の指定袋に係る既納の手数料の全額
- (2) 粗大ごみ処理手数料に係る未使用の粗大ごみ処理手数料券の返還があつた場合 当該未使用

の粗大ごみ処理手数料券に係る既納の手数料の全額

(3) 既納のし尿に係る手数料について第22条第5項に規定する事由その他の事由により当該し尿に係る手数料に過納額が生じた場合 当該過納額

2 一般廃棄物処理手数料の還付を受けようとする者は、速やかに一般廃棄物（し尿を除く。）処理手数料還付申請書（様式第5号）又はし尿取扱手数料還付申請書（様式第5号の2）を提出しなければならない。

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第25条 条例第31条第1項の規定による一般廃棄物処理手数料の減免は、次の各号に定めるところにより行うことができる。

(1) 天災又は火災による被害を受けた住宅から発生した家庭系廃棄物（市長が別に定める基準に該当するものに限る。）を当該被害を受けた者が処分する場合 免除

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者が排出する家庭系廃棄物（市長が別に定める基準に該当するものに限る。）を処理する場合 免除

(3) その他市長が特に必要と認める場合 減額又は免除

2 事業者（国及び地方公共団体を含む。）に係る一般廃棄物処理手数料については、減免しないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる一般廃棄物処理手数料については、減免しないものとする。

(1) 粗大ごみ処理手数料

(2) 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬手数料

(3) 飼養する動物の死体に係る手数料

4 第1項第3号の規定により減額する額は、市長が別に定める。

5 第1項の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、天災又は火災の場合であって市長が特に認めるときは、この限りでない。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第26条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業（同項に規定する一般廃棄物の収集又は運搬の業をいう。以下同じ。）の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者（以下これらの者を「収集運搬業申請者」という。）は、一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画調書（様式第8号）

(2) 事務所又は営業所にあつては付近の見取図、車庫にあつてはその平面図及び付近の見取図、積替施設又は保管施設にあつてはその平面図及び立面図並びに付近の見取図

(3) 収集運搬業申請者が前号に規定する施設の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類

(4) 収集運搬業申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し

(5) 収集運搬業申請者が法人である場合にあつては、定款、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し

(6) 収集運搬業申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した申告書（様式第9号）

(7) 従業者名簿（様式第10号）及び事業の用に供する車両の運転業務に就く従業者の運転免許証の写し

(8) 収集運搬業申請者の印鑑登録証明書（法人にあつては、その代表者の印鑑証明書）

(9) 事業の開始に要する資金及びその調達方法に関する調書（様式第11号）

- (10) 収集運搬業申請者が個人である場合にあつては、前年度における所得税及び住民税の納税証明書
- (11) 収集運搬業申請者が法人である場合にあつては、前年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税及び法人住民税の納税証明書
- (12) 契約（予定）者名簿（様式第12号）及び当該契約者との契約書（契約予定者の場合は、これに類するもの）の写し
- (13) 事業の用に供する車両及び器材の一覧表（様式第13号）
- (14) 収集運搬車両の正面、両側面及び後面の写真
- (15) 収集運搬車両の自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車任意保険証の写し
- (16) 収集運搬業申請者が収集運搬車両の所有権（所有権を有しない場合には、使用する権原）を有することを証する書類
- (17) 人員配置図（様式第14号）
- (18) 誓約書（様式第15号）
- (19) その他市長が必要と認める書類及び図面
（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第27条 一般廃棄物収集運搬業の許可及び許可の更新に係る基準は、法令に定めのあるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収集運搬業申請者又はその使用者が、八尾市職員倫理条例（平成10年八尾市条例第24号）第8条第1項の規定による警告を受けたものにあつては、当該警告を受けた日から2年を経過していること。
- (2) 収集運搬業申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらの者を「暴力団員等」という。）でないこと。
- (3) 収集運搬業申請者が法人の場合にあつては、その役員又は法第7条第5項第4号へ及びりの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
- (4) 収集運搬業申請者が法人の場合にあつては、暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。
- (5) 収集運搬業申請者が個人の場合にあつては、法第7条第5項第4号へ及びヌの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
- (6) 収集運搬業申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (7) 市内に独立した事務所又は営業所を有していること。
- (8) 前号に規定する事務所又は営業所に従業員を常駐させていること。
- (9) 収集運搬車両は、非常時における代替車両が確保され、かつ、原則として自ら所有していること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）。
- (10) 一般廃棄物（食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第21条第1項に規定する同法第11条第1項の登録に係る同条第2項第3号の事業場に運搬される食品循環資源をいう。以下同じ。）を除く。）の収集運搬車両は、次に掲げる基準をすべて満たすものであること。
 - ア 近畿運輸局大阪運輸支局管轄区域内の登録を受けたものであること。
 - イ 本市域内の一般廃棄物（食品循環資源を除く。）の収集又は運搬に限り使用する専用車両であること。
 - ウ 市内に収集運搬車両を衛生的に保管できる車庫（収集運搬業申請者が使用に関する権原を有しているもの）があること。

(11) 一般廃棄物（食品循環資源に限る。）の収集運搬車両は、次に掲げる基準をすべて満たすものであること。

ア 一般廃棄物（食品循環資源に限る。）の運搬に限り使用する専用車両であること。

イ 収集運搬車両を衛生的に保管できる車庫（収集運搬業申請者が使用に関する権原を有しているもの）があること。

(12) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(13) 一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。

2 前項に定めるもののほか、一般廃棄物収集運搬業の許可及び許可の更新に係る基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の条件）

第28条 市長は、一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を行うときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

(2) 収集した一般廃棄物（食品循環資源を除く。）は、第12条第1項各号に掲げる基準に従い、市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入するものとし、搬入については市長が指定する日時に行うこと。

(3) 一般廃棄物の収集及び運搬並びに一般廃棄物処理施設への搬入については、市長が指示する分別形態とすること。

(4) 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、当該一般廃棄物が飛散し、及び流失しないようにするとともに収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(5) 保管容器又は積替容器については、静置又は作業中に一般廃棄物が飛散し、及び流失し、並びに悪臭が漏れないものとし、使用目的に適合した数量を十分に具備すること。

(6) 一般廃棄物（し尿又は浄化槽汚泥を除く。）の収集運搬車両は塵芥収集車を原則として最大積載量は1台につき4トン以下のものとし、一般廃棄物（し尿又は浄化槽汚泥に限る。）の収集運搬車両はバキューム車を原則として最大積載量は1台につき10トン以下のものとする。ただし、特別の事情により他の車両を使用する場合は、あらかじめ市長の承認を得ること。

(7) 収集運搬車両は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた後、他の用途に使用することがないようにするとともに、常に整備し、及び良好で清潔な状態を確保すること。

(8) 車両標識等については、市長の指示に従うこと。

(9) 産業廃棄物及び本市域外において収集した一般廃棄物を市長が指定する一般廃棄物処理施設に搬入しないこと。

(10) 市が推進する環境施策に積極的に協力すること。

(11) その他市長が必要と認めること。

（一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可）

第29条 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業事業範囲変更許可申請書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。

3 前2条の規定は、一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可について準用する。

（浄化槽清掃業の許可の申請）

第30条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて市長に

提出しなければならない。

- (1) 第26条各号(第6号を除く。)に掲げる書類。この場合において、これらの規定中「収集運搬業申請者」とあるのは、「清掃業許可申請者」とする。
- (2) 浄化槽汚泥に係る一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (3) 清掃業許可申請者が浄化槽法第36条第2号(ホを除く。)のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (4) 清掃業許可申請者が環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第11条各号に掲げる技術上の基準に適合している旨を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類及び図面
(浄化槽清掃業の許可の基準)

第31条 浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法第36条に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 清掃業許可申請者が本市に事務所又は営業所を有していること。
- (2) 清掃業許可申請者が自らその業務を実施すること。
- (3) 清掃業許可申請者にあつては、環境省関係浄化槽法施行規則第11条各号に掲げる技術上の基準に適合するために必要な器具及び人員を有し、かつ、その業務を的確に遂行できる能力を有すること。

2 前項に定めるもののほか、浄化槽清掃業の許可の基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物処分業の許可の申請)

第32条 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業(同項に規定する一般廃棄物の処分の業をいう。以下同じ。)の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者(以下これらの者を「処分業申請者」という。)は、一般廃棄物処分業許可(更新)申請書(様式第18号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画調書
- (2) 一般廃棄物の処分の用に供する一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする当該施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図(当該施設が最終処分場である場合には、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面を含む。)
- (3) 処分業申請者が前号に規定する施設の所有権(所有権を有しない場合には、使用する権原)を有することを証する書類
- (4) 処分業申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し
- (5) 処分業申請者が法人である場合にあつては、定款、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し
- (6) 処分業申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した申告書
- (7) 一般廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)を行おうとする場合にあつては、当該処分後の処理方法を記載した書類
- (8) 従業者名簿
- (9) 処分業申請者の印鑑登録証明書(法人にあつては、その代表者の印鑑証明書)
- (10) 事業の開始に要する資金及びその調達方法に関する調書
- (11) 処分業申請者が個人である場合にあつては、前年度における所得税及び住民税の納税証明書
- (12) 処分業申請者が法人である場合にあつては、前年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税及び法人住民税の納税証明書
- (13) 事業の用に供する設備及び器材の一覧表
- (14) 処分業申請者が一般廃棄物の処分の用に供する車両の所有権(所有権を有しない場合には、使用する権原)を有することを証する書類

- (15) 人員配置図
- (16) 誓約書
- (17) その他市長が必要と認める書類及び図面
(一般廃棄物処分業の許可の基準)

第33条 一般廃棄物処分業の許可及び許可の更新に係る基準は、法令に定めのあるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 処分業申請者又はその使用者が、八尾市職員倫理条例第8条第1項の規定による警告を受けたものにあつては、当該警告を受けた日から2年を経過していること。
 - (2) 処分業申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらの者を「暴力団員等」という。）でないこと。
 - (3) 処分業申請者が法人の場合にあつては、その役員又は法第7条第5項第4号へ及びりの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
 - (4) 処分業申請者が法人の場合にあつては、暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。
 - (5) 処分業申請者が個人の場合にあつては、法第7条第5項第4号へ及びヌの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
 - (6) 処分業申請者が自らその事業を実施する者であること。
 - (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (8) 一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、一般廃棄物処分業の許可及び許可の更新に係る基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可)

第34条 一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業事業範囲変更許可申請書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、市長が必要と認める書類及び図面を添付しなければならない。
- 3 前条の規定は、一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可について準用する。

(変更の届出)

第35条 法第7条の2第3項の規定による変更の届出又は浄化槽法第37条の規定による届出をしようとする者は、許可申請事項変更届出書（様式第20号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第36条 法第7条の2第3項の規定による廃止の届出又は浄化槽法第38条の規定による届出をしようとする者は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業廃止等届出書（様式第21号）に許可証を添えて市長に提出しなければならない。

(許可証の交付等)

第37条 市長は、条例第32条から第34条までに規定する許可又は許可の更新の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、許可又は許可の更新の適否を決定する。

- 2 市長は、法第7条第1項の許可をし、同条第2項の規定による許可の更新をし、又は一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第22号）を交付する。
- 3 市長は、法第7条第6項の許可をし、同条第7項の規定による許可の更新をし、又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更に係る法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証

(様式第23号)を交付する。

4 市長は、浄化槽法第35条第1項の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(様式第24号)を交付する。

5 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者(以下これらの者を「一般廃棄物処理業者」という。)並びに浄化槽清掃業者は、許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書(様式第25号)により市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

(許可車両等の表示)

第38条 一般廃棄物(食品循環資源を除く。)の収集運搬車両(次条第1項の規定による許可に係る車両を除く。)には、車体の両側面に長方形の黒色地に白色の文字で「八尾市許可 番号」(番号の部分は、一般廃棄物収集運搬業許可証に記載された当該許可に係る番号とすること。)と表示しなければならない。

(代替車両)

第39条 一般廃棄物収集運搬業者は、その許可に係る収集運搬車両(第4項において「本来の収集運搬車両」という。)のやむを得ない事由により、当該収集運搬車両が使用できない場合において、当該収集運搬車両以外の車両を臨時に使用しようとするときは、あらかじめ代替車両使用許可申請書(様式第26号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可に係る車両について、車両承認証(様式第27号)を交付するものとする。

3 前項の車両承認証の交付を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、常にこれを当該第1項の規定による許可に係る車両の所定の部分に貼付しておかなければならない。

4 第2項の車両承認証の交付を受けた一般廃棄物収集運搬業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該車両承認証を市長に返納しなければならない。

(1) 車両承認証の有効期間が満了したとき。

(2) 本来の収集運搬車両が使用できるようになったとき。

(許可の取消し等)

第40条 市長は、条例第38条の規定による許可の取消しをするときは許可取消書(様式第28号)により、同条の規定による事業の全部又は一部の停止の命令をするときは業務停止命令書(様式第29号)により、それぞれ行うものとする。

2 市長は、条例第38条の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じたために生じた損害については、その責めを負わない。

(一般廃棄物処理業審査委員会)

第41条 市長は、条例第32条から第34条までに規定する許可及び許可の更新の適否に係る事項並びに条例第38条に規定する許可の取消し等に係る事項の審査のため、一般廃棄物処理業審査委員会を置く。

2 前項に規定する一般廃棄物処理業審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(一般廃棄物処理状況の報告)

第42条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、毎月10日までに、前月の当該許可に係る事業又は業務の状況について一般廃棄物処理状況報告書(様式第30号から様式第33号まで)を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第43条 条例第43条第2項に規定する証明書の様式は、様式第34号のとおりとする。

(技能長及び作業長)

第44条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分又は浄化槽の清掃に関する業務を指揮監督するため、経済環境部に技能長及び作業長を置くことができる。

2 技能長は、八尾市事務分掌規則(昭和38年八尾市規則第180号)第3条第3項に規定する業務長を

補佐するとともに、上司の命を受けて担任業務を掌理する。

- 3 作業長は、上司の命を受けて担任業務を掌理する。
- 4 技能長及び作業長は、本市職員のうちから市長が任命する。

(主任)

第45条 作業長を補佐し、業務の円滑な運営を図るため、経済環境部に主任を置くことができる。

- 2 主任は、上司の命を受けて担任業務を掌理し、技能員及び労務員を指揮する。
- 3 主任は、経済環境部に属する職員のうちから市長が任命する。

(その他)

第46条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成19年3月30日規則第38号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第39号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日規則第77号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日規則第14号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月30日規則第41号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定（「大阪市環境事業局八尾工場」を「大阪市環境局八尾工場」に、「八尾市立廃棄物処理センター」を「八尾市立リサイクルセンター」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年2月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月16日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月6日規則第45号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年3月30日規則第22号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月13日規則第62号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第22号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第25号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第38条の改正規定は、同年7月4日から施行する。

○ 八 尾 市 一 般 廃 棄 物 再 生 輸 送 業 の 指 定 に 関 する 規 則

平成22年2月1日
規則第1号

改正 平成22年3月12日規則第4号
平成23年2月2日規則第4号
平成24年7月6日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号に規定する再生利用の目的となる一般廃棄物(事業所から排出される魚あらに限る。以下同じ。)の収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)を業として行う者の指定(以下「再生輸送業の指定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定等の申請)

第2条 再生輸送業の指定を受けようとする者及び再生輸送業の指定の更新を受けようとする者(以下これらの者を「申請者」という。)は、一般廃棄物再生輸送業指定(更新)申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事務所又は営業所にあつては付近の見取図、車庫にあつてはその平面図及び付近の見取図
- (2) 申請者が前号に規定する施設の所有権(所有権を有しない場合には、使用する権原)を有することを証する書類
- (3) 申請者が個人である場合にあつては、住民票の写し
- (4) 申請者が法人である場合にあつては、定款、登記事項証明書及び役員全員の住民票の写し
- (5) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記載した申告書(様式第2号)
- (6) 従業者名簿(様式第3号)及び事業の用に供する車両の運転業務に就く従業者の運転免許証の写し
- (7) 申請者の印鑑登録証明書(法人にあつては、その代表者の印鑑証明書)
- (8) 事業の開始に要する資金及びその調達方法に関する調書(様式第4号)
- (9) 申請者が個人である場合にあつては、前年度における所得税及び住民税の納税証明書
- (10) 申請者が法人である場合にあつては、前年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税及び法人住民税の納税証明書
- (11) 契約(予定)者名簿(様式第5号)及び当該契約者との契約書(契約予定者の場合は、これに類するもの)の写し
- (12) 事業の用に供する車両及び器材の一覧表(様式第6号)
- (13) 再生輸送車両の正面、両側面及び後面の写真(様式第7号)
- (14) 再生輸送車両の自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車任意保険証の写し
- (15) 申請者が再生輸送車両の所有権(所有権を有しない場合には、使用する権原)を有することを証する書類
- (16) 人員配置図(様式第8号)
- (17) 誓約書(様式第9号)
- (18) その他市長が必要と認める書類及び図面

(指定の基準)

第3条 再生輸送業の指定及び再生輸送業の指定の更新に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- (2) 申請者又はその使用者が、八尾市職員倫理条例(平成10年八尾市条例第24号)第8条第1項の規定による警告を受けたものにあつては、当該警告を受けた日から2年を経過していること。

- (3) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらの者を「暴力団員等」という。）でないこと。
 - (4) 申請者が法人の場合にあっては、その役員又は法第7条第5項第4号へ及びりの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
 - (5) 申請者が法人の場合にあっては、暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと。
 - (6) 申請者が個人の場合にあっては、法第7条第5項第4号へ及びヌの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。
 - (7) 申請者が自らその事業を実施する者であること。
 - (8) 再生輸送車両は、非常時における代替車両が確保され、かつ、原則として自ら所有していること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）。
 - (9) 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の2に規定する基準に適合するものであること。また、再生輸送車両は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するもの又は同法第13条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により同法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用されないものであること。
 - (10) 再生輸送車両を衛生的に保管できる車庫を有し、かつ、当該車庫の使用に関する権原を有していること。
 - (11) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、再生輸送業の指定及び再生輸送業の指定の更新に係る基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- （指定の条件）
- 第4条 市長は、再生輸送業の指定をし、又は再生輸送業の指定の更新をするときは、再生輸送業の指定の期間を2年以内とするものとし、及び生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- （指定証の交付等）
- 第5条 市長は、再生輸送業の指定をし、又は再生輸送業の指定の更新をしたときは、一般廃棄物再生輸送業指定証（様式第10号。以下「指定証」という。）を交付する。
- 2 指定証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- （変更又は廃止の届出）
- 第6条 再生輸送業の指定を受けた者及び再生輸送業の指定の更新を受けた者（以下これらの者を「指定業者」という。）は、当該再生輸送業の指定に係る申請事項に変更があったとき、又はその事業を廃止したときは、当該事由が生じた日から10日以内に一般廃棄物再生輸送業指定変更・廃止届出書（様式第11号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- （指定証の再交付）
- 第7条 指定業者は、指定証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、速やかに一般廃棄物再生輸送業指定証再交付申請書（様式第12号）を市長に提出して、指定証の再交付を受けなければならない。
- （遵守事項）
- 第8条 指定業者は、再生輸送の業務を他人に委託してはならない。ただし、市長が適当と認める場合にあっては、この限りでない。
- 2 指定業者は、再生輸送車両の故障等やむを得ない事情がある場合を除き、再生輸送に係る一般廃棄物の積替えを行ってはならない。
- 3 指定業者は、前項の規定により積替えを行ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

らない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、再生輸送業の指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの規則若しくはこの規則に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により再生輸送業の指定を受けたとき。
- (3) 第3条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- (4) 第4条の規定により付された条件に違反したとき。
- (5) 正当な理由がなく長期間にわたり事業を休止したとき。
- (6) 前条に規定する遵守事項に違反したとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(指定証の返還)

第10条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 第4条に規定する再生輸送業の指定の期間が満了したとき。
- (2) 第6条の規定により廃止の届出をしたとき。
- (3) 前条の規定により再生輸送業の指定を取り消されたとき。
- (4) 亡失した指定証を発見したとき。

(帳簿の記載及び保管)

第11条 指定業者は、再生輸送について、次に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。

- (1) 再生輸送年月日
- (2) 一般廃棄物の排出者ごとの再生輸送量
- (3) 再生輸送の方法及び再生輸送先ごとの再生輸送量
- (4) 再生輸送の受託にあつては、受託年月日、委託者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、受託内容並びに受託料金の額

2 前項の帳簿は、事務所又は営業所ごとに備え、再生輸送を行った年度ごとに整理し、当該年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(報告)

第12条 指定業者は、毎年4月1日前1年間に行った再生輸送について、一般廃棄物再生輸送業業務報告書(様式第13号)を作成し、次に掲げる事項を記載した書類を添えてその年の6月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物の排出者の氏名又は名称及び排出者ごとの再生輸送量
- (2) 再生輸送先ごとの再生輸送量

(指定等の審査)

第13条 市長は、再生輸送業の指定及び再生輸送業の指定の更新の適否に係る事項並びに第9条に規定する再生輸送業の指定の取消し等に係る事項の審査を八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平成17年八尾市規則第42号)第41条第1項に規定する一般廃棄物処理業審査委員会において行う。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月12日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年2月2日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第4号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

○ 八 尾 市 廃 棄 物 減 量 等 推 進 審 議 会 規 則

平成12年2月24日
規則第1号

改正 平成18年2月7日規則第3号
平成19年1月15日規則第1号
平成20年3月31日規則第39号
平成25年3月30日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成16年八尾市条例第27号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定により、八尾市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び定数)

第2条 条例第10条第2項第3号に規定する委員は、市長が審議会委員として公募し、当該公募に応じた市民の中から市長が別に定める方法により選考した委員とする。

2 市長が委嘱する委員の定数は次のとおりとする。

- (1) 条例第10条第2項第1号に規定する者 5人
- (2) 条例第10条第2項第2号に規定する者 10人
- (3) 条例第10条第2項第3号に規定する者 5人

(定数の特例)

第3条 市長は、一般廃棄物の減量化対策等を実効あるものとするため、特に必要があると認めるときは、前条第2項各号の委員の定数を超えて委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係があるものの出席を求め、その意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 審議会の会議は、公開するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、前項の規定にかかわらず、非公開とすることができる。

3 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、別に市長が定める。

(専門部会)

第8条 審議会は必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（以下「部会委員」という。）の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議状況及びその結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員が、その職務を代理する。

6 前3条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経済環境部資源循環課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定（公募に関する部分に限る。）は、平成12年2月17日から適用する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に行われる審議会その他会長及び会長の職務を代理する副会長が欠けている場合における審議会の会議は、市長が招集する。

3 前項の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長が指名する部会の委員」と、「市長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年2月7日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年1月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○ 八 尾 市 あ き 地 の 適 正 管 理 に 関 す る 条 例

昭和51年3月31日
条例第23号

改正 平成4年3月31日条例第4号
平成8年3月29日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年八尾市条例第16号）第11条第3項及び第12条の規定に基づき、あき地の管理を適正に行うことによつて、市民の健康で快適な生活環境及び自然環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 現に人が使用していない土地、人が使用していても相当の空閑部分を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地及びその他野積み場、青空駐車場、河川敷、軌道敷、ため池の堤とう地等適正に管理する必要がある土地で規則で定めるものをいう。
- (2) あき地の管理者 当該あき地の管理について権原を有する者をいう。
- (3) 不良状態 あき地が、雑草の繁茂若しくは湿地の状態又は廃棄物の投棄を招く原因となる状態であつて、次のいずれかに該当すると認められる状態をいう。
 - ア 人の健康を害し、又は害するおそれのあるとき。
 - イ 犯罪又は災害等の発生を誘発するおそれがあるとき。
 - ウ 周囲の美観を著しく害するとき。
 - エ その他人の健康で安全かつ快適な生活環境又は自然環境を著しく害するおそれがあるとき。

(あき地の管理者の義務)

第3条 あき地の管理者は、当該あき地を適正に管理して常に良好な環境の保持に努め、廃棄物等が不法に投棄されないよう必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自ら周囲の清潔を保持するように努め、地域の生活環境及び自然環境が害されることのないよう監視するとともに、市長が実施するあき地の適正な管理に関する施策に協力しなければならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、良好な生活環境及び自然環境を確保するため、あき地の適正な管理について総合施策を策定し、実施しなければならない。

(指導及び勧告)

第6条 市長は、あき地が不良状態にあると認めるとき、又は不良状態になるおそれがあるとき認めるときは、あき地の管理者に対し、雑草若しくは廃棄物の除去又は廃棄物の投棄の防止若しくは危険の防止のための施設を設置する等その状態に適した必要な措置をとるよう指導し、又は期限を定めて勧告することができる。

(措置命令)

第7条 市長は、あき地の管理者が前条の規定による勧告に基づく必要な措置をとらないため、当該あき地の近隣住民の生命若しくは身体に危害が及ぶおそれがあるとき、又は生活環境若しくは自然環境を著しく害していると認めるときは、当該あき地の管理者に対し、不良状態の解消について必要な措置をとるよう期限を定めて命令することができる。

(公表)

第8条 市長は、あき地の管理者が前条の規定による措置命令に従わないときは、これを公表することができる。

(代執行)

第9条 第7条の規定による措置命令に従わない場合において、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認めるときは、市長は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自らあき地の管理者がなすべき行為を行い、又は第三者に行わせ、その費用を当該あき地の管理者から徴収することができる。

(措置請求)

第10条 市民は、あき地が著しく不良状態にあるときは、市長に対し、必要な措置を講ずるよう申出することができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、この条例の規定に基づいて必要な措置を講じ、その旨を申出人に通知するものとする。

(立入調査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、あき地を立入調査させ、又は関係者に対する必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を常に携帯し、関係者の請求があつ

たときは、これを提示しなければならない。

(報告の聴取)

第12条 市長は、300平方メートル以上のあき地の管理者に対し、あき地の適正な管理上必要があると認めるときは、当該あき地の利用計画及び管理計画を報告させることができる。

(あき地の活用)

第13条 市長は、あき地の適正な管理と地域住民の福祉の向上を図るため、必要があると認めるときは、当該あき地の活用について、当該あき地の管理者と協議することができる。

(助成)

第14条 市長は、あき地の管理者が前条の規定による協議により当該あき地を無償で公共の利用に供する場合において、必要があると認めるときは、当該あき地の管理者に対し、規則で定めるところにより助成の措置を講ずることができる。

(罰則)

第15条 第7条の規定による措置命令に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

2 第11条第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げた者は、30,000円以下の罰金に処する。

3 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第7条の規定による措置命令に違反したとき、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、若しくは妨げたとき、又は第12条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和51年規則第36号で昭和51年9月1日から施行)

附 則 (平成4年3月31日条例第4号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日条例第16号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

○ 八尾市あき地の適正管理に関する条例施行規則

昭和51年8月31日
規則第37号

改正 昭和54年6月18日規則第20号
昭和59年11月14日規則第42号
昭和61年4月1日規則第7号
平成元年4月26日規則第19号
平成8年3月29日規則第10号
平成9年3月31日規則第7号
平成22年12月29日規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市あき地の適正管理に関する条例（昭和51年八尾市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第1号の規定による適正に管理する必要がある土地とは、野積み場、青空駐車場、河川敷、道路敷、軌道敷、鉄塔敷、ため池の堤とう地、沼地その他これらに類するものをいう。

2 条例第3条の規定によるあき地の適正な管理とは、雑草の除去、さく、立札の設置、廃棄物の処理及び危険物の除去等をいう。

(業者のあっせん等)

第3条 市長は、あき地の管理者の依頼により、雑草の刈取り業者若しくは廃棄物の処理業者等のあっせん又は草刈機の貸出し等を行うものとする。

2 前項に定める業者のあっせん又は草刈機の貸出しを受けようとする者は、あき地の整備実施業者あっせん申込書（様式第1号）又は草刈機借受申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(勧告)

第4条 条例第6条の規定による勧告は、あき地の適正管理勧告書（様式第3号）により行うものとする。

(措置命令)

第5条 条例第7条の規定による措置命令は、あき地の適正管理命令書（様式第4号）により行うものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項の規定による身分を示す証明書は、立入調査職員証（様式第5号）によるものとする。

(活用の方法)

第7条 条例第13条の規定によるあき地の活用とは、次の各号に掲げる用途であって、面積が300平方メートル以上あるあき地を継続して5年間以上無償で公共の利用に供することをいう。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 子供の遊び場

(2) 花園、農園その他これらに類するもの

(助成措置)

第8条 条例第14条の規定による助成とは、当該あき地にかかる八尾市市税条例（昭和34年八尾市条例第196号）の規定による固定資産税及び都市計画税の減額又は免除をいう。

附 則

この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則（昭和54年6月18日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年11月14日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八尾市あき地の適正管理に関する条例施行規則の規定は、昭和59年11月1日から適用する。

附 則（昭和61年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月26日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第10号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第7号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月29日規則第59号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

○ 八 尾 市 立 リ サ イ ク ル セ ン タ ー 学 習 プ ラ ザ 条 例

平成20年12月25日
条例第40号

改正 平成25年3月28日条例第2号
平成25年7月4日条例第20号
平成27年12月22日条例第36号
平成28年12月22日条例第27号

(設置)

第1条 廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を図り、循環型社会の形成その他環境学習の推進等に資するため、これらに対する市民等の関心と理解を深め、その自主的な活動が促進されることを目的として、本市に八尾市立リサイクルセンター学習プラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八尾市立リサイクルセンター学習プラザ

位置 八尾市曙町二丁目11番地

(事業)

第3条 プラザは、第1条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 循環型社会の形成の推進等に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 循環型社会の形成の推進等に関する講座等の開催に関すること。
- (3) プラザの工房、環境シアター、研修室、会議室等の利用に関すること。
- (4) 再利用品の展示、提供等に関すること。
- (5) 市民等の自主的な活動及び交流の支援に関すること。
- (6) 前各号に規定するもののほか、第1条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める事業

(開館時間)

第4条 プラザの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、環境シアター、研修室及び会議室（以下「有料施設」という。）を使用する場合については、規則で定めるところにより、午後9時まで延長することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第12条に規定する指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、市長の承認を得て、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 プラザの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、同項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用の許可)

第6条 有料施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可（以下「使用許可」という。）をする場合において、プラザの管理上必要があると認めるときは、当該使用許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、使用許可を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) プラザの設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) プラザの管理上支障があると認められるとき。
- (4) 専ら営利を目的として使用すると認められるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (6) 前各号に規定するもののほか、市長又は指定管理者が必要と認めるとき。

（利用料金）

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。ただし、市が使用する場合又は市の要請、支援等を受けて使用する場合であって、市長が特に必要と認めるときは、利用料金を徴収しないものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

（利用料金の還付等）

第8条 指定管理者は、使用者の申出により使用許可を取り消したときその他指定管理者が特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、既納の利用料金の全部若しくは一部を還付し、又は未納の利用料金の全部若しくは一部の納付義務を免除することができる。

（使用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又はその使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例、この条例に基づく規則若しくは使用許可の条件に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。
- (2) 第6条第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 災害その他の事故による緊急事態が発生したとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、市長又は指定管理者が特に必要があると認めるとき。

2 市及び指定管理者は、前項の規定により使用者が損害を受けた場合でも、その責めを負わない。

（遵守事項等）

第10条 プラザに入館する者（以下「入館者」という。）及び使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物等又は展示物等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある物の持込みをしないこと。
- (4) 前3号に規定するもののほか、プラザの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

2 指定管理者は、入館者が公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるときその他前項に規定する遵守事項に反し、又は反するおそれがあるときは、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

（原状回復義務）

第11条 使用者は、その使用を終了し、又は第9条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止し、若しくは制限されたときは、直ちに当該使用に係る有料施設を原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第12条 プラザの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、プラザの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げる業務の全部又は一部とする。

- (1) 第3条各号に掲げるプラザの事業に関すること。
- (2) 前号に規定するもののほか、プラザの管理運営に関すること。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成21年4月規則第31号で、同21年5月1日から施行)

(市長による管理)

- 2 第12条の規定により指定管理者によるプラザの管理が行われるまでの間、同条の規定にかかわらず、市長がその管理を行うものとする。この場合におけるこの条例の規定の適用については、第6条第1項、第2項及び第3項各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項第5号中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条第1項本文中「指定管理者に利用料金」とあるのは「使用料」と、同項ただし書中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第9条第1項各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同項第4号中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第10条第2項及び第11条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

注 平成29年10月1日から施行

附則に次の1項を加える。

(利用料金の経過措置)

- 3 消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率又は地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率の改正に伴い、別表に規定する利用料金の算定に関し必要となる経過措置は、市長が定める。

附 則（平成25年3月28日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月4日条例第20号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年12月22日条例第36号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 第3条、第5条から第13条まで、第15条、第18条、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第30条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料等について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

- (1) 八尾市文化会館条例別表第1号及び第2号
- (2) 八尾市立中小企業サポートセンター条例別表第1及び別表第2
- (3) 八尾市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2
- (4) 八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例別表
- (5) 八尾市斎場条例別表
- (6) 八尾市納骨堂条例第7条第2項及び第9条
- (7) 八尾市まちなみセンター条例別表
- (8) 八尾市都市公園条例別表第3第1項及び第3項並びに別表第4
- (9) 八尾市立南木の本防災公園条例別表第3及び別表第4第1項
- (10) 八尾市立埋蔵文化財調査センター条例第4条の8第2項
- (11) 八尾市生涯学習センター条例別表第1第1号及び第2号
- (12) 八尾市立総合体育館条例別表第1項及び第2項
- (13) 八尾市立南木の本防災体育館条例別表
- (14) 八尾市立山本球場条例別表第1項及び第2項
- (15) 八尾市立市民運動広場設置条例別表
- (16) 八尾市立青少年運動広場設置条例別表
- (17) 八尾市立歴史民俗資料館設置条例別表第2項
- (18) 安中新田会所跡旧植田家住宅条例別表第2及び別表第3
- (19) 八尾市立屋内プール条例別表第1項
- (20) 八尾市立大畑山青少年野外活動センター条例別表
- (21) 八尾市立テニス場設置条例別表第1号

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表(第7条関係)

| 区分 | 金額 | | | | | |
|--------|------|------|------|--------|--------|--------|
| | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前及び午後 | 午後及び夜間 | 全日 |
| 環境シアター | 600円 | 800円 | 600円 | 1,400円 | 1,400円 | 2,000円 |
| 研修室 | 300円 | 400円 | 300円 | 700円 | 700円 | 1,000円 |
| 会議室 | 300円 | 400円 | 300円 | 700円 | 700円 | 1,000円 |

備考 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間をいい、「午後」とは午後1時から午後5時までの間をいい、「夜間」とは午後6時から午後9時までの間をいい、「午前及び午後」とは午前9時から午後5時までの間をいい、「午後及び夜間」とは午後1時から午後9時までの間をいい、「全日」とは午前9時から午後9時までの間をいう。

注 平成29年10月1日から施行
別表環境シアターの項を次のように改める。

| | | | | | | |
|--------|------|------|------|--------|--------|--------|
| 環境シアター | 700円 | 900円 | 700円 | 1,600円 | 1,600円 | 2,300円 |
|--------|------|------|------|--------|--------|--------|

別表会議室の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-----|------|------|------|------|------|------|
| 会議室 | 200円 | 300円 | 200円 | 500円 | 500円 | 700円 |
|-----|------|------|------|------|------|------|

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までの間をいい、「午後」とは午後1時から午後5時までの間をいい、「夜間」とは午後6時から午後9時までの間をいい、「午前及び午後」とは午前9時から午後5時までの間をいい、「午後及び夜間」とは午後1時から午後9時までの間をいい、「全日」とは午前9時から午後9時までの間をいう。
- 2 利用料金の額は、この表の利用料金の額に、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を加算して得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

○ 八 尾 市 立 リ サ イ ク ル セ ン タ ー 学 習 プ ラ ザ 条 例 施 行 規 則

平成21年4月28日
規則第32号

改正 平成23年1月21日規則第1号
平成25年9月19日規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例（平成20年八尾市条例第40号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第2条 条例第6条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、八尾市立リサイクルセンター学習プラザ使用申請書（様式第1号）により指定管理者に申請をしなければならない。

2 前項の申請（以下「使用申請」という。）をしようとする場合において、当該使用に係る時間の区分が条例別表に規定する夜間、午後及び夜間又は全日であるものについては、同項の申請書は当該使用の日（以下「使用日」という。）の前々日（その日が休館日（条例第5条に規定する休館日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日前の休館日でない直近の日）の正午までに提出しなければならない。

3 指定管理者は、使用許可をするときは、八尾市立リサイクルセンター学習プラザ使用許可書（様式第2号）により行うものとする。

4 使用申請は、使用日の3月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日以後の休館日でない直近の日）から行うことができる。

(使用期間)

第3条 使用許可の期間は、引き続き6日（休館日を除く。）を超えることができない。ただし、市長及び指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用時間)

第4条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が当該使用許可に係る施設を使用することができる時間は、当該使用許可を受けた時間内とし、当該使用の準備及び原状回復に必要な一切の時間を含むものとする。

(利用料金の納付等)

第5条 使用者は、使用許可を受けた際に利用料金を納付しなければならない。

2 条例第7条第1項ただし書に規定する市の要請、支援等を受けて使用する場合であって、市長が特に必要と認めるときとは、次のとおりとする。

(1) 市が一定の行政目的を達成するために市自らが企画し、当該目的を達成するために市が委嘱して実施するとき。

(2) 市が補助金、負担金等を支出して実施するとき。

(3) 前号に準ずる市の支援等によって実施するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

3 使用者は、使用日にやむを得ない理由により使用の時間を延長し、若しくは繰り上げて使用する必要があるとき、又は条例第4条第1項ただし書に規定する有料施設（以下「有料施設」という。）を追加使用しようとするときは、指定管理者に申請をし、当該使用に係る使用許可を受けなければならない。

4 使用者は、前項に規定する使用に係る使用許可を受けたときは、指定管理者が指定する日までに当該許可に係る利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の還付等)

第6条 条例第8条の規定による既納の利用料金の還付及び未納の利用料金の納付義務の免除は、次の

各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額についてするものとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により有料施設を使用することができなくなった場合 利用料金の全額
 - (2) 使用日の7日前の日（その日が休館日に当たるときは、その日以前の休館日でない直近の日）までに使用者からその使用の取消しの届出があった場合 利用料金の全額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める場合 別に定める額
- 2 条例第8条の規定により既納の利用料金の全部又は一部の還付を受けようとする者は、市長が別に定める申請書に当該既納の利用料金に係る領収書を添えて、指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 第2条第1項の申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、平成21年5月1日前においても、同条（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により、これを行うことができる。
(市長による管理)
- 3 条例附則第2項の規定により市長が八尾市立リサイクルセンター学習プラザの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条第1項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第3条ただし書中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第5条第1項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条第1項各号列記以外の部分、第1号及び第2号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同項第3号及び同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第1号及び様式第2号中「指定管理者」とあるのは「八尾市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。
- 4 条例附則第2項後段の規定により読み替えて適用する条例第7条第2項の使用料の額は、条例別表に定める額とする。

附 則（平成23年1月21日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月19日規則第71号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

○ 八 尾 市 立 衛 生 処 理 場 条 例

昭和37年4月3日
条例第213号

改正 昭和43年3月30日条例第10号
昭和51年3月31日条例第12号
平成7年3月20日条例第7号
平成18年3月31日条例第13号

第1条 本市は、環境衛生の向上をはかるため、し尿処理施設を設置する。

第2条 前条の施設の位置及び名称は、次のとおりとする。

位 置 八尾市上尾町八丁目24番地の1

名 称 八尾市立衛生処理場

第3条 処理場において、し尿及びし尿浄化槽汚泥を処理しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

第4条及び第5条 削除

第6条 この条例に定めるもののほか、処理場の組織及び管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年7月1日から施行する。

附 則 (昭和43年3月30日条例第10号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行し、同日以後の搬入に係るものから適用する。

附 則 (平成7年3月20日条例第7号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日条例第13号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○ 八 尾 市 立 衛 生 処 理 場 条 例 施 行 規 則

昭和37年5月9日
規則第166号

改正 昭和39年1月18日規則第2号
昭和43年4月1日規則第6号
昭和47年5月29日規則第23号
昭和50年8月6日規則第32号
昭和51年3月31日規則第13号
平成元年4月26日規則第19号
平成7年3月20日規則第6号
平成18年3月31日規則第14号
平成23年1月21日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、八尾市立衛生処理場条例(昭和37年八尾市条例第213号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 条例第3条の許可を受けようとする者は、処理場使用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、処理場の使用を許可したときは、処理場使用許可書(様式第2号)を交付する。

(許可の制限)

第3条 市長は、処理計画を変更したとき、その他特に必要があると認める場合は、し尿及びし尿浄化槽汚泥の搬入量を制限することがある。

第4条から第6条まで 削除

(許可の取消し)

第7条 条例第3条の許可を受けた者が、次の各号の1に該当するときは、市長はその許可を取り消すことができる。

(1) 処理場の施設を損傷し、その機能に障害を与えるような行為をしたとき。

(2) その他市長の指示に従わないとき。

(損害の賠償)

第8条 処理場の施設を損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和37年7月1日から施行する。

附 則(昭和39年1月18日規則第2号)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和38年8月1日から適用する。

2 改正前の様式第3号については、なお当分の間効力を有する。

附 則(昭和43年4月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年5月29日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年8月6日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年7月21日から適用する。

附 則(昭和51年3月31日規則第13号)

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 当分の間、この規則による改正前の様式第3号に掲げる使用券の合計額が500円となるときは、当該使用券をこの規則による改正後の様式第3号に掲げる500円券1枚とみなして使用することができる。

附 則(平成元年4月26日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月20日規則第6号)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

2 当分の間、この規則による改正前の八尾市立衛生処理場条例施行規則第4条第2項に定める使用券は、この規則による改正後の八尾市立衛生処理場条例施行規則第4条の使用料の一部として、使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第14号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月21日規則第1号）
この規則は、公布の日から施行する。

○ 八 尾 市 墓 地 、 埋 葬 等 に 関 する 法 律 施 行 条 例

平成24年3月30日
条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による経営の許可等に係る事前手続並びに墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置場所等、構造設備及び管理の基準その他法の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(墓地等の経営主体)

第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する法人（以下「宗教法人」という。）であって、大阪府内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

(3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）であって、大阪府内にその主たる事務所又は従たる事務所を有するもの

(標識の設置)

第4条 法第10条第1項又は第2項の規定による許可を受けて墓地若しくは火葬場を経営し、又はこれらの区域を拡張しようとする者（以下「申請予定者」という。）は、当該許可の申請に先立って、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の計画（以下「墓地の設置等の計画」という。）の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地の見やすい場所に標識を設置し、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

第5条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、当該墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地から100メートル以内の建物の使用者、管理者等に対し、墓地の設置等の計画について周知するための説明会を開催し、速やかに、その説明会の内容等を市長に報告しなければならない。

(勧告)

第6条 市長は、申請予定者が第4条に規定する標識を設置しないときは、当該標識を設置すべきことを勧告することができる。

2 市長は、申請予定者が前条に規定する説明会を開催しないときは、当該説明会を開催すべきことを勧告することができる。

(公表)

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び証拠の提出の機会を与えるため、意見の聴取の手続を行わなければならない。

(経営の許可の申請)

第8条 法第10条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の区別
- (4) 墓地等の構造設備の概要
- (5) 墓地にあっては、その区域の概要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人（地方公共団体を除く。）にあっては、その登記事項証明書
- (2) 墓地等の構造設備を明らかにした図面
- (3) 墓地にあっては、その区域を明らかにした図面
- (4) 墓地及び火葬場にあつては、これらの周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類
(変更の許可の申請)

第9条 法第10条第2項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 変更の内容
- (3) 変更後の前条第1項第4号及び第5号に掲げる事項
- (4) 墓地及び納骨場にあつては、改葬の必要性の有無及びその内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更の内容を明らかにした図面
- (2) 変更後の前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類
- (3) 墓地及び火葬場にあつては、変更後の前条第2項第4号に掲げる書類
- (4) 改葬を必要とする場合にあつては、改葬の内容を明らかにした書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める書類
(廃止の許可の申請)

第10条 法第10条第2項の規定による廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 第8条第1項第1号から第3号まで及び前条第1項第4号に掲げる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の申請書には、前条第2項第4号に掲げる書類を添付しなければならない。

(みなし許可に係る届出)

第11条 法第11条第1項又は第2項の規定により法第10条第1項の許可又は同条第2項の規定による許可があつたものとみなされる処分があつたときは、当該処分に係る墓地又は火葬場の経営者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(墓地等の設置場所等の基準)

第12条 墓地及び火葬場は、住宅及び病院、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設その他これらに類する施設であつて規則で定めるものの敷地から100メートル以上離れていなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体が経営する墓地について、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。
 - (2) 宗教法人が経営する墓地について、当該宗教法人の宗教法人法第3条に規定する境内地内において、当該墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。
 - (3) 共同墓地（市の区域内に住所を有する者等の地縁に基づいて形成された団体により設置され、及び管理されている墓地をいう。）について、当該共同墓地の需要に応じてその区域を拡張しようとするとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 墓地及び火葬場は、飲料水を汚染するおそれのない場所に設置しなければならない。
- 3 墓地等の土地については、当該墓地等の経営者（地方公共団体を除く。）が、当該墓地等の土地を所有し、かつ、当該土地に所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、市長が、当該墓地等の経営に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（墓地の構造設備の基準等）

第13条 墓地には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 外部から墳墓を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根
 - (2) 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路
 - (3) 雨水等が停滞しないようにするための排水路
 - (4) 墓地の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備（墓地の付近にあるこれらのものを含む。）
- 2 墓地の構造設備については、植栽を行う等周辺的生活環境と調和するように配慮しなければならない。

（納骨堂の構造設備の基準）

第14条 納骨堂には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 出入口の扉を施錠するための設備
- (2) 堅ろうな外壁及び屋根
- (3) 消火又は防火のための設備
- (4) 換気のための設備
- (5) 納骨堂の規模に応じた管理事務所、便所、駐車場並びに給水及びごみ処理のための設備（納骨堂の付近にあるこれらのものを含む。）

（火葬場の構造設備の基準）

第15条 火葬場には、次に掲げる構造設備を設けなければならない。ただし、市長が、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 外部から火葬場を見通すことができないようにするための障壁又は密植した垣根
- (2) 防臭及び防じんに対し十分な能力を有する火葬炉
- (3) 収骨室
- (4) 収骨容器等を保管する設備
- (5) 残灰庫
- (6) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室、便所並びに給水及びごみ処理のための設備
- (7) 霊安室

（変更又は廃止の許可の基準）

第16条 法第10条第2項の規定による許可を受けようとする者は、改葬を必要とするときは、これが完了していることを確認しなければならない。

(変更の届出)

第17条 墓地等の経営者は、第8条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事の完了の検査等)

第18条 墓地等の経営者は、正当な理由がある場合を除き、法第10条第1項の許可又は同条第2項の規定による変更の許可を受けた後3年以内に、当該許可に係る工事を完了しなければならない。

2 墓地等の経営者は、法第10条第1項の許可又は同条第2項の規定による変更の許可に係る工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 墓地等の経営者は、前項の検査を受けた後でなければ、当該検査に係る墓地等を使用してはならない。

(管理の基準)

第19条 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 老朽化し、又は破損した構造設備の修復等の措置

(2) 墓地等を常に清潔に保つため必要な措置

(埋葬の禁止等)

第20条 墓地の経営者は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から規則で定める地域においては、埋葬をさせてはならない。

2 墓地の経営者は、前項の規則で定める地域以外の地域において埋葬をさせるときは、地表まで1.5メートル以上の余地を残してこれをさせなければならない。

(無縁の焼骨等の保管等)

第21条 墓地又は納骨堂の経営者は、無縁の焼骨等を発掘し、又は収容したときは、これらを当該墓地又は納骨堂の一定の場所に保管しなければならない。

2 前項の場合において、墓地又は納骨堂の経営者は、同項の焼骨等の発掘又は収容の場所及び年月日その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行条例（昭和60年大阪府条例第3号）の規定により、現に効力を有する大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又は大阪府知事に対して行われている許可の申請は、この条例の相当規定により市長が行った許可等の処分その他の行為又は市長に対して行われた許可の申請とみなす。

○ 八 尾 市 墓 地 、 埋 葬 等 に 関 する 法 律 施 行 条 例 施 行 規 則

平成24年3月30日
規則第25号

改正 平成25年3月30日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成24年八尾市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(標識)

第3条 条例第4条の標識（以下「標識」という。）は、様式第1号によらなければならない。

(標識の設置期間)

第4条 条例第4条の規定による標識の設置は、条例第5条に規定する説明会（以下「説明会」という。）の開催を予定する日の少なくとも15日前から条例第18条第1項に規定する工事の完了の日までの間、行わなければならない。

(標識の設置の届出)

第5条 条例第4条の規定による届出は、標識設置届出書（様式第2号）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の標識設置届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地の周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面

(2) 標識を設置した場所を明らかにした位置図

(3) 標識の設置の状況を明らかにした写真

(説明会の開催の周知等)

第6条 条例第4条に規定する申請予定者（以下「申請予定者」という。）は、説明会の開催に当たっては、条例第5条に規定する建物の使用者、管理者等（以下「説明会対象者」という。）の参集の便を考慮して日時及び場所を定めなければならない。

2 申請予定者は、説明会を開催するときは、その旨を説明会対象者に対し、説明会の開催を予定する日の1週間前までに印刷物の配布その他適切な方法により周知させなければならない。

3 前項の規定による周知は、次に掲げる事項について行わなければならない。

(1) 申請予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 墓地又は火葬場の区別

(3) 墓地又は火葬場の名称及びその設置又は拡張の予定地

(4) 墓地にあっては、その設置又は拡張に係る敷地面積及び区画数

(5) 火葬場にあっては、その設置又は拡張に係る建築面積、延べ床面積及び階数

(6) 墓地又は火葬場に係る工事の着手及び完了の予定年月日

(7) 説明会の開催を予定する日時及び場所

4 説明会において説明すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号から第6号までに掲げる事項

(2) 墓地又は火葬場の設置又は拡張の理由

(3) 墓地又は火葬場の構造設備の概要

(4) 墓地又は火葬場の維持管理の方法

(5) 墓地又は火葬場の設置又は工事の方法等

(説明会の開催の結果の報告)

第7条 条例第5条の規定による報告は、説明会開催結果報告書(様式第3号)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の説明会開催結果報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 説明会に参加した者に配付した資料
- (2) 墓地又は火葬場の設置又は拡張の予定地の周囲100メートル以内の区域の状況を明らかにした図面
- (3) 説明会対象者及び説明会に参加した者の名簿等
- (4) 説明会対象者の意見等を記載した書面が提出された場合にあつては、当該書面の写し(墓地等経営許可申請書等)

第8条 条例第8条第1項の申請書は、墓地等経営許可申請書(様式第4号)とする。

2 条例第8条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工事の着手及び完了の予定年月日
- (2) 法第12条の管理者(以下「管理者」という。)の氏名及び住所

3 条例第8条第2項第5号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の設置の目的を記載した書面
- (2) 法人にあつては、次に掲げる書類及び役員会等の議事録その他の墓地等の経営の許可の申請をすることに関する意思決定を証する書類

ア 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人にあつては、同法第12条に規定する規則

イ 公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)にあつては、定款の写し

- (3) 墓地等の経営に係る資金計画書
- (4) 墓地等の管理及び使用の方法等に係る書類
- (5) 申請手続を行う者と申請者が異なる場合にあつては、委任状
- (6) 墓地等の位置を明らかにした縮尺5,000分の1程度の位置図
- (7) 墓地等の土地に係る地籍図の写し、丈量図及び登記事項証明書
- (8) 墓地等の土地が道路その他官公有地に接している場合にあつては、境界確定図の写し
- (9) 墓地等の土地に係る工事の工程表
- (10) 関係法令に係る許可書又は申請書の写しその他関係法令による手続の進捗状況を明らかにした書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(墓地等変更許可申請書等)

第9条 条例第9条第1項の申請書は、墓地等変更許可申請書(様式第5号)とする。

2 条例第9条第1項第5号の規則で定める事項は、工事の着手及び完了の予定年月日とする。

3 条例第9条第2項第5号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 墓地等の変更に係る理由書
- (2) 法人にあつては、前条第3項第2号ア又はイに掲げる書類及び役員会等の議事録その他の墓地等の変更の許可の申請をすることに関する意思決定を証する書類
- (3) 前条第3項第3号から第10号までに掲げる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前項の規定にかかわらず、市長が適当であると認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部を省略

することができる。

(墓地等廃止許可申請書等)

第10条 条例第10条第1項の申請書は、墓地等廃止許可申請書(様式第6号)とする。

2 条例第10条第1項第2号の規則で定める事項は、廃止の予定年月日とする。

(みなし許可に係る届出書等)

第11条 条例第11条の規定による届出は、みなし許可に係る届出書(様式第7号)を提出することにより行わなければならない。

2 前項のみなし許可に係る届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第11条の処分に係る認可書又は承認書の写し
 - (2) 届出手続を行う者と届出者が異なる場合にあつては、委任状
 - (3) 墓地又は火葬場を新設する場合にあつては、条例第8条第2項第1号から第3号までに掲げる書類並びに第8条第3項第1号、第3号、第4号及び第6号から第9号までに掲げる書類
 - (4) 墓地の区域又は火葬場の施設を変更する場合にあつては、条例第9条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類並びに第8条第3項第3号、第4号及び第6号から第9号まで並びに第9条第3項第1号に掲げる書類
 - (5) 墓地又は火葬場を廃止する場合にあつては、第8条第3項第6号から第9号までに掲げる書類
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認めるときは、同項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

(墓地及び火葬場の設置場所の基準)

第12条 条例第12条第1項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第36条に規定する助産施設、同法第37条に規定する乳児院、同法第38条に規定する母子生活支援施設、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設(入所施設を有するものに限る。)又は同法第44条に規定する児童自立支援施設(入所施設を有するものに限る。)
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)又は同法第2条に規定する助産所(入所施設を有するものに限る。)
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設又は同条第26項に規定する福祉ホーム
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定する救護施設又は同条第3項に規定する更生施設
- (5) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設
- (6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- (7) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が告示して定める施設

(変更の届出)

第13条 条例第17条の規定による届出は、変更の内容を明らかにした書類を添えて、墓地等変更届出書(様式第8号)を提出することにより行わなければならない。

(工事の完了の届出)

第14条 条例第18条第2項の規定による届出は、墓地等工事完了届出書(様式第9号)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の墓地等工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地等の構造設備を明らかにした図面
- (2) 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面
- (3) 関係法令に係る許可書等の写し
- (4) 建築物について法令の規定により検査又は確認を必要とする場合にあっては、その検査又は確認を完了していることを証する書面の写し
- (5) 火葬場又は納骨堂にあつては、その登記事項証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(埋葬の禁止地域)

第15条 条例第20条第1項の規則で定める地域は、埋葬の慣習のある墓地であると市長が認める墓地の区域を除く市の区域とする。

(書類の提出部数)

第16条 条例第8条から第10条までの規定及び第11条の規定により提出する書類の部数は正本1部及び副本2部とし、第5条第1項、第7条第1項、第13条及び第14条の規定により提出する書類の部数は正本1部及び副本1部とする。

(委任)

第17条 この規則の施行について必要な事項は、主管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、大阪府墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和60年大阪府規則第49号)の様式により提出されている申請書は、八尾市墓地、埋葬等に関する法律施行条例施行規則様式により提出されたものとみなす。

附 則(平成25年3月30日規則第7号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

○ 八 尾 市 斎 場 条 例

昭和43年3月30日
条例第15号

改正 昭和47年12月21日条例第36号
昭和53年3月30日条例第7号
昭和59年3月31日条例第7号
平成13年9月28日条例第27号
平成28年12月22日条例第27号

八尾市火葬場条例（昭和25年八尾市条例第20号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市に八尾市立斎場（以下「斎場」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八尾市立斎場

位置 八尾市南植松町三丁目50番地の3

（業務）

第1条の2 斎場は、火葬に関する業務を行う。

（施設）

第1条の3 斎場に次の施設を置く。

- (1) 火葬室
- (2) 霊安室
- (3) 待合室

（使用の許可）

第2条 斎場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（使用料）

第3条 前条の規定により使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

（使用料の減免）

第4条 本市の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているもの等市長が特別の理由があると認めるものに対しては、使用料を減免することができる。

（使用料の返還）

第5条 既納の使用料は、市長が特別の理由があると認める場合のほか、これを返還しない。

（規則への委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

注 平成29年10月1日から施行

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（霊安室に係る使用料の経過措置）

2 消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税の税率又は地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率の改正に伴い、別表に規定する霊安室に係る使用料の算定に関し必要となる経過措置は、市長が定める。

附 則（昭和47年12月21日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年11月6日から適用する。

附 則（昭和53年3月30日条例第7号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日条例第7号）

1 この条例は、昭和59年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の八尾市火葬場条例の規定は、施行日以後の火葬場の使用に係るものについて適用する。

附 則（平成13年9月28日条例第27号）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第36号で平成14年2月1日から施行）

2 この条例による改正後の八尾市斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後の八尾市立斎場の使用に係るものについて適用する。

附 則（平成28年12月22日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。（後略）

(経過措置)

2 第3条、第5条から第13条まで、第15条、第18条、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第30条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料等について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

- (1) 八尾市文化会館条例別表第1号及び第2号
- (2) 八尾市立中小企業サポートセンター条例別表第1及び別表第2
- (3) 八尾市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2
- (4) 八尾市立リサイクルセンター学習プラザ条例別表
- (5) 八尾市斎場条例別表
- (6) 八尾市納骨堂条例第7条第2項及び第9条
- (7) 八尾市まちなみセンター条例別表
- (8) 八尾市都市公園条例別表第3第1項及び第3項並びに別表第4
- (9) 八尾市立南木の本防災公園条例別表第3及び別表第4第1項
- (10) 八尾市立埋蔵文化財調査センター条例第4条の8第2項
- (11) 八尾市生涯学習センター条例別表第1第1号及び第2号
- (12) 八尾市立総合体育館条例別表第1項及び第2項
- (13) 八尾市立南木の本防災体育館条例別表
- (14) 八尾市立山本球場条例別表第1項及び第2項
- (15) 八尾市立市民運動広場設置条例別表
- (16) 八尾市立青少年運動広場設置条例別表
- (17) 八尾市立歴史民俗資料館設置条例別表第2項
- (18) 安中新田会所跡旧植田家住宅条例別表第2及び別表第3
- (19) 八尾市立屋内プール条例別表第1項
- (20) 八尾市立大畑山青少年野外活動センター条例別表
- (21) 八尾市立テニス場設置条例別表第1号

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表(第3条関係)

| 施設名 | 区分 | 使用料 | | |
|-----|---------------|-------|---------------------|---------------------|
| | | 本市の住民 | 本市の住民でない者 | |
| 火葬室 | 大人(満12歳以上)の死体 | 1体 | 14,000円 | 42,000円 |
| | 小人(満12歳未満)の死体 | 1体 | 8,400円 | 25,200円 |
| | 死産児 | 1体 | 2,800円 | 8,400円 |
| | 切断された身体の一部 | | 2,000円 | 6,000円 |
| 霊安室 | 安置1日につき | 1体 | 2,000円 | 6,000円 |
| 待合室 | 1室 | | 1回10,000円以内で規則で定める額 | 1回30,000円以内で規則で定める額 |

備考1 この表において「本市の住民」とは、死亡当時の住所が本市にあった者又は使用申請者の住所が本市にある者をいう。

2 この表において「待合室」とは、規則で定めるものをいう。

注 平成29年10月1日から施行
別表使用料の欄を次のように改める。

| 使用料 | |
|---------------------|---------------------|
| 本市の住民 | 本市の住民でない者 |
| 18,000円 | 72,000円 |
| 9,000円 | 36,000円 |
| 3,600円 | 14,400円 |
| 2,500円 | 10,000円 |
| 2,700円 | 10,800円 |
| 1回10,000円以内で規則で定める額 | 1回40,000円以内で規則で定める額 |

別表備考に次の1項を加える。

3 霊安室に係る使用料については、この表の霊安室に係る使用料の額に、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を加算して得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

○ 八 尾 市 斎 場 条 例 施 行 規 則

昭和50年6月7日
規則第21号

改正 昭和50年8月6日規則第32号
昭和53年4月1日規則第16号
昭和59年4月28日規則第22号
昭和61年4月1日規則第7号
平成3年1月7日規則第2号
平成4年4月1日規則第9号
平成13年12月25日規則第36号
平成16年12月22日規則第47号
平成23年1月21日規則第1号
平成28年12月28日規則第78号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市斎場条例(昭和43年八尾市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第2条 八尾市立斎場(以下「斎場」という。)の休場日は、1月1日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、臨時に休場することができる。

(申請及び許可)

第3条 条例第2条の規定により斎場の使用の許可を受けようとする者は、八尾市立斎場使用許可申請書(様式第1号)に火葬許可証又は改葬許可証を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例別表備考2の規則で定める待合室とは、斎場2階の和室2室をいい(以下「待合室」という。)、待合室の使用の許可を受けようとする者は、待合室を使用する時において、八尾市立斎場待合室使用許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 前2項の使用の許可は、八尾市立斎場使用許可証(様式第3号)又は八尾市立斎場待合室使用許可証(様式第4号)を交付して行う。

4 第1項及び第2項の使用の許可を受けた者は、その権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。(使用時間等)

第4条 斎場の使用時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

2 前条に規定する使用の許可の時間が、午後4時までのものについては即日骨揚げとし、午後4時を過ぎたものについては翌日骨揚げとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第4条の規定により使用料を減額又は免除することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本市の住民で生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているもの 免除
- (2) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第9条第1項の規定に該当する者 免除
- (3) その他市長において特別の事由があると認めた者 減額又は免除

(使用料の返還)

第6条 条例第5条の規定により使用料を返還することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により斎場を使用することができなくなった場合 既納の使用料の全額

(2) その他市長が適当と認めた場合 既納の使用料のうち適当であると認めた額

(待合室の使用)

第7条 条例別表の待合室の項の規則で定める額とは、次の表のとおりとする。

| 施設名 | 区分 | 使用料 | |
|-----|----------|--------|-----------|
| | | 本市の住民 | 本市の住民でない者 |
| 待合室 | 和室 1室につき | 3,000円 | 9,000円 |

注 平成29年10月1日から施行

第7条第1項の表中「3,000円」を「4,100円」に、「9,000円」を「16,400円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 使用料の額は、この表の使用料の額に、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を加算して得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

2 待合室の使用は、おおむね2時間とする。

3 待合室の利用者は、その使用を終了したときは、これを原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第8条 使用者は、故意又は過失により、斎場の施設、附属設備等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第9条 斎場においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、附属設備等を汚し、又は傷つけるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 棺内に不燃物、爆発物その他危険物等を入れないこと。
- (4) 斎場の管理運営上支障を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

(遺体の搬入)

第10条 遺体は、納棺した状態で搬入しなければならない。

(焼骨の引取り)

第11条 使用者は、市長が指定した日時に焼骨を引き取らなければならない。

(細目)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、主管部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

注 平成29年10月1日から施行

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(使用料の経過措置)

2 消費税法に規定する消費税の税率又は地方税法に規定する地方消費税の税率の改正に伴い、第7条第1項の表に規定する使用料の算定に関し必要となる経過措置は、市長が定める。

附 則 (昭和50年8月6日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年7月21日から適用する。

附 則 (昭和53年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年4月28日規則第22号)

この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月1日規則第7号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年1月7日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日規則第9号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年12月25日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年2月1日から施行する。

2 この規則による改正後の八尾市斎場条例施行規則の規定は、平成14年2月1日以後の八尾市立斎場の使用に係るものについて適用する。

(八尾市事務分掌規則の一部改正)

3 八尾市事務分掌規則(昭和38年八尾市規則第180号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(八尾市公印規則の一部改正)

4 八尾市公印規則(昭和33年八尾市規則第131号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(単純な労務に雇用される一般職に属する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

5 単純な労務に雇用される一般職に属する職員の勤務時間等に関する規則(昭和31年八尾市規則第104号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(単純な労務に雇用される一般職に属する職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

6 単純な労務に雇用される一般職に属する職員の特殊勤務手当に関する規則(平成4年八尾市規則第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成16年12月22日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年1月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日規則第 78 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 7 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

○ 八 尾 市 立 斎 場 処 務 規 則

平成14年1月28日
規則第1号

改正 平成21年5月29日規則第34号

(目的)

第1条 この規則は、八尾市立斎場（以下「斎場」という。）の事務分掌及び事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 斎場に次の職員を置く。

- (1) 技能長 1名
- (2) その他職員 若干名

(職務)

第3条 技能長は、環境施設課長（以下「上司」という。）の命を受け、場務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 所属職員は、技能長の命を受けて、場務に従事する。

(分掌事務)

第4条 斎場の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 斎場の運営に関する事。
- (2) 斎場の使用に関する事。
- (3) 火葬に関する事。
- (4) 使用料及び手数料の徴収に関する事。

(帳簿)

第5条 斎場には、次に掲げる帳簿を備え、常にこれを整備しておかなければならない。

- (1) 火葬作業日誌
- (2) 備品台帳
- (3) 出勤簿
- (4) その他必要な帳簿

(業務報告)

第6条 技能長は、毎月前月分の事務の処理状況を上司に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、その都度すみやかに報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

八 尾 市 墓 地 条 例

平成 15 年 6 月 30 日
条例第 22 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日条例第 9 号
平成 26 年 7 月 4 日条例第 31 号

八尾市墓地条例（昭和 24 年八尾市条例第 51 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、八尾市立墓地（以下「墓地」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、その使用の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「墓所」とは、墳墓を設けるために区画された場所をいう。

（名称及び位置）

第 3 条 墓地の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

（墓所使用の目的）

第 4 条 墓所は、焼骨及びこれに準ずるものの埋蔵又は墳墓の建立の目的以外に使用することができない。

（墓所使用の資格）

第 5 条 墓所を使用することのできる者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

（墓所使用の許可）

第 6 条 墓所を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可（以下「墓所使用許可」という。）の際に墓地管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、墓所使用許可を受けた者（以下「墓所使用者」という。）に対し、墓所使用許可証を交付する。

（墓所使用料）

第 7 条 墓所使用許可を受けようとする者は、別表第 2 に定める墓所使用料を当該許可の際に納めなければならない。

（管理料）

第 8 条 墓所使用者は、墓地の維持管理（墳墓の清掃、修理等を除く。）に要する経費として別表第 3 に定める管理料を所定の時期に納めなければならない。

（墓所使用料等の減免）

第 9 条 市長は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の規定による支援給付を受けている者で墓所使用料及び管理料を負担することが困難であると認めるものには、墓所使用料及び管理料を減免することができる。

（墓所使用料等の還付）

第 10 条 既納の墓所使用料及び管理料は、還付しない。ただし、第 12 条の規定により墓所の返還を受けたとき、又は第 13 条第 1 項の規定により墓所使用許可を取り消したときは、別表第 4 の定めるところにより、既納の墓所使用料を還付する。

（墓所使用者の地位の承継）

第 11 条 墓所使用者の死亡その他の事由により、当該墓所使用者に代わって祖先の祭しを主宰する者は、市長の承認を得て当該墓所使用者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により墓所使用者の地位を承継しようとする者は、その事由発生後直ちに市長に申請しなければならない。

（不要墓所の返還）

第 12 条 墓所使用者は、墳墓が不要になったときは、直ちに市長に届け出るとともに、当該墓所を原状に復し返還しなければならない。

（墓所使用許可の取消し）

第 13 条 墓所使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は墓所使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条に定める目的以外に墓所を使用したとき。
- (2) 墓所を譲渡又は転貸したとき。
- (3) 墓所使用許可後 1 年を経過しても使用しないとき。ただし、碑表その他囲障を設けたときは、この限りでない。
- (4) 墓所使用者が死亡した日から 3 年を経過しても第 11 条第 2 項の規定による申請がなされないとき。
- (5) 墓所使用者が住所不明となり 7 年を経過しても第 11 条第 2 項の規定による申請がなされないとき。
- (6) 管理料を 3 年間納めないとき。
- (7) 法令、この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

- 2 前項の規定により墓所使用許可を取り消された者は、直ちに当該墓所を原状に復し返還しなければならない。
- 3 墓所使用許可を取り消された者が、当該墓所使用許可の取消しの日から1年以内に前項の措置を行わないときは、市長が代わって執行し、その費用を当該墓所使用許可を取り消された者から徴収する。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その費用を徴収しないことができる。

(墳墓の移転及び墓所の返還)

第14条 市長は、墓地の管理上その他の理由により必要があると認めるときは、墳墓を移転させ、又は墓所を返還させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により墳墓を移転させ、又は墓所を返還させようとするときは、あらかじめ墓所使用者にその旨を通知するとともに、その損失を補償しなければならない。

(墓所使用者の住所等変更)

第15条 墓所使用者は、本籍、住所、氏名その他墓所使用許可証の記載事項について異動が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(工作の許可)

第16条 墓所使用者は、墓碑の建立等の工作をしようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(焼骨等の埋蔵)

第17条 墓所使用者は、焼骨及びこれに準ずるものの埋蔵又は取出しをしようとするときは、そのつど市長に届け出なければならない。

(墓所使用者の義務)

第18条 墳墓の清掃、修理等は、すべて墓所使用者が行わなければならない。

- 2 墓所使用者が前項の規定に反し、かつ、墓地管理上市長が必要と認めるときは、市長が墳墓の清掃、修理等を行い、その費用を当該墓所使用者から徴収する。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その費用を徴収しないことができる。

(賠償又は補修)

第19条 墓所使用者が、他の墓所使用者の墳墓又は墓地の施設に損害を与えたときは、当該損害を与えた墓所使用者は、自己の負担により賠償又は補修しなければならない。

(管理責任)

第20条 災害、盗難等市の責めに帰さない事由により、墳墓が損害を受けたときは、市はその責めを負わない。

(禁止行為)

第21条 墓地内では、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 物品販売等の営利行為
- (2) 墓地内の土地又は物件の損壊行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が墓地の管理上禁止することが必要と認める行為

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条の墓所使用料及び第8条の管理料については、平成15年7月1日以後に墓所使用許可を受けた者から適用する。
- 3 この条例による改正前の八尾市墓地条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成20年3月31日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月4日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 名 称 | 位 置 |
|-----------|----------------|
| 八尾市立久宝寺墓地 | 八尾市北久宝寺三丁目50番地 |
| 八尾市立龍華墓地 | 八尾市南植松町三丁目43番地 |
| 八尾市立西郡新墓地 | 八尾市高砂町一丁目8番地 |
| 八尾市立安中墓地 | 八尾市南本町九丁目22番地 |

別表第2（第7条関係）

| 名 称 | 墓所使用料 | |
|-----------|-------------------|----------|
| | 単 位 | 金 額 |
| 八尾市立久宝寺墓地 | 1区画（1平方メートル）につき | 400,000円 |
| 八尾市立龍華墓地 | 1区画（1平方メートル）につき | 400,000円 |
| 八尾市立西郡新墓地 | 1区画（1.5平方メートル）につき | 380,000円 |
| 八尾市立安中墓地 | 1区画（2.7平方メートル）につき | 750,000円 |

別表第3（第8条関係）

| 名 称 | 管 理 料 | |
|-----------|------------|---------------------------------|
| | 単 位 | 金額（年額。ただし、4月1日から翌年の3月31日までとする。） |
| 八尾市立久宝寺墓地 | 1平方メートルにつき | 1,300円 |
| 八尾市立龍華墓地 | | |
| 八尾市立西郡新墓地 | | |
| 八尾市立安中墓地 | | |

備考 墓所使用許可日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの1年の期間をいう。）における管理料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率を1,300円に乗じて得た額とする。

| 墓所使用許可日の区分 | 率 |
|-----------------|----------|
| 4月1日から6月30日まで | 100分の100 |
| 7月1日から9月30日まで | 100分の75 |
| 10月1日から12月31日まで | 100分の50 |
| 1月1日から3月31日まで | 100分の25 |

別表第4（第10条関係）

| 区 分 | 墓所使用許可を受けてからの年数 | 還付金額 |
|-------------------------|-----------------|-------------------|
| 第12条の規定による墓所の返還 | 1年未満 | 既納墓所使用料の100分の80の額 |
| | 1年以上10年未満 | 既納墓所使用料の100分の50の額 |
| | 10年以上20年未満 | 既納墓所使用料の100分の20の額 |
| 第13条第1項の規定による墓所使用許可の取消し | 10年未満 | 既納墓所使用料の100分の50の額 |
| | 10年以上20年未満 | 既納墓所使用料の100分の20の額 |

○ 八 尾 市 墓 地 条 例 施 行 規 則

平成15年6月30日
規則第27号

改正 平成19年3月30日規則第29号
平成23年1月21日規則第1号
平成23年6月22日規則第52号
平成24年7月6日規則第45号
平成25年5月13日規則第58号

八尾市墓地条例施行規則（昭和39年八尾市規則第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、八尾市墓地条例（平成15年八尾市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（墓所使用の目的）

第2条 条例第4条及び第17条に規定するこれに準ずるものは、遺髪、遺品その他市長が適当と認めるものとする。

（墓所使用の資格等）

第3条 条例第5条に規定する本市に住所を有する者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 条例第5条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認める者は、条例第11条第1項の規定による墓所使用者の地位を承継する者その他市長が必要と認める者とする。

3 市長は、墓所使用の募集を行うに当たっては、八尾市民の墓地の需要状況等を考慮し、遺骨を保有する者であること等必要な応募者の資格を定めることができる。

（墓所使用許可の申請）

第4条 条例第6条第1項の規定により墓所使用許可を受けようとする者は、墓所使用許可申請書（様式第1号）に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）焼骨を保管している者及び改葬を予定している者

ア 住民票の写し（全部の事項が記載されているものに限る。ただし、市長が不要と認める事項については、省略することができる。次号及び第9条第1項第2号において同じ。）

イ 墓所使用許可を受けようとする者と死亡者との続柄を確認できる除籍謄本等

ウ その他市長が必要と認める書類

（2）前号に規定する以外の者

ア 住民票の写し

イ その他市長が必要と認める書類

（墓所使用許可証）

第5条 条例第6条第3項の墓所使用許可証は、様式第2号のとおりとする。

（管理料の納付）

第6条 条例第8条に規定する管理料を納めなければならない所定の時期は、墓所使用許可日の属する年度にあっては当該墓所使用許可日とし、墓所使用許可日の属する年度以後にあっては当該年度の5月31日までとする。

2 管理料は、当該年度分の年額を前項に規定する時期に一括して納めなければならない。

（墓所使用料等の減免）

第7条 条例第9条の規定により、墓所使用料の減免を受けようとする者は墓所使用料減免申請書（様

式第3号)を、管理料の減免を受けようとする者は墓地管理料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(墓所使用料の還付)

第8条 条例第10条の規定により墓所使用料の還付を受けようとする者は、墓所使用料還付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(墓所使用者の地位の承継)

第9条 条例第11条第2項の規定により墓所使用者の地位を承継しようとする者は、墓所使用者地位承継申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 墓所使用許可証
- (2) 承継しようとする者の住民票の写し
- (3) 使用者と承継しようとする者との続柄を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、墓所使用者の地位の承継を承認したときは、墓所使用許可証に必要事項の記入を行う。

(不要墓所の返還)

第10条 条例第12条の規定により使用している墓所を返還しようとする墓所使用者は、墓所返還届(様式第7号)に、墓所使用許可証その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(墓所使用許可の取消し)

第11条 条例第13条第3項ただし書に規定する市長がやむを得ない事情があると認めるときは、費用を徴収すべき当該墓所使用許可を取り消された者の所在が不明であるときその他市長が必要と認めるときとする。

(住所等の変更届)

第12条 条例第15条に規定する異動の届出は、墓所使用者住所等変更届(様式第8号)に墓所使用許可証及び異動を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(工作の許可)

第13条 条例第16条の工作の許可(以下この条において「工作の許可」という。)を受けようとする墓所使用者は、墳墓工作許可申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 墓所使用許可証
- (2) 工作物の図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、工作の許可をしたときは、墳墓工作許可証(様式第10号)を交付する。

3 工作の許可を受けた墓所使用者は、工作完了後、墳墓工作完了届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(墓碑等の基準)

第14条 墓所に設置する墓碑等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 墓碑及びこれに類するものの高さは、地面より1.8メートル以内とする。ただし、市長がこれによりがたいと認めたときは、この限りでない。
- (2) 墓碑の方向は、市長が定める方位とする。
- (3) その他墓碑等の設置に関する基準については市長が定める。

(埋蔵等の届出)

第15条 条例第17条に規定する届出は、焼骨等埋蔵・取出し届(様式第12号)に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 焼骨を埋蔵するとき 火葬許可証(火葬執行証明済みのものに限る。)、改葬許可証又は分骨

証明書

- (2) 前号に規定する以外るとき 市長が必要と認める書類
(分骨証明書の発行)

第16条 墓所使用者が埋蔵している焼骨の分骨を行うときは、分骨証明交付申請書（墓地用）（様式第13号）を市長に提出し、分骨証明書（墓地用）（様式第14号）の交付を受けなければならない。

（墓所使用者の義務）

第17条 墓所使用者は、常に使用墳墓の清浄を維持し、使用墓所内の墓碑その他工作物の転倒等により、危険又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに修理その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 条例第18条第2項ただし書に規定する市長がやむを得ない事情があると認めるときは、費用を徴収すべき当該墓所使用者の所在が不明であるときその他市長が必要と認めるときとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の八尾市墓地条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職する場合においては、第1条の規定による改正前の八尾市墓地条例施行規則様式第5号及び第2条の規定による改正前の八尾市納骨堂条例施行規則様式第6号は、なおその効力を有する。

附 則（平成23年1月21日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年6月22日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第45号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年5月13日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

○ 八 尾 市 納 骨 堂 条 例

平成16年6月30日
条例第20号

改正 平成28年12月22日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、八尾市立納骨堂（以下「納骨堂」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、その使用の適正化を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 納骨堂の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八尾市立納骨堂

位置 八尾市南植松町三丁目50番地の3

(使用の目的)

第3条 納骨堂は、焼骨等（焼骨及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）の収蔵及びその祭しのために使用するものとする。

(使用の資格)

第4条 納骨堂を使用することのできる者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 納骨堂を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）の際に納骨堂管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用許可証を交付する。

(使用期間及び更新)

第6条 納骨堂の使用期間は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、使用許可を

(目的)

第1条 この条例は、八尾市立納骨堂（以下「納骨堂」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、その使用の適正化を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 納骨堂の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 八尾市立納骨堂

位置 八尾市南植松町三丁目50番地の3

(使用の目的)

第3条 納骨堂は、焼骨等（焼骨及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）の収蔵及びその祭しのために使用するものとする。

(使用の資格)

第4条 納骨堂を使用することのできる者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 納骨堂を使用しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）の際に納骨堂管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、使用許可証を交付する。

(使用期間及び更新)

第6条 納骨堂の使用期間は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、使用許可

を受けた日（以下この項において「許可日」という。）が4月1日でない場合の当該使用期間は、許可日から許可日の属する年の翌々年（許可日が1月1日から3月31日までの日である場合にあっては、許可日の属する年の翌年）の3月31日までとする。

2 前項の使用期間は、更新することができる。

3 前項の規定により、使用期間の更新をしようとする使用者は、当該使用期間が満了する1月前までに市長に申請し、その許可を受けなければならない。

（使用料）

第7条 使用許可を受けようとする者及び前条第3項の許可を受けようとする使用者は、焼骨等の収蔵のために区画された施設（以下「納骨壇」という。）の使用料を当該許可の際に納めなければならない。

2 使用料の額は、1区画2年につき12,000円とする。ただし、使用期間が2年に満たない場合の使用料の額は、500円に当該使用期間の月数（1月に満たない月についても1月とみなす。）を乗じて得た額とする。

注 平成29年10月1日から施行

第7条第2項中「12,000円」を「15,600円」に改め、同項ただし書中「500円」を「650円」に改める。

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する者が当該許可の申請を行う際に本市に住所を有していない場合の使用料の額は、前項に規定する使用料の額の100分の150に相当する額とする。

（使用料の免除）

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第11条第1項第1号の規定により納骨壇の返還を受けたときは、500円に返還した日の属する月の翌月から当該使用期間満了までの月数を乗じて得た額を還付する。

注 平成29年10月1日から施行

第9条ただし書中「500円」を「650円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第7条第3項の規定は、前項ただし書に規定する使用料の還付について準用する。

（使用者の地位の承継）

第10条 使用者の死亡その他の事由により、当該使用者に代わって祖先の祭りを主宰する者は、市長の承認を得て当該使用者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により使用者の地位を承継しようとする者は、その事由発生後直ちに市長に申請しなければならない。

（納骨壇の返還）

第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに納骨壇に収蔵した焼骨等を引き取り、当該納骨壇を原状に復し返還しなければならない。

（1）納骨壇を使用しなくなったとき。

（2）使用期間が満了し、更新しないとき。

（3）次条の規定により使用許可を取り消されたとき。

2 市長は、前項に規定する者が同項の措置を行わないときは、当該焼骨等を一定の場所に改葬し、又

は移転することができる。

(使用許可の取消し)

第12条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する目的以外に納骨堂を使用したとき。
 - (2) 納骨堂の使用権を譲渡又は転貸したとき。
 - (3) 法令、この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。
- (焼骨等の移転及び納骨壇の返還)

第13条 市長は、納骨堂の管理上その他の理由により必要があると認めるときは、焼骨等を移転させ、又は納骨壇を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により焼骨等を移転させ、又は納骨壇を返還させようとするときは、あらかじめ使用者にその旨を通知するとともに、その損失を補償しなければならない。

(使用者の住所等変更)

第14条 使用者は、本籍、住所、氏名その他使用許可証の記載事項について異動が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(焼骨等の収蔵等)

第15条 使用者は、焼骨等の収蔵又は取出しをしようとするときは、そのつど市長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第16条 納骨堂の施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成16年11月1日から施行する。

(平成17年規則第1号で平成17年1月15日から施行)

(経過措置)

2 第5条第1項に規定する使用の申請については、この条例の施行の日前においても平成16年11月1日以後行うことができる。

附 則 (平成28年12月22日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 第3条、第5条から第13条まで、第15条、第18条、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第30条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料等について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

- (1) 八尾市文化会館条例別表第1号及び第2号
- (2) 八尾市立中小企業サポートセンター条例別表第1及び別表第2
- (3) 八尾市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2
- (4) 八尾市立りサイクルセンター学習プラザ条例別表
- (5) 八尾市斎場条例別表
- (6) 八尾市納骨堂条例第7条第2項及び第9条
- (7) 八尾市まちなみセンター条例別表
- (8) 八尾市都市公園条例別表第3第1項及び第3項並びに別表第4

- (9) 八尾市立南木の本防災公園条例別表第3及び別表第4第1項
- (10) 八尾市立埋蔵文化財調査センター条例第4条の8第2項
- (11) 八尾市生涯学習センター条例別表第1第1号及び第2号
- (12) 八尾市立総合体育館条例別表第1項及び第2項
- (13) 八尾市立南木の本防災体育館条例別表
- (14) 八尾市立山本球場条例別表第1項及び第2項
- (15) 八尾市立市民運動広場設置条例別表
- (16) 八尾市立青少年運動広場設置条例別表
- (17) 八尾市立歴史民俗資料館設置条例別表第2項
- (18) 安中新田会所跡旧植田家住宅条例別表第2及び別表第3
- (19) 八尾市立屋内プール条例別表第1項
- (20) 八尾市立大畑山青少年野外活動センター条例別表
- (21) 八尾市立テニス場設置条例別表第1号

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

○八尾市納骨堂条例施行規則

平成17年1月14日
規則第2号

改正 平成19年3月30日規則第29号
平成23年1月21日規則第1号
平成23年3月22日規則第10号
平成24年7月6日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市納骨堂条例（平成16年八尾市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休堂日)

第2条 八尾市立納骨堂（以下「納骨堂」という。）の休堂日は、1月1日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休堂することができる。

(開堂時間)

第3条 納骨堂の開堂時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開堂時間を変更することができる。

(焼骨等)

第4条 条例第3条に規定する焼骨は、骨つぼ等に収めなければならない。

2 条例第3条に規定するこれに準ずるものは、遺髪その他市長が適当と認めるものとする。

(使用の資格)

第5条 条例第4条に規定する本市に住所を有する者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。

2 条例第4条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認める者は、条例第10条第1項の規定による使用者の地位を承継する者その他市長が必要と認める者とする。

(使用許可の申請)

第6条 条例第5条第1項の規定により使用許可を受けようとする者は、納骨堂使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し（全部の事項が記載されているものに限る。ただし、市長が不要と認める事項については、省略することができる。第11条第1項第2号において同じ。）

(2) 使用許可を受けようとする者と死亡者との続柄を確認できる除籍謄本等

(3) その他市長が必要と認める書類

(使用許可証)

第7条 条例第5条第3項に規定する納骨堂使用許可証は、様式第2号のとおりとする。

(使用期間の更新)

第8条 条例第6条第3項の規定により使用期間の更新の許可を受けようとする者は、当該使用期間の満了する3月前から1月前までの間に、納骨堂使用許可更新申請書（様式第3号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第6条第3項の規定により使用期間の更新の許可を受けた者に対し、前条の納骨堂使用許可証を交付する。

(使用料の免除)

第9条 条例第8条の規定により使用料を免除することができる者は、次のとおりとする。

(1) 天災又は火災の被害を受け、特に市長が必要と認めた者

(2) 本市の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者

(3) 本市の住民で前年（第3項に規定する免除の申請日が1月1日から6月30日までの日である場

合にあっては、前々年。以下この号において同じ。)中の当該世帯の所得の総額が、前年中の生活保護基準に準じて市長が定める基準額以下の世帯に属する者

(4) その他市長が特に必要と認めた者

2 使用料の免除の期間は、条例第6条第1項に規定する使用期間とし、使用期間を更新したときの使用料の免除の期間は、当該更新に係る期間とする。

3 条例第8条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、納骨壇使用料免除申請書(様式第4号)に免除事由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、使用料の免除を決定したときは、納骨壇使用料免除通知書(様式第5号)を交付する。

(使用料の還付)

第10条 条例第9条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、納骨壇使用料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(使用者の地位の承継)

第11条 条例第10条第1項の規定により使用者の地位を承継しようとする者は、納骨堂使用者地位承継申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納骨堂使用許可証

(2) 承継しようとする者の住民票の写し

(3) 使用者と承継しようとする者との続柄を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、使用者の地位の承継を承認したときは、納骨堂使用許可証に必要事項の記入を行う。

(納骨壇の返還)

第12条 条例第11条第1項の規定により使用している納骨壇を返還しようとする使用者は、納骨壇返還届(様式第8号)に納骨堂使用許可証その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(焼骨等の移転等)

第13条 市長は、条例第11条第2項の規定により、当該焼骨等を保管庫等に移転し、当該使用者が住所不明となり7年を経過しても条例第11条第1項の措置を行わないときは、当該焼骨等無縁墳墓等に改葬することができる。

(分骨証明書の発行)

第14条 使用者が収蔵している焼骨の分骨を行うときは、分骨証明交付申請書(納骨堂用)(様式第9号)を市長に提出し、分骨証明書(納骨堂用)(様式第10号)の交付を受けなければならない。

(住所等の変更届)

第15条 条例第14条に規定する異動の届出は、納骨堂使用者住所等変更届(様式第11号)に納骨堂使用許可証及び異動を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(収蔵等の届出)

第16条 条例第15条に規定する届出は、焼骨等収蔵・取出し届(様式第12号)に、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 焼骨を収蔵するとき 火葬許可証(火葬執行証明済みのものに限る。)、改葬許可証又は分骨証明書

(2) 前号に規定する以外るとき 市長が必要と認める書類

(遵守事項)

第17条 納骨堂においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 納骨堂の施設、附属設備等を汚し、又は傷つけるおそれのある行為をしないこと。

(2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 納骨堂の管理運営上支障を及ぼす行為をしないこと。

(5) その他職員の指示に従うこと。

附 則

この規則は、平成17年1月15日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職する場合には、第1条の規定による改正前の八尾市墓地条例施行規則様式第5号及び第2条の規定による改正前の八尾市納骨堂条例施行規則様式第6号は、なおその効力を有する。

附 則（平成23年1月21日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月22日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第45号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

平成29年度 八尾市清掃事業

平成30年3月発行

刊行物番号 H29-145

〒581-0017 大阪府八尾市高美町五丁目2番2号 八尾市清掃庁舎内

八尾市 経済環境部

資源循環課 減量推進係・指導係

TEL: 072 (924) 3866

FAX: 072 (923) 7135

e-mail: shigen@city.yao.osaka.jp

環境事業課 業務推進係

TEL: 072 (991) 6254

FAX: 072 (999) 4625

e-mail: kankyoujigyoka@city.yao.osaka.jp

粗大ごみ受付センター

TEL: 0800 (222) 9966 (通話料無料)

※携帯電話・PHS・一部のIP電話からは、

072 (923) 9966 (通話料が必要)

FAX: 072 (923) 0030

環境施設課 施設管理係

TEL: 072 (991) 7362・(992) 2139

FAX: 072 (999) 4625

e-mail: kankyousisetuka@city.yao.osaka.jp

八尾市立リサイクルセンター

〒581-0026 大阪府八尾市曙町二丁目11番地

TEL: 072 (992) 2060

八尾市立リサイクルセンター学習プラザ「めぐる」

TEL: 072 (994) 0564

八尾市一般廃棄物最終処分場

〒581-0851 大阪府八尾市上尾町九丁目36番地

TEL: 072 (993) 1767

八尾市立斎場

〒581-0091 大阪府八尾市南植松町三丁目50番地の3

TEL: 072 (923) 1493

FAX: 072 (992) 9666

八尾市立衛生処理場

〒581-0851 大阪府八尾市上尾町八丁目24番地の1

TEL: 072 (922) 3236

FAX: 072 (924) 4183

八尾市環境衛生庁舎

〒581-0844 大阪府八尾市福栄町四丁目42番地の1

TEL: 072 (999) 2760

FAX: 072 (923) 6682

